

第七十二回国会 内閣委員会

議錄 第二十七号

(五二五)

昭和四十九年五月九日(木曜日)  
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 德安 實藏君

理事 加藤 鳴三君	理事 小宮山重四郎君
中山 正輝君	田中 勝一君
上原 康助君	大出 俊君
中路 雅弘君	田代 一正君
越智 伊平君	山口 衛一君
奥田 敬和君	小田村 四郎君
吉田 法晴君	田村 良平君
鬼木 勝利君	前田治一郎君
大原 亨君	三原 朝雄君
建设大臣 亀岡 高夫君	鈴木 一男君
国務大臣 大臣 小坂徳三郎君	山口 衛一君
國務総理官 助川 周君	高瀬 忠雄君
國務総務長官 小坂徳三郎君	久保 卓也君
国務次官 山中 貞則君	三塚 博君
内閣審議官 粟屋 敏信君	天野 公義君
内閣審議官 小幡 孜也君	田中 良平君
内閣法制局第二部長 味村 治君	笠岡 喬君
内閣総理大臣官 房総務審議官 佐々 咲美君	山中 貞治君
行政管理庁行 政長官 平井 勝利君	近藤 鉄雄君
防衛政務次官 木野 靖夫君	赤城 宗徳君
防衛厅參事官 大西誠一郎君	奥田 敬和君
防衛厅長官官房 丸山 昂君	大原 亨君
防衛厅參事官 長坂 直君	田中 貞治君
防衛厅參事官 防衛厅長官官房 岡太 強君	川崎 寛治君
防衛厅參事官 岩坂 錠君	近藤 鉄雄君
防衛厅參事官 田中 航君	前田治一郎君
防衛厅參事官 田村 良平君	三原 朝雄君
防衛厅參事官 前田治一郎君	前田治一郎君

出席政府委員

内閣審議官 粟屋 敏信君	建設大臣 亀岡 高夫君	國務大臣 小坂徳三郎君	国務総理官 助川 周君	内閣法制局第二部長 味村 治君	内閣総理大臣官 房総務審議官 佐々 咲美君	行政管理庁行 政長官 平井 勝利君	防衛政務次官 木野 靖夫君	防衛厅參事官 大西誠一郎君	防衛厅長官官房 丸山 昂君
内閣審議官 小幡 孜也君	国務総理官 助川 周君	國務総務長官 小坂徳三郎君	内閣法制局第二部長 味村 治君	内閣法制局第二部長 味村 治君	内閣総理大臣官 房総務審議官 佐々 咲美君	行政管理庁行 政長官 平井 勝利君	防衛政務次官 木野 靖夫君	防衛厅參事官 大西誠一郎君	防衛厅長官官房 丸山 昂君
内閣総理大臣官 房総務審議官 佐々 咲美君	内閣法制局第二部長 味村 治君	内閣法制局第二部長 味村 治君	内閣法制局第二部長 呆村 隆君	内閣法制局第二部長 呆村 隆君	内閣法制局第二部長 呆村 隆君				
内閣総理大臣官 房総務審議官 佐々 咲美君	内閣法制局第二部長 呆村 隆君	内閣法制局第二部長 呆村 隆君	内閣法制局第二部長 呆村 隆君	内閣法制局第二部長 呆村 隆君	内閣法制局第二部長 呆村 隆君				

出席政府委員  
出席国務大臣

委員外の出席者

内閣審議官 粟屋 敏信君	建設大臣 亀岡 高夫君	國務大臣 小坂徳三郎君	国務総理官 助川 周君	内閣法制局第二部長 呆村 隆君					
内閣審議官 小幡 孜也君	国務総理官 助川 周君	國務総務長官 小坂徳三郎君	内閣法制局第二部長 呆村 隆君						
内閣総理大臣官 房総務審議官 佐々 咲美君	内閣法制局第二部長 呆村 隆君								

委員の異動

五月八日

辞任

田中 笠岡 番君

三原 朝雄君  
前田治一郎君

補欠選任

田中 良平君

木原 美君  
河原良雄君  
佐々木英文君  
佐々木英文君  
佐々木英文君

菊池 三男君  
古屋 亨君  
横手 正君  
中村 四郎君

本日の会議に付した案件  
国土総合開発庁設置法案(内閣提出、第七十一回国会閣法第二三号)、  
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案(内閣提出第四五号)

○德安委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、第七十二回国会閣法第二三号、  
国土総合開発庁設置法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出があり

ますので、順次これを許します。木原美君。

○木原委員 それでは、総務長官がお見えでござ

いますので、まず提案者としての長官に初めに伺つておきたいのです。

われわれの手元にいまありますのは、あなたのほうからいただきました資料を含みましたこれだけなんです。国土利用計画法案がきょう成立するが、御承知のよな経過がございまして、この役

所は、それに連連をしていろいろとやつてもらわなければならぬ要素もたくさんあると思うのですが、それにしては、何といいますか、去年の法案を、いまこれからやろうというわけなんで、その辺について、何か提案者として考える余地というものはないかたのですか。

○小坂国務大臣 昨日、国土利用計画法案が委員会を通過いたしまして、本日、本会議で了承されると、いふうに聞いておりますが、その利用計画法が決定されましたら、われわれは、それにもちろん十分沿つていきたい。したがいまして、国土総合開発庁という原案で御審議を賜わるようお願い申し上げておりますが、私たちいたしましては、十分、国土利用計画法の精神を踏まえまして、この精神が、国土総合開発庁において十分生かされるような方向で仕組みを考えております。

しかし、まださまざまばかりのところでございまでの、十分なるあれはできませんが、しかし、心がまえといたしましては、それに沿つてまいる考え方でございます。

○木原委員 それは、私どもの事情も似たようなものだと思うのです。しかし、もしそれならば、地価抑制ということに一つの焦点を据えて、建設のほうでも、あれだけの画期的な論議がありまして、ようやく大部分の野党の間が一致をして、一つのかなり前進的な法案が出た。これに対する期待というものが、われわれにもあるわけですね。

しかし、ある意味では、それとの関連の中で、国土関係についての施策を集中してやろう、こういふ役所をつくろつということなんですが、それにしては、いわゆる国土総合開発法時代の、いわば関連の中で、この役所の構成や理念や考え方といふものが出了わけなんですね。

そうしますと、精神を体してやるとおっしゃるわけですけれども、それならば、私どもとしても、

これは、まず役所の名称から始まって、多くの分野について、これまで、あらためて当委員会におきまして、審議のやり方なり、あるいはまた精神を入れる入れものの方について、一貫与野党の間で相当な議論をしてみなくちやならぬ、こういう感じがするわけです。ですから、そうなりますと、いまの段階で、これを去年のままでどうぞ、こうおっしゃられて出されましても、これは、ああそうですかと言っていたらくわけにいかないんですね。ある意味では、もう少し政府のほうだけ、立法府の動きについて関心を持たれて、意の指示をされても、もう少しあれわれが審議しやすいものをお出してこられるようなことが必要じゃなかつたのか、こう思うのですが、どうですか。

○小坂國務大臣 木原委員の御指摘のとおりでございますが、いざれにいたしましても、利用計画が昨日でござります。もちろん、そういうことを踏まえて、一応のプランは事務的にはござりますが、いざれにいたしましても、利用計画が非常にいたしまして、立法院等について開心を持たれて、意の指示をされても、もう少しあれわれが審議しやすいものをお出してこられるようなことが必要じゃなかつたのか、こう思うのですが、どうですか。

○小坂國務大臣 木原委員の御指摘のとおりでござりますが、いざれにいたしましても、利用計画が非常にいたしまして、立法院等について開心を持たれて、意の指示をされても、もう少しあれわれが審議しやすいものをお出してこられるようなことが必要じゃなかつたのか、こう思うのですが、どうですか。

○小坂國務大臣 その点につきまして、どういう形式で御審議を賜わるのが一番いいのかということも考えまして、多少内々には検討いたしましたが、本件につきましては、委員長並びに当委員会において、ひとつ方向を出していただければ、われわれとしては非常にありがたいわけです。

○小坂國務大臣 この役所をつくることによつて、まず、なきねばならぬことは、現在もうほとんど常識化しております土地の問題、それから同時に、土地の暴騰を押えていくこと、それから同時に、土地問題を中心にして、現在非常にふくれ上がつておる大都市の過密状態、また一方における日本の農村の非常な過疎状態、こうしたような問題を、ともかくこらへて一応安定期的な状態において均衡を保たせるということ、同時に、地価の抑制ということについては、いろいろ議論があつたと思ひますけれども、やはり取引に対して制限を加えていく、第三者的な機関を通すといつよくな方向の中でこれに取り組むとともに、地価公示制等も、新しい役所においてどんどんこれを前進させていく。いざれにいたしまして、地価の暴騰をこらへて食いとめていくこと、それから、国土の全体の配分及びその基盤の上に立つて、もつと正當化していくということが一番大きなねらいでござります。

○木原委員 私は、問題は二つあります。長官いまお述べになりました、何といいましても、いまの暴騰を続ける地価に対し、抑制の一つの強力な機関にしたい、そのための議論は、私ども反対ではございません。この点につきましては、いま建設大臣もお見えでございますから、後ほど解決していく、そのような方向を、この役所の一番重要な役割りと考えております。

○木原委員 私は、問題は二つあります。長官いまお述べになりました、何といいましても、いまの暴騰を続ける地価に対し、抑制の一つの強力な機関にしたい、そのための議論は、私ども反対ではございません。この点につきましては、いま建設大臣もお見えでございますから、後ほど解決していく、そのような方向を、この役所の一一番重要な役割りと考えております。

○木原委員 私は、問題は二つあります。長官いまお述べになりました、何といいましても、いまの暴騰を続ける地価に対し、抑制の一つの強力な機関にしたい、そのための議論は、私ども反対ではございません。この点につきましては、いま建設大臣もお見えでございますから、後ほど解決していく、そのような方向を、この役所の一一番重要な役割りと考えております。

○木原委員 私は、問題は二つあります。長官いまお述べました、何といいましても、いまの暴騰を続ける地価に対し、抑制の一つの強力な機関にしたい、そのための議論は、私ども反対ではございません。この点につきましては、いま建設大臣もお見えでございますから、後ほど解決していく、そのような方向を、この役所の一一番重要な役割りと考えております。

○木原委員 私は、問題は二つあります。長官いまお述べました、何といいましても、いまの暴騰を続ける地価に対し、抑制の一つの強力な機関にしたい、そのための議論は、私ども反対ではございません。この点につきましては、いま建設大臣もお見えでございますから、後ほど解決していく、そのような方向を、この役所の一一番重要な役割りと考えております。

○木原委員 私は、問題は二つあります。長官いまお述べました、何といいましても、いまの暴騰を続ける地価に対し、抑制の一つの強力な機関にしたい、そのための議論は、私ども反対ではございません。この点につきましては、いま建設大臣もお見えでございますから、後ほど解決していく、そのような方向を、この役所の一一番重要な役割りと考えております。

態を踏まえてもっと考えたらどうだというような議論を、われわれもついこの間までしていたわけですね。ところが、ここところへ来まして、御承知のように、この所も國務大臣を一人置きましたが、かなり強力な役所を一つ新設するということですが、これはつい一、二年前までは、当委員会の流れとしては考えられない提案なんですね。

そつなりますと、一体いままでの行政機構を簡素化していくという政府の基本的な流れといふのは、まさに変わったのかどうか、こういうこととまず明らかにしてもらいたいと思うのです。これは行管の局長見えておりますけれども、國務大臣ですから、おそらく御見解がありだと思いますので、ひとつ御見解を承っておきたいと思いま

す。  
○小坂國務大臣 行政簡素化ということは、現状のよくな縦割り行政をやつておる、縦割り行政を中心とする行政機構を簡素化することは、私は当然だと思います。やはり簡素化をしなければ、そこに当然、縦割りでございますから権限の凝結があつて、しかも、血の通わなくなるというようないろいろな問題もあるし、また、横との連絡がうまくいかないということも、從来十分にみんながわかつておる点でござります。一方、現在のよな社会の発展そしてまた複雑化いろいろな問題が出てきておる中におきましては、私は、もう縦割り行政だけでは受けとめきれない問題が山積していると思うのです。都市の問題一つとりましても、これは、とても縦割り行政の中では、何とも手の下しようがなくなつております。同時にまた、過疎問題にいたしましても、そつじやないでしょうか。同時にまた、現在いわれている土地の問題等を見ますと、これはもちろん、各省が縦割りの中で努力をいたしましたと思いますが、それがばらばらであつて、少しもそれが集中的な政策効果をあげ得ないということも、すでに十分國民はわかつておるのじやないか。

いま、この國土総合開発庁のよくな横割りの行政機構をつくつて、そつして、いま日本の最大の

問題である土地の問題に取り組もつという考え方には、行政簡素化という観点から、十分認められてしかるべきものであるし、むしろ、こういうよくな横割りの組織体をつくつて、それに強力な権限を与えて持つていくことが、これから行政の基本的な改善への第一歩になるのじやないか、私はそのように考えます。

そういう意味で、今回、御提案申し上げている国土総合開発庁というよくな横割り行政機構を、今後はもつと他の面にも広げていかなければならぬ、そのよつとも考えておりまして、行政の簡素化ということ、くどいようでございますが、国民から見て簡素化されることが必要であり、国民から見てその役所が、自らの生活に非常に有効に働いているのだという認識に立つべきだと考

ます。そこで、その際に、こうした横割りの強力な機構をつくつていくことは、むしろ行政簡素化ということと同じよくな意味を持つのじやなかろうか。私自身も、この新しい機構にたいへん新しくて、その際に、こうした横割りの強力な機構をつくつしていくことは、むしろ行政簡素化ということと同じよくな意味を持つのじやなかろうか。私自身も、この新しい機関にたいへん新しくて、その際に、こうした横割りの強力な機構をつくつしていくことは、むしろ行政簡素化

をいつておる点でございます。いつてわれわれがずいぶん強調したこととよく似てゐるわけなんです。ところが、それに対しましては、かつて佐藤内閣時代、そうじやないと言つんでは、かつて佐藤内閣時代、そうじやないと言つんのです。それはそうだけれども、しかし、どうも、これは、とても縦割り行政の中では、何ともそういうことを言つてると、いつの間にか役所の機構のよなものは膨大になつてしまつて、とても縦割り行政に対する総合調整機能の強化といふものが必要性も、新しい公害問題、環境問題、あるいはこの種の都市問題等につきまして、最近非常に強く出てきていることも事実でございまして、こういう新しい行政需要に対応する機構といふものも、最小限度必要ではないかということも事実でござります。そういう意味におきまして、四十六年には、完全な意味のスクラップ・アンド・ビルトの原則から逸脱はいたしておりますが、環境庁の設置といふことも認めておりますし、今回、国土総合開発庁の設置も、そのよくな趣旨で最小限度必要なものとして認めた。

ただし、この場合におきましても、純然たる機構の新設にとどまるることは、極力回避いたしまして、御承知のように、経済企画庁の総合開発局、首都圈整備委員会、近畿圏整備本部、中部圏開発局、建設省の宅地部等の既存機構を極力統合いたしまして、実質的には機構の増大、拡張にならないようについて配慮をいたしたつもりでござります。

際、あわせて聞いておきたいと思うのです。どう

ですか。  
○平井(迪)政府委員 従来の行政管理庁と申しますか、あるいは内閣の方針といったしまして、確かに佐藤内閣当時から先生御指摘のような、機構についてはスクラップ・アンド・ビルトの原則、定員については、いわば不拡充の原則と申しますか、私はそのように考えます。

私はそのように考へ方を基調として仕事をしてまいりましたことは、ともかくことは事実でござります。その考え方 자체は、基本的に、現在といえども変わつておりませんし、たとえば、そういう例といたしまして本年度の四十九年度における査定の内容を見ましても、いわゆる局レベルの増設といふものは、一切認められません。總需要抑制というよくな情勢もございましたが、いわば必要最小限度の部の増設三にとどまつておる。それも、実質的には相当官職を振りかえて設置するといふやうなやり方で、実質的には、そういう原則を極力貫くべく努力をいたしてまいつておる次第でござります。

ただ一方で、総務長官御指摘のよつて、いわゆる縦割り行政に対する総合調整機能の強化といふものが必要性も、新しい公害問題、環境問題、あるいはこの種の都市問題等につきまして、最近非常に強く出てきていることも事実でございまして、こういう新しい行政需要に対応する機構といふものも、最小限度必要ではないかということも事実でござります。そこには、たゞまえの議論としては確かにそうなんだ、しかし、そんなことを言って、少し甘い顔をしたら役所といふものはふててしまつて、ともかく公務員の数がふえてしそうがないから、大なたをふるつてやるんだ。そつなつたら、結局、たとえば國民が一番欲しておる行政サービスの部門、抵抗の弱いところが削られて、どちらかといふと、管轄的な部門のよなものがやらなければいけないのだ、ともかくこれをやらなければどうも歯どめがきかない、だから、やや乱暴であるけれども、たとえば一局削減だとか、あるいは総務法で何%か人員を切るとか、こういうことをやるにしても、少なくやならないのだ。しまいには総理も、理屈はないのだ、ともかくこれをやらなければどうも歯どめがきかない、だから、やや乱暴であるけれども、たとえば一局削減だとか、あるいは総務法で何%か人員を切るとか、こういうことをやるにしても、少なくやならないのだ。だから私は、このお尋ねをするわけです。それで、この役所ができまして、地価の5%でも10%でも下げることができのか、納税者の立場、國民の立場から見れば、まず、その約束をいたきたいよな感じがするわけです。

昨日でしたか、経済企画庁が物価局といふもの

をつくったわけです。私は、これはなんだと言つたわけです。だから、この物価局というものをつけたら、たとえば物価の一%も下がるのか、こういう約束を求めたわけです。これは、まあ少し極端な議論だというのですが、ところが、皮肉なことには、物価局ができたとたんに御案内のように入フレ、狂乱でしよう。何をやっているんだということになるわけです。それはど物価問題が大事なら、私は、おにいさんに申し上げたのですが、物価局などというけちくさいことを言わないので、経済企画庁をあげて、かつてあったように物価安定本部なり物価省なり、そういうものに全部やりかえたらどうだ、こう申し上げたこともあります。しかし、そうもいきませんで、物価局であります、こういう話だったのですけれども、お互い政治といふものは結果において批判をする、そういう宿命を持っているわけです。物価局などというのは、手近な例ですけれども、役所はできた、たまえはりっぱだった、しかし、その裏づけは一つも与えられなかつた、結果においては行政機構だけは、しかも大臣を含めて非常に膨大になつていつた、それをやはりおそれるわけです。

だから、それについてのきちんとした歯どめ、ありようというものについては、総務長官だけの御責任ではありますけれども、特に保利さんを長とされます行管などには、一つの流れがあると思いますから、この段階でちゃんととした理念のようものを打ち出してもらつて、これからはこれでいくのだ、こういう方向を出してもらいたいと思うのです。

申しますのは、この委員会には、いま一つ経済協力大臣を置こうという案が出ているのですね。私も、この委員会に長年席を置いておりますけれども、一つの国会の中で、二人大臣をつくる設置法を審議するなどということは未曾有のことなんです。しかも、あとでお伺いしますけれども、そればかりじゃありません。總理の御発言によりますと、今度は中小企業省だ、住宅省だといふ

ですね。まごまごしておりますと、この一年の間に大臣があと三人も四人もふえてくる。そうするにと、これは国家行政組織上の問題として、インフレ時代だからといって、一体こんなにやたらに大臣というものが膨張していいのか、こういう問題がある。この点では、私は、伝えられました閣内における山中防衛庁長官の発言というものを、一々聞いてみたいという気持ちもするわけです。だから、總理の発言が次々に、報道によりますと、思いつきだとかいろいろなことをいわれておりますけれども、それにしても、あまりにも思いつきが過ぎるのではないか。

そうなりますと、この入り口の問題で、やはり

ここではつきりとしたこれから行政機関、行政機構のあり方についてのちゃんととした理念を示されませんと、ここで私どもが、必要だといって甘い顔をすれば、それじや経済協力大臣、これも、ちゃんと大義名分は立つわけです。中小企業省、これも大義名分はつくわけです。これは、つい数年前までは、私どもが同じく中小企業省をつくれました。つまり議員提案を、法案を、実はここに提起をしてきたいときもあります。趣旨には反対のしようがありません。しかも住宅省だ、こういうふうに考えますと、この辺できちんとした行政機構のありようといふものについて、政府部内の統一した意思といいますか、きちんととした理念を出してくれませんと、当委員会としては、ああそうですが、再度関係として御見解を承つておきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 木原委員のただいまの御指摘

は、まことに適切だと私は思うのです。やはりわれわれも、こういうような新しい国務大臣を置こうというわけでござりますので、ただいま御指摘

うふうに考へるわけでござります。

先ほどの御指摘は、ほんとうにわれわれも、そ

うしたことが設立後二年、三年たつたときに、十分成果があがつたということを、この議場において申し上げられるような努力をなすべきものであるといふふうに考へております。

○木原委員 おっしゃることは、私もよく理解で

えますと、建設大臣の御見解も聞いておきたいと

総合開発府設置の基本の線に十分生かしていくと

いうことを前提に私は考えたいと思います。

同時にまた、環境庁のような、公害問題という

ものが一つの国民的な、あるいは市民の生活に

とってきわめて切実な問題になつて、一つの権限

を持って環境庁ができました。その結果は、やは

り総量規制という、今まで考えられなかつたよ

うなことが、実際面として実施されてきている。

そのことだけでも、私は、国民生活にとつてはア

ラスではなかつたかと思います。

私は、環境庁の活動も十分に評価されてかかるべきだと思いますが、この土地の問題、そしてま

た資源の問題、特に水の問題、過疎過密の問題、

こういう問題は、とても一省の一部局のよく担当

し得るところじゃないわけございまして、先ほ

どからもる申上げているよう、そうしたも

のを総合的に集約して、そして横割りの一つの大

きな行政体をつくつて対処しなければならぬ。同

時に、それを指導する國務大臣が、ぜひこれは國

務大臣というポストの中での閣内においての發

言、そしてまた、政府の一つの重要な役割りを果

たすものとして國務大臣をもつて充てるというこ

とは、この重要な國土の問題とというよりも、土地

の問題、それからこれは同時に大都市の問題、農

村の問題、すべてにかかわる問題でござりますの

で、やはり私は、こうした——屋上屋というよう

な御観察もあるかも知れないし、また、その結果

がどうかという御疑念も十分わかりますが、やはりそれは、担当する國務大臣がその衝に当たると

いう、その責任を明確にしておく必要があるとい

うふうに考へるわけでござります。

○鷲岡国務大臣 手に余るというようなことは、

全く考へてはおりません。ただ建設省設置法に、

木原委員も御承知のとおり示してあるとおり、建

設省としては実施省、実施官厅という色彩が非常

に強いわけでござります。そういう意味におきま

して、実は一昨年来、土地が非常に急上昇してく

る気配を見せた、土地政策を進めたい、こう申し

ましても、建設省としては、所管事項じやない面

が実は法律的にあつたわけでござります。それと

同時に、いろいろ道路の計画あるいは河川の改修

の計画、都市計画、もろもろの国土整備の計画を

進めるにあたりまして、国土の状態がつまびらか

じやない。國土調査法という法律がござりますけ

ども、この法律が一向に、国土全般をおおうま

には、二十年、三十年、百年もかかるというよ

うな速度でしか進んでおらないということでござ

に過剰投資になつておる面がある。  
そういうわゆる国土の基本的な政策、計画を企画するといったよな面につきまして、やはり一省庁をおこして、そこで統括的にまず国土調査という面から国土の実態、これはほんとうに宅地なのか、いま、たいへん大きな問題になつておるわけでありますけれども、その実態がはつきりと、どこの省においても、つかめていないといふ問題が実は現実でござります。しかも一物四価と申しますか、一つの土地に対し、自治省でやつております固定資産税の評価額、それから建設省でやつております公示価格、それから大蔵省の相続財産の際に基準といたします価格、それから時価、こういう一物四価といったよなのが現実でござります。こういう面を、やはり基本的に改善をしていかなければならぬということになりますと、どうしてもやはり土地に対する問題、それから水にいたしましても、さようございます。農林省、建設省、通産省といふことで、それそれ各省のなわ張りに左右されて、國民が実は非常に苦労しておることも、木原委員御承知のとおりでござります。

そういう面を、この際ひとつきちんととした姿でこれを断行していくことと、先ほど来総務長官からお答え申し上げておりますよな、国土総合開発庁といふものを作りまして、国土総合開発の計画並びに企画、そういう面に対する基本的なデータをきちんと把握して、そうして、それに基づいて、各省がそれぞれの行政事項を、計画的に科学的に進めていけるよな体制をどうしててもつくる必要があるということで、この国土総合開発庁の設置についての法案をお願いしておる合開発庁の設置についての法案をお願いしておるということをございます。

したがいまして、この法案を作成するにあたりましては、建設省いたしましては、積極的に協力をいたしまして、中途はんぱで仕事が非常にしにくいというよな面の部門を、実は国土総合開発庁に移しがえをして、そうしてより強力な力を發行に移しがえをして、そうしてより強力な力を

○木原委員 建設省ができる中で、いろいろな論議があつたのを、私も記録で読んだことがござりますけれども、国土の保全ということが、建設省が生まれる前に非常に大きな理念としてあつたわけですね。それからまた一時期、国土省のやうなものをつくるとかつくらないとかいう議論が、われわれのサイドにもございました。いま大臣のおっしゃった御熱意は、わかるわけですからけれども、しかし、別のことばで言えば、事務量がある意味では、非常に複雑になり膨大になつてきたり、しかも態様もいろいろ変わってきた、そういう部門を、結局抽出して統合して、より効率的なことをやつたらどうだとお考えになつたというふうに、私はおことばを承つたけれども、しかし、考えようによれば、それならば建設省なら建設省のワクの中で、もう少し何かやりようはなかつたのか。つまり大臣を新しく一人ふやす、そしてこれには、別の問題が出てくると私は思うのですけれども、あえて一省庁をつくらなければならぬ必然性——問題の大きさや何かはわかりますよ。しかし事務量は、さまざまに熊様が変わりふくれてくる、そのつどに少しずつ統合してやっていけば、これは、もう田中総理ではありませんけれども、次々といろいろなものが必要になつてくるような感じがするわけです。だから、それに押されて、それじやというので、ある意味では便宜そういうものをつくっていく、これでは、もとに戻るようですけれども、一体この行政機構は、どこまでいつたら調子が合つてくるのだという心配があるわけなんですね。

解を総理から聞けば、おそらく皆さんのおつしやったと同じことをおっしゃると思うんですね。私も、たてまえとしては、これだけやはり住宅問題が出ているわけですから、それに対応するきちんとした行政機関があつて悪いとは言いません。たてまえとしては、みんなわかるわけなんですね。しかし、そういう形で必要だ、必要だということでおれば、はじめがないという感じがするわけです。

そこで、お伺いしたいわけですけれども、これは総理の御発言ですから、おそらく思いつきや何かではないと思うのです。来年度にはやろうといふわけです。しかし、かりに住宅省なるものが必要なだというその観点に立ちましても、じや、ここでわれわれは、国土総合開発庁なるものの新設の問題について、いま審議をし、考えていくことにしているが、たとえば、住宅の問題の半分以上は土地の問題だと俗にいわれますね。そんなようなことを考えますと、それじゃ住宅省をつくろうとう構想があるならば、この問題と関連をして、国土住宅省でもつくつたらどうかという、これは、まあ思いつきですけれども、そつて議論だって、私は成り立つてくると思うのです。

ですから、私は御見解を聞いておきたいと思うのですが、一つは、事務量が非常に複雑になり膨大になつてくる。しかも、国民の要求なり声なりというものにこたえていかなければならぬといふサайдの問題もある。それで一つの省庁をつくっていく、それは、それなりに筋は通ると思うのですけれども、ただ、それについてのはじめというか、歯どめというか、行政機構全体のあり方の中で何かを考えていかないと、いまおつしやつたように、次々と総理のような御発想になつてくると思うんですね。だから、もし住宅省をつくるという考え方が示されました場合に、建設省としてはどんなふうにお考えになりますか。

しになられたか、私は直接は總理から承つております。しかし、この間も建設省から発表申し上げましたように、國民の三五%は住宅に対しても不満を持つておるという調査も出ておるわけでござります。特に三大都市圏においては、住宅問題はきわめて大きな政治課題であることも、木原委員御承知のとおりでございます。したがいまして、こういう國民の要望にこたえなければならないという氣持しが、総理のおことばになつて出てきましたと私は実は受け取つておるわけでございます。したがいまして、建設省といたしましては、とにかく機械を考える前に、まずいかにして宅地を造成し、いかにして住宅に苦労をしておる諸君に對して、住宅に対する不満を解消していくかということに全力をあげなければいけない。それにつきましても、幸い四党間で土地利用計画に関する法律も、昨日委員会で通過をさせていただきましたので、これで一応の、建設省は從来非常に地価問題に苦労してきたおるわけでございますが、その点についての一つの大きな母法と申しますか、一つの法律を制定していただける段階になつてしまひましたので、これを基本にいたしまして、從来なかなか住宅が建たない、土地が提供されないという原因を排除してまいり。これは、地方自治体の超過負担の問題でありますとか、あるいは過密の問題でありますとか、いろいろな地方自治体が、もうこれ以上人口はふやしくはない、これ以上の超過負担には耐えられない、そういう面の現実を改善してまいりますとともに、やはり現に自然増する住民もおるわけでござりますので、そういう方々に対する住宅をどうしても建設してまいらなければならぬといふことも、これまた現実でございますので、これらをあわせ考えて、建設省としては効果ある住宅対策をとり得ると、私は最近は確信をいたしておりますわけであります。

こはもつ御承知のとおり、大きな工場がどんどん疎開をいたしまして、そのあとにいわゆる高層住宅の建築、この住宅をつくるにあたりまして、緑地、緑化という問題も相当考慮に入れまして、それから公共施設等も考慮に入れまして、いわゆる再開発というよつた面についての努力もいたしております。おわけでございまして、今国会におきまして、宅地開発公団の法案でありますとか、あるいは土地の再開発の法案でありますとか、御提案を申し上げて、御審議をいただいておるゆえんでもございます。

同時に、実は政府といましたては、機構を幾つもつくるじやないかという御批判でございますが、それにつきましては、できるだけ定員は入

れかえ、組みかえということでやっしゃいかない

という一つのブレーキを持って取り組んでおりま

すことを御理解をいただきたい、こう思うわけ

であります。

○木原委員 そうしますと、総理もしくは官房長官の新聞を通じての御発言を見ますと、つまり住

宅省についても、かねて検討してきたのだ、こう

いう意味の御発言もありました。私も、おやおや

と思つたのですが、ただ、そういう総理の構想が

もしあるとすれば、もうこれは、来年度にも検討

する、こう新聞紙上で発言をしておるわけなんですが、建設省としては、住宅省をつくる方向で努力をなさる、こういうふうに受けとめてよろしく

うございますか。

○鶴岡国務大臣 私としては、総理にさらに意向

を十分確かめた上で決心をしていきたい、こう考

えておりまして、新聞で私も読みましたけれども、

総理のお気持ちも、先ほども申し上げたように、

住宅問題が非常に大きな問題になつております

めに、総理のああいう御発言になつたのか、その辺の事情をよく検討した上でこの問題に対処していきたい、こう考えております。

○木原委員 あなたが担当大臣で、住宅問題については、いまいへん御見識を披露されたわけなんですが、ああいう総理の発言を聞いております

と、設置法を扱う委員会のメンバーの一人としまして、本気になつて、本気になつてというと悪いのですが、まじめに審議をする気にならなくなつたのです。それで、一休總理は何を考えているのだと、總理返すようですが、ついこの一、二年前も、これでは納税者に対して申しわけないと、こまでは、行政簡素化が至上命題で、いろいろな言申上げて、御審議をいただいておるゆえんでもござります。

これまで、行政簡素化が至上命題で、いろいろな言申上げてきた。当時の總理は、理屈はないけれども、ともかくこれは認めてくれとまでおっしゃつたんだよ。それに対して私どもは、これはおかしいではないかと、こう言つてきたわけですね。

だから、朝令暮改に過ぎやしないかといふのです。またま總理の発言をつなぎ合わせますと、この序

問題のよくな気がするわけです。

ですから、この行政機構のありようという問題について、先ほど申し上げましたように、政府

の基本的に理念、考え方、佐藤内閣時代と変わつた点があれば、変わつた点をしかと明らかにし

だきましたと――たてまえは、総務長官から御説明ありましたように、まことにりっぱなんです。

人でも二十五人でも、必要に応じてふえていくつ

よろしいとお考えになつているのかどうか、その辺を軸にして御感想をひとつ聞かせていただきたいと思いますが、どうですか。

それで、とりあえず閣僚としての御感想だけ聞いておきますけれども、大臣というものは、二十

歳ありますけれども、少なくとも乱造されたのは、閣議のあり方、それから閣僚の責任、内閣全体の意思統一をはかつてやつていく、そういう面からも問題が出てくるのではないか、こういう懸念を抱く

わけなんです。

それでは、とりあえず閣僚としての御感想だけ聞いておきますけれども、大臣というものは、二十

歳ありますけれども、少なくとも乱造されたのは、閣議のあり方、それから閣僚の責任、内閣全体の意思統一をはかつてやつしていく、そういう面からも問題が出てくるのではないか、こういう懸念を抱く

わけなんです。

○小坂国務大臣 私は、先ほど申し上げておりま

すように、現在の社会情勢全般が、非常に大き

く変化していると思います。したがいまして、現

在あるような行政機構の縦割り行政だけではカ

バーダできないということは、これは、だれでも認めているところだと思うのです。特に国土関係の大

問題、土地の問題等につきましては、当然國務大

臣を充てて、総合的な調整機能、それから今度は

この内容としても、税制とか金融等についても相当

主張的で扱える、これは先ほど御指摘の物価局と

はたいへん違つただと思ひます。それで、立法

権限まで持たせていくというふうに考えます

と、現在のこの土地に対する国民の関心と、また同

時に、土地から起つておる日本の社会の中における不平等というよくなものを考えた場合には、

どうしてもこれに対して対応する役所を早くつくつていかなければならぬというふうに私は思つ

ます。

○木原委員 お話をございましたけれども、それ

は困ると思うのです。

私は、ここで、もう少し観点を変えて伺つてお

きたいのですが、皆さんも閣僚の御一員としまして、閣僚の場合、定員という問題があるのかないのかわかりませんけれども、簡単にということばで、本気になつて――本気になつて――このとおりの條件でござりますが、やはり行政は、この二ードに沿つていくべきものではないか。

これが、これでは納税者に対して申しわけないと、こまでは、行政簡素化が至上命題で、いろいろな言

申上げて、御審議をいただいておるゆえんでもござります。

いつの間にかどうかわかりませんけれども、大臣がどうかわからざらとたくさんできるのはどうかと

いのとおりで、本気になつて――本気になつて――このとおりの條件でござりますが、やはり行政は、

国民のニードに沿つていくべきものではないか。

こういうよくな横割り行政のシステムが、環境庁に始まつて今度の国土総合開発厅という御提案申

し上げているような役所、これができます。それが絶対必要だと私は思つております。そういう

意味で、そのよくな方向に今度は進むべきだと

これからあとは、やはり従来の縦割り行政から基

本的に横割り行政的な官庁組織、行政機構という

ものが絶対必要だと私は思つております。そ

う意味で、そのよくな方向に今度は進むべきだと

あります。

○野呂委員長代理退席 委員長着席

そのような、一つの変化の時代の中における行政

機構のあり方と、そのものについては、練り返して

申上げますが、横割り的なこうしたよなシステムが必要だ、これにどんどんと移行していく世

代であるというふうに私は認識しております。

○木原委員 私は、一般論しかお述べになれない

立場ではないかと思いますので、了承いたします。

○小坂国務大臣 私は、先ほど申し上げておりま

すように、現在の社会情勢全般が、非常に大き

く変化していると思います。したがいまして、現

在あるような行政機構の縦割り行政だけではカ

バーダできないということは、これは、だれでも認め

ているところだと思うのです。特に国土関係の大

問題、土地の問題等につきましては、当然國務大

臣を充てて、総合的な調整機能、それから今度は

この内容としても、税制とか金融等についても相当

主張的で扱える、これは先ほど御指摘の物価局と

はたいへん違つただと思ひます。それで、立法

権限まで持たせていくというふうに考えます

と、現在のこの土地に対する国民の関心と、また同

時に、土地から起つておる日本の社会の中における不平等というよくなものを考えた場合には、

どうしてもこれに対して対応する役所を早くつくつていかなければならぬというふうに私は思つ

ます。

○木原委員 お話をございましたけれども、それ

は困ると思うのです。

私は、ここで、もう少し観点を変えて伺つてお

ます。

うものがないと、それじゃ行政権がやたらに、といふことばが適切かどうかわかりませんが、ふりて、何でもオーケーかという問題もやはり残るわけなんです。

ですから、これは突き詰めて言えは、立法院の立場から見て、行政のありようについて、かなりシビアな議論もしてみなくちやならない。また、いま総理のいろいろの御発言が、行政機構の問題についてあるわけでありますけれども、總理の真意というものをきちんとただして、もしわわれが、それについて了解なり納得なりがいくらならば、それは、おっしゃるように、国民の声にこたえ、いまの行政需要にこたえていろんなものを作っていくことについては、やぶさかではありません。しかし肝心かなめのことではございません。されば、これも必要だ、あれも必要な通りをしていくつて、これも必要だ、あれも必要な形で問題が出されてきているように、われわれとしては、受けとめざるを得ないわけなんです。

そこで、これは委員長にお願いしてござりますけれども、この設置法もそうでござりますけれども、この委員会には、この国会の中でも少なくとも一人の大臣を新設するという法案がかかるつてゐるわけですね。一つは国土総合開発庁、いま一つは経済協力大臣、そして御承知のように、総理の御発言の中でも、近い将来に住宅省もしくは中小企業省、こういうようなものをつくるのだ。相次いでいよいよこれがでますね。そういう行政府の責任者の発言がかなりながら、ああそうですかと言うわけには、なかなかいいかない面が立法府としてはあると私は思うのです。適当な機会に総理の御出席をいただいて、それらを全部くるめて、一体、総理御自身が、行政のあり方、行政機関のあり方についてどのとうなお考え方を持つているのか、真意を明らかにしてもらいたい。そういう機会をぜひつくっていただきたいと思うのです。

ようには、当委員会ではついこの間まで、行政の簡素化ということが至上命題だという形で、政府から絶えず問題が出されてきたわけなんです。しばしばこの委員会の中でも論議になりましたことは、「一局削減」の問題であるとかあるいは總定員法の問題であるとか、そういう流れがあつたわけですね。ところが、その考え方は生きているのだという御説明が、長官や行管のほうからもありましたけれども、しかし、それが生きていながら、同時に新しい大きな省庁というものが、次々につくられていく方向での構想が打ち出されている。それのかね合いというものは一体どこにあるのだ。これららの点は、私はやはり行政の最高の責任者がから真意をただして、そして、この問題の審議に入るべきではないのか、こういうふうに考えるわけです。ひとつ委員長のお手元で手続的なお計らいをお願いしたい、このように思います。

○徳安委員長 理事会で相談いたしまして、決するようになりますから……。

○木原委員 それは、この問題をもう一つだけ念を押しておきますけれども、これは建設大臣に、先ほどの住宅省の問題でござりますけれども、ひとつ腹を割ってお話をいただきたいと思うんですけれども、私ども、私ども、總理の真意がどこにあるのかわかりませんが、推測をすれば、大臣と同じように、住宅問題がこれだけ深刻かつ重大な問題になつてきている、しかも、この住宅に関しては、さまざまな複雑な問題もからんできている、ある意味では、手詰まりという側面もある、それに対して積極的に行政面でアプローチをしていく、そのためには、そこにいろいろな力を集中して、住宅問題解決の役割りをになつ省を一つつくりたい、こういうたてまえのお話というのは、私どもも、その範囲の中においては、たいへんに賛成ができると思うのです。

ただ、それにしても、先ほど申し上げましたような問題のほかに、建設省としていままでやつてこられたお仕事の中、それからまた住宅問題は、建設省の中でもかなり大きなエーストを占める仕

よう、当委員会ではついこの間まで、行政の簡素化ということが至上命題だという形で、政府から絶えず問題が出されてきたわけなんです。しばしばこの委員会の中でも論議になりましたことは、一局削減の問題であるとかあるいは総定員法の問題であるとか、そういう流れがあつたわけですね。ところが、その考え方は生きているのだという御説明が、長官や行管のほうからもありましたけれども、しかし、それが生きていながら、同時に新しい大きな省庁というものが、次々につくられていく方向での構想が打ち出されている。それのかね合いというものは一体どこにあるのだ。これらの点は、私はやはり行政の最高の責任者から真意をただして、そして、この問題の審議に入るべきではないのか、こういうふうに考えるわけです。ひとつ委員長のお手元で手続的なお計らいをお願いしたい、このように思います。

事になつてゐるわけなんですが、総理の意向といふものが明らかになれば、建設省としては、当然検討をされるわけなんですが、住宅省といふものを、この際それではつくっていくほうがベターだ建設省のいままでの仕事の実績を踏まえて、そういう方向に踏み切れますかどうか、いまの段階でお考え方を聞いておきたいのです。

○亀岡国務大臣 戦後、荒廃した国土の上に、住宅政策によつて今日一応の、先般の總理府の発表をいたしましたが、住宅率が5%という段階にまで住宅建設が進められてきておるわけでござります。この間、建設省として全力をあげてきたわけですが、さうしますから、住宅政策のある程度の実績があげてきておるわけでございますが、これ以上のやはり国民の住宅に対する不満が三五%もあると、いう実態にかんがみまして、この三五%の不満を速急にやはり解決していかなければならぬといふ責任が実は建設省にあるわけでございます。したがいまして、私どもとしては——昭和四十七年、四十八年という両年度にわたりまして住宅の、特に公的住宅の建設の進度が非常にダウソをしてきたわけでございます。いろいろ理由はありますけれども、極端にダウソしたわけであります。それらのいろいろな原因、よつて来たる理由等も検討いたしまして、やはり宅地開発公団でありますとか、あるいは都市の再開発の法案でござりますとか、あるいは農住関係の制度でありますとか、いろいろ手法をきわめまして、国会に御審議をいたいでおる次第でございます。したがいまして、私といたしましては、特に今国会において土地に対する母法とも申すべき土地利用計画法などを制定をされますことによつて、この住宅問題を解決するためには、一つの省をつくって國務大臣を置いて、速急に国民の要望にこたえるといふものと実は考えておるわけでございます。したがつて、いまして、おそらく総理も、そういう事態を急速に解決するためには、一つの省をつくって國務大臣を置いて、速急に国民の要望にこたえるといふものと実は考えておるわけでございます。したがつて、お氣持ち、と同時に建設省に対する叱咤激励と実は私は新聞を見たときに受け取つたわけでござ

いたがいまして、先ほどもお答え申し上げましたおり、総理の意中も十分お聞きした上に、私もお話を申し上げまして、住宅省をつくったほうがいいのか、現行のままでも十分やつていけるのか、その辺のことをきわめていただきたい、これが率直な私の考え方でございます。

○木原委員 叱咤激励ということは、おまえたち何やつていたのだといふことにもあるわけなんです。私どもも、建設省が取り組んでいる、たとえば住宅問題についての取り組みが万全だとは申しません。しかしながら、それがすぐ住宅省という省をつくることに短絡していくといふのかどうかということについては、首をかしげざるを得ないという立場なんですね。

ましてや、まさに審議をこれから始めようとするこの国土総合開発院設置法、この新しい役所に、われわれがもし期待するものがあるとすれば、やっぱり最大のものは、長官もおっしゃったように、土地の問題について地価の抑制を徹底し、そのことによって、住宅問題を解決する一つの基盤をつくることだ、こういうことに帰すると思うのです。そうなりますと、やはり土地の問題について、めどがつくということは、住宅問題について半ばめどがつくことにもなる。それだけのものを背負う役所が、まさにできようというならば、どうしても住宅省というものを、独立させたいお考えがあるならば、これと一緒にやつたらどうだというのは、当然私は出てくる考え方じゃないかと思うのです。

これは、私もまだいま思つてきの段階ですから、とやかくのことは言いません。総理の思つてきよりも、私どもの思いつきのほうがより政府的じやないかと思つのですが、どうも場所が違つたようない感じがするわけなんです。われわれが抑え置いて、総理が何をやるのだやるのだ、こういうわけで、だから、インフレ内閣だなんていわれる

ことにもなるわけですが、この点につきましては、私は、非常に重大な問題だと思うのです。一つには、行政機構のあり方ということも関連をし、一つには、やっぱり住宅問題を踏まえて、今までの行政上の仕事のあり方全体が問われるといふ側面があるわけです。それだけに、住宅の問題は、役所をつくればいいという問題じやないと思ふんですね。

冒頭にも申し上げたように、役所はできなければ、結果においてはどうにもならないかでは、これは、もう済まされないですから、大事なことは、やはり具体的に国民に安い土地を、これから安心をして住める住宅を大量に供給することができるかどうかということにかかっているわけなんですから、機構の問題とか大臣を一人ふやすとかどうとかいう問題ではなくて、何がやれて何がやれないのだという問題を絶えず明らかにしながら、必要なものを求めていく、こういう姿勢であつてほしいと思うのです。

建設大臣のいまのお立場で、なかなかかはつきり言いにくいやうな側面もあるかと思うのですが、やはりもうとこの住宅問題についての、き然とした建設省の態度といつものを見たかったわけです。もう一度御決意をひとつ聞かせてください。

○亀岡国務大臣 木原委員の申されるとおり、いかにして住宅を建てるかといつことが、最大の課題であるわけでございまして、実は、住宅の建設ないよつて来たる理由が幾つか、先ほど申し上げたとおり実在してきたわけでございます。それは土地の問題でございます。価格の問題もあるわけでございます。こういう問題に対しても、明快なる結論を出していただけることまでござりますので、そういう面を基礎といたしまして、私ども、ただいま国会に提案をいたしております宅地に関する関係法案でござりますとか、あるいは都市再開発の新しい手法を盛った法案でございますとか、そういう点を十分に駆使いたしまして、いかにして住宅建設を促進

して、国民の住宅に対する欲求不満を解消していくかということが、私どもに課せられた至上命令であるということで、全力投球してまいりたいと思ふんですね。

これは、いろいろな原因があると先ほどの御発言にもございましたけれども、こういう急速な暴騰を来たした原因を、主要な点を幾つかあげていただきたいと思うのです。原因をまず明らかにしてもらいたいと思うのですが、建設大臣、いかがでしようか。

○木原委員 繰り返すようでござりますけれども、いま議題になつております設置法をはじめといたしまして、相次いで大臣を新任する省庁を設置するという動きが、急を告げておるという状態でございます。しかしながらわれは、この委員会としては、当然のことかと思ひれども、なかなかあああそですかといつぐあいに、政府側の考え方を承つて通すというわけにはまらない要因が多々あるということだけは、ひとつ政府側として胸にとめておいていただきたいと思います。私どもとしては、行政のあり方、それから国民の要望、それにこたえ得る行政の効率的な運用、いろいろな面で、これからも論議を重ねてまいりたいと思います。

そこで、少しずつこの法案の内容に入つていきたいと思うわけでございますが、まず、この役所新設にあたつて、長官の御説明もございましたけれども、まず何よりもアプローチをしていかなければならぬのは、やはり暴騰を続ける地価を抑制するということにかかってくると思うのです。

この法案の中に、この役所がやるべき幾つかの問題が列挙されてございます。この一つ一つについても、われわれは問題があると思ひますけれども、何よりも、もしこの役所が新設をされるといふ形になれば、狂乱を続ける、もう異常な、社会的にも諸悪の根源といわれる地価の暴騰に対し、どれだけの抑制効果をあげることができるか、それが何よりも大問題でござります。

（委員長退席、野呂委員長代理着席） よく道路が開設をされるとか、あるいは鉄道が敷かれる、こうしたことになりますと、その周辺の土地が急上昇することがあります。あるいはまた、ある意味では思惑買いのよつたなことが行なわれて、その周辺の地価が著しく騰貴をする、こういったことがあるのです。ところが、私がいまここで御指摘申し上げたいと思いますことは、それに類似することなんですねけれども、逆に、買い占められた土地の上を新しい鉄道が線を曲げて通る、こういうよつた事例が実は起つてゐるわけなんです。

そこで、きょう運輸省のほうからも来ていただ

も、全国平均で三三%をこえる地価の文字どおりの暴騰があつた、しかも四十七年に統いて三〇%台の地価騰貴が続いておる、これは、まさに異常なことだと思うんですね。

○中村説明員 千葉県におきまして、県営鉄道として千葉ニュータウンの足の確保と申しますが、千葉県営鉄道、これの事業の免許をやりましたのは、いつでございましたか。

○木原委員 その際は、この路線その他につきましては、もちろん十分お調べになりましたですね。輸送を果たすために、都営十号線と直結いたしました鉄道の免許申請が出てまいりまして、昨年の十月に、運輸審議会の答申をいただきまして、免許した次第でござります。

○中村説明員 鉄道の免許の場合には、自動車の免許と異なりまして、自動車の場合は、道路といふものを用いるわけでございますが、鉄道の場合には、路盤なり線路の敷設などとに相なつて、終点それからおもな経過地、これは市町村単位であらわされるわけでありますが、これらを踏まえて、輸送目的にかなつた輸送経路と申しますが、

討いたして免許するわけでございます。

したがいまして、免許後におきまして、申請者側といましましては、具体的なルートの選定、それが線路の敷設、こういふことにつきましては、地方鐵道法十三条の規定によりまして工事施行の認可申請、この場合に、線路実測図その他の書面が出てまいりまして路線が確定する、こういう段取りに相なつております。

○木原委員 そうしますと、路線の敷き方というのを、民営の場合は、民営のほうで出してきたもの、つまり工事その他の法に基づく、あるいは令に基づく条項にかなつておれば、路線のあり方、

輸送目的にかなつておるかどうかということだけで免許されるわけですか。

○中村説明員 具体的な路線がどの地点を、地図の上に投影された形で確定するかということにつきましては、免許段階後の工事施行の認可といふ処分で確定するわけでございます。

○木原委員 端的に申し上げたいのですが、こういうことなんです。路線のことについて千葉県の県営鉄道、関係の地元に対しまして、いろいろな説明があつたわけですが、著しくそれが変更されたものが出でたわけです。それを調べてまいりますと、曲がついた路線の方向に、ものすごく土地の買い占めが行なわれているのです。どう考えましても、買われた土地の上を走るという形で路線が決定をされる、こういうことなんですね。地図を見ていただけば、どなたにでもこれは一目りよくなじみの形なんですねけれども、詳しいことは申し上げませんが、当初いろいろと説明をされておりましたのから、だんだんと決定の段階が近づくにつれて線路が変わつてしまりました。いま敷かれようとしておりますのは、第一種の居住地域、住宅地域の中を通るよくなつかうになつてゐるのです。そして新しい、これは千葉県鎌ヶ谷市の中沢といふ駅をつくるのですが、その周辺がものすごく買われているわけなんですね。私どもが調査をいたしましたところが、免許がおりましたのが、昨年の十月とおつしやいましたが、一昨年の暮れあたりから昨年の二、三月ごろにかけまして、膨大な敷地が買われた。私ども調査をいたしますと、まず大成建設が七万九千六百七十二坪、約二万四千坪でございます。それから御案内の北総鉄道の関係が一十九万五千百平米、競合する電鉄であります京成電鉄が六万四千三百八十一平米、同じく京成不動産が一万九千百七十三平米、新京成電鉄が八万四千七百六十三平米、こういうふうに土地が買われております。しかも当初の坪当たり単価の三万円前後が、終わりごろには、いつの間にか十万円になつてきていて、しかも県営鉄道は、これらの業者が買った土地を、

これから用地として買収をする、こういう関係になつてゐるわけです。しかも土地を買われて、宅地を造成したりなんかしてはいるのですが、その方向に向方向に線路が曲がつて、いっつてあるのです。そんなことはありませんと県は言つわけなんですが、それにちやあまりにも便利がよ過ぎるじゃないか、これはだれしも抱く疑問なんです。

すばり申し上げれば、そういう土地の買い占めと関連をする一つの政治路線として、県営鉄道が敷かれていくつある。これは、もう地元に住んでおる住民の方たちは、そんなことは日常のことですから、感覚的にすぐわかるわけなんです。何をやつてあるのだということは、すぐわかるわけです。それが公然とまかり通つて、もうと申し上げますと、ここの市長さんのお宅が、新しく新設される駅の近くにあるとか、あまりよくないやうな形なんですね。それで免許を出したのだからやれ、この路線はいろいろ検討してつくったのだろうから、このままおやりなさいと言つわけには、私どもとしてはなかなかまらないと思うのです。監督官庁として、免許を出した当局として、私の要求したいことは、この実情をぜひ詳しく調査をして、かりそめにもそこにスキヤンダルやもしくは住民に迷惑を及ぼすよくなじみのことで、不當な地価の値上がりを誘発するよくなじみのことで、しかもそれが、特定の企業の影響で、ちゃんと鉄道が行くよくなじみになっている。そうしますと、その周辺の土地はまた一段と上がる。これは私、非常に大きなスキヤンダルじゃないかと思うんですね。

県のほうをただしますと、一体そういう路線の最終決定をするこの計画は、あらかじめ漏れていなかつたのではないか、こう言って追及いたしますと、そういうことはないと言ふ。ところが、だんだんと、表しない文書が、一通か、どこか行くえ不明になつてゐるといふよくなじみで、県庁の中では騒いでいる。そういうよくなじみが、実はまかり通つてゐるわけですね。

したがつて、鉄道が入つてくるから便利になるから土地の値段が上がる、これは、いままであり得たことです。それを今度は、もう意識的に計画的に、しかも私どもが許せないのは、大成建設というよくなじみの大手、もしくは京成、新京成といふよくなじみの企業もしくはその子会社が、その計画を予知して、競つて土地を

買い占めた。そして、この路線が、從来住んでおられた方々の静かな住宅地の中なんかを、傍若無視で造成したりなんかしてはいるのですが、その方向に向方向に線路が曲がつて、いっつてあるのです。そんなことはありませんと県は言つわけなんですが、それにちやあまりにも便利がよ過ぎるじゃないか、これはだれしも抱く疑問なんです。

そういうよくなじみの状態がわかってきていてなおかつ、それは免許をしたのだからやれ、この路線はいろいろ検討してつくったのだろうから、このままおやりなさいと言つわけには、私どもとしてはなかなかまらないと思うのです。監督官庁として、免許を出した当局として、私の要求したいことは、この実情をぜひ詳しく調査をして、かりそめにもそこにスキヤンダルやもしくは住民に迷惑を及ぼすよくなじみのことで、不當な地価の値上がりを誘発するよくなじみのことで、しかもそれが、特定の企業の影響で、ちゃんと鉄道が行くよくなじみになっている。そうしますと、その周辺の土地はまた一段と上がる。これは私、非常に大きなスキヤンダルじゃないかと思うんですね。

県のほうをただしますと、一体そういう路線の最終決定をするこの計画は、あらかじめ漏れていなかつたのではないか、こう言って追及いたしますと、そういうことはないと言ふ。ところが、だんだんと、表しない文書が、一通か、どこか行くえ不明になつてゐるといふよくなじみで、県庁の中では騒いでいる。そういうよくなじみが、実はまかり通つてゐる。そういうよくなじみが、実はまかり通つてゐるわけですね。

したがつて、鉄道が入つてくるから便利になるから土地の値段が上がる、これは、いままであり得たことです。それを今度は、もう意識的に計画的に、しかも私どもが許せないのは、大成建設というよくなじみの大手、もしくは京成、新京成といふよくなじみの企業もしくはその子会社が、その計画を予知して、競つて土地を

タウンの足を確保する、それを本八幡まで延伸さる都営十号線と直結させる、こういう観点からその内容を判断してまいりたい、かゝつて考えております。

○木原委員 ついでに申し上げますと、先ほど私が指摘をいたしました、大成建設以下五社が買いました土地の合計は五十四万三千九十九平米です。そして将来、路線に必要な面積、これは県営鉄道と御承知のとおり北総鉄道があるわけです。が、両方合わせましてわざかに五万六千平米です。

○中村説明員 ついでに申し上げますと、先ほど私が指摘をいたしました、大成建設以下五社が買いました土地の合計は五十四万三千九十九平米です。そして将来、路線に必要な面積、これは県営鉄道と御承知のとおり北総鉄道があるわけです。が、両方合わせましてわざかに五万六千平米です。

ただ、私どものほうの基本的な考え方としては、ただいま先生が申されましたよくなじみ、一部の特定のものの利益のためのみを考えた路線の設定ということは、おかしな話でございまして、また、そのためルートが所期の交通目的を果たす使命から逸脱して、御説のように曲がりくねるというようなことに相なる場合には、私どものほうとしても、そういうことを認めると、その考え方はございません。

〔野呂委員長代理退席、小宮山委員長代理着席〕

ただ、私どものほうの基本的な考え方としては、ただいま先生が申されましたよくなじみ、一部の特定のものの利益のためのみを考えた路線の設定ということは、おかしな話でございまして、また、そのためルートが所期の交通目的を果たす使命から逸脱して、御説のように曲がりくねるというようなことに相なる場合には、私どものほうとしても、そういうことを認めると、その考え方はございません。

私は、住民の中にある意味ではそういう疑惑を生み、それからまた土地の値上がりを見越して、というよりも、みずから値上がりをあおるよくなじみでの大きな土地の買収が行なわれ、しかも、どう考へても鉄道の路線が、その方向に沿つて動いていくといふ疑惑がある以上は、少なくとも現在の路線については、白紙撤回をして再検討するなり何なりの措置が必要であるうと考へてゐるわけなんです。そういうことですから、先ほど申し上げましたように、十分御調査を願つて、どこまでも合理的な、それから特に最近のことでございますから、住民の皆さんのが便益といふこと、あるいはまた必要以上の公害その他のことをもたらさないよくなじみの措置、そういう措置を加えた路線をつくるように、もし指示できるものなら指示していただきたい、こういうふうに考えるわけです。が、再度ひとつお考え方を聞かしてもらいたい。

○中村説明員 先ほど申し上げましたように、こ

この県営鉄道の今後の路線につきましては、これから工事施行の認可申請というものが出てまいりまして、路線が具体的に確定してまいるわけでござりますので、その際、ただいま先生申された点を踏まえまして検討してまいりたい、かのように考えております。

○木原委員 それでは、この問題はこれぐらいにしまして、建設大臣、先ほどの話にまた戻りたいと思います。どうもありがとうございました。

いまお話を申し上げましたように、これは一つの事例だと私は思うのです。新しい国土利用計画法によれば、著しく地価が急騰するような地区に対してもたとえば規制地域として指定することができますが、規制地帯に入ることで規制地帯ができることになるわけですから、もしこの新法が適切に運用されなければ、おそらくこういう問題についても、何らかの措置ができるというようなことになるわけですから、は、やはり一つの大きな前進があるような感じがいたします。

ここで伺つておきたいのですが、もしこの法案がこの国会で成立をし、運用の段階に入るのは、報道によりますと十月とかあるのは十一月ごろ、こういうようなこともいわれておりますが、それはともかくといしまして、この法案が運用される段階では、この地域に対する、たとえば都市計画地域ですから、さかのばって規制の措置がそれといふよくなことになるのでしょうか、これはひとつ官庁の方々に伺いたいのです。

○下河辺政府委員 いま建設委員会で採決されました法律によりますと、法律制定後の土地取引規制をいたしますので、本則として取引規制はさかのほることができます。ただし附則によりまして、昭和四十四年一月一日以降の取得の土地につきまして、遊休地であるということになれば、その遊休地の土地に対する行政上の介入をいたすことができるようになります。

○木原委員 行政上の介入ができるというのは、遊休地ということに限られるわけですね。たとえ

ば使用目的のはつきりしているような土地については、さかのばることができない、そういう解釈をされておりますので、その際、ただいま先生申された点を踏まえまして検討してまいりたい、かのように考えております。

○下河辺政府委員 そのとおりであります。

○木原委員 それでは、話をまた少し移しますけれども、先ほど大臣から地価の急騰の問題について、幾つかの御提起がございました。この中で、

一つだけ、ここで伺つておきたいことがあるのですが、地価の公示という問題ですね。確かに

一つのメルクマールになつておることは、間違いないと思うのですが、この制度は、御承知のように、地価を公示することによって、地価安定の一

翼をなうんだということです。しかし、確かに一つの目安を与えるのです。しかし、確かに一つの目安を与えてはくれますけれども、実際の運用は、どうや

う法の趣旨に沿わない方向に動いている側面が多いのではないかと思つんですね。その点では、私は、やはり一つの大きな前進があるような感じがいたします。

ここで伺つておきたいのですが、もしこの法案がこの国会で成立をし、運用の段階に入るのは、報道によりますと十月とかあるのは十一月ごろ、こういうようなこともいわれておりますが、それはともかくといしまして、この法案が運用される段階では、この地域に対する、たとえば都市計画地域ですから、さかのばって規制の措置がそれといふよくなことになるのでしょうか、これはひとつ官庁の方々に伺いたいのです。

○下河辺政府委員 いま建設委員会で採決されました法律によりますと、法律制定後の土地取引規制をいたしますので、本則として取引規制はさかのほることができます。ただし附則によりまして、昭和四十四年一月一日以降の取得の土地につきまして、遊休地であるということになれば、その遊休地の土地に対する行政上の介入をいたすことができるようになります。

○木原委員 行政上の介入ができるというのは、遊休地ということに限られるわけですね。たとえ

価格といふものがどういうふうに動いているのか

ということを一日でわかるようになります。そつし

て将来の土地対策の重要な参考資料にしたい、こ

ういうことでこの制度がスタートしたことは、も

う御承知のとおりでございます。たまたま昨年、

異常物価の高騰と同時に、土地の異常なる上昇も

あつたわけでございます。したがいまして、高い

土地の価格をあとから追認するという結果になり

ますことは、もう御指摘のとおりでございます。

そこで、私どももいたしましては、公示価格を

発表する際に、実は一月から三月までの分を、同

じ起點で速急に調査を進めまして、これも実は一

月にかけての急騰をいたしておるわけでございます。した

がつて、この昨年一年分の指標とそれから一月か

ら二月まで、ぎりぎりの線まで数字をつかまえま

して発表いたしました傾向と、両方参考にしてい

ただいて、今後の施策に資してもらいたい、こう

いう考え方を持つておる次第でございます。こ

れは本法案が通りますと、国土総合開発院のほう

に、この仕事は移管することになりますけれども、

そのまま逆に、公に表示をされた地価は、この程度で

りをしているようを使われている。ある意味では、

地価の急騰ぶりが乱調子ですから、事実上地価の

表示制度そのものが、一つの限界に突き当たつて

きているのではないか、こういう感じがするわ

けですが、地価の公示制度のこれから運用につ

いて、何かお考え方がありましたら、示していただきたいと思います。

○鷹岡國務大臣 確かに、この制度は、発足して

いたしましたが、ほんとうに国民のために安定

した方向へ方向づけられてまいるということは、

私どもの最も望んでおるところでございます。

○木原委員 おつしやるよう、発足したばかり

ちゃんと押し出していく、そういう制度を充実していくことが必要じゃないのですか。

○鷹岡國務大臣 この他価公示法を御審議いただ

く際にも、実は法律の中に盛り込んでおるわけで

ございますが、この地価公示価格は、一応は、公

團でありますとか自治体でありますとかが取得す

る際の一つの基準価格といたしておるわけでござ

います。昨年からことしの一月にかけての急上昇

緒に発表をいたしておるわけでございます。した

がむずかしいでございますが、できれば、これを

半年に一ヶ月ぐらいたずつ把握する。昨年であります

半年内に、前半と後半では、だいぶ実は違つておる

わけでございます。

〔小宮山委員長代理退席、委員長着席〕

そういう意味におきまして、この制度はもつと

もつと恵を出して、ほんとうに土地政策、特に

土地価格の安定のための基本施策として十分活用

できるよう、積極的に推し進めるべきであると

建設省としては考えておるわけでございます。

○木原委員 あわせて伺つておきますが、新しい

国土利用計画法の成立にあたりまして、土地の価

格が関連いたしまして、時価の七〇%もしくは八

〇%程度に云々という国会側の意思表示がござ

ましたね。その場合の時価というのは、いわゆる

市場の実勢の価格でいくのか、それとも公示価格

を時価として公認するといいますか、それを基準

にして、たとえば七、八〇%程度にて――将来の

運用にかかることなんですかけれども、公示価格

も二歩も前に進めていくためには、もつと裏づけ

いるものをふやしていく必要があります。

せつかも公示されましても、たとえば、それ

がいわば時価としては、なかなか通用しにくいと

いう現実があるわけですね。これを時価として

追認的な価格をそのまま認めるることは、政策的に

おきということでございますために、その土地の

規制価格をきめる際の、各党間のお話し合いにお

きますことを御説明申し上げますと、観点が三つ

ございまして、一つは、規制価格をきめる場合に、

規制的価格をそのまま認めるることは、政策的に

不適当であることがござります。やはり高値安定で規制するのでは問題がござりますので、適正な価格というものを定めて、それによって規制をするべきであるということが第一点でござります。この点については、各党間のお話し合いがついているというふうに考えております。

第二点につきましては、それでは現在の実際の取引価格に対し、どの程度の価格で規制価格をつくつたらよろしいかというお話し合いの際に、七割、八割ぐらいの相当額を、政策的な価格として定めることが適当ではないだろうかということも、意見が整つたよう私どもは受け取っております。その限りにおきましては、実際に取引されおる価格ということで私ども受け取っております。

第二番目の問題といたしましては、そのことを政令に書きます際の技術論といたしまして、固定資産税評価額というものから出発して考えたらよろしいのか、あるいは地価公示価格を基礎として考えたらよいのかということにつきましては、実はまだ明確な話し合いで整つていないというふうに私ども思っております。特に、現行の宅地が取引される場合と、農地、山林が取引される場合とでは、公示価格がどうしても市街化区域の宅地に限定されているというような限界もございますし、固定資産税評価額あるいは相続税の評価額が、山村といいますか、山林、農地につきましては、まだかなりふそろいの点もござりますので、そのための技術的なところは、政府部内でもう少し時間をかけていただきたいということでお話し合いをしておるつもりでござりますので、政策的な目標として、現行の取引価格に対しての七、八割というごとで検討させていただきたいというふうに理解しております。現在の取引価格と地価公示価格とがどの程度違つかということにつきましては、実は建設省のほうでかなり勉強していただいているのですが、地域あるいは地目によりましてかななりの変化がござりますので、もうちょっと検討した上で御説明申し上げたいと思います。

○木原委員 私も、大事な点だと思います。されば、せっかくの地価の公示制度のあり方にも、やはり関連してくるような感じがするわけです。  
いま実際に取引をされておる価格と公示価格の間が、地目等によっては著しい違ひがある、こういうお話をございました。確かにそうだろうと思つのです。逆に公示価格のほうが高い、という実情もあります。これは私どもが調べました、私どもの選挙区内のことですけれども、いま私どもの千葉県が、多少行政指導のような形で土地に対する対策要綱のよつたものをつくりまして、造成されました宅地の原価主義ですね、原価プラス適切な利益、それを販売価格にしなさい、こういうことをしまして、やつておるのですが、いままでは根拠にしきりにやつておるわけなんです。新法ができました、これは、かなり関連をしてくることがあります。まして、やつておるのですが、いままでは根拠になる法律がございませんでした。しかし、そういうことをやつておりますね……。

○**岡国務大臣** 先ほどもお答え申し上げたところは、まさに性格を、将来はこれに持たせていくというような方向に踏み出していく必要があるのではないかと私どもは考えるわけですから、どうでしようか。

○**木原委員** 大臣、これは、ちょっと議論になりますけれども、私どもの見解を聞いてもらいたいと思うのですが、地価に対するやや統制的な機能みたいなかつこうになるのですが、土地の値段について、たとえばガイドラインといいますか、指導価格、こういうものを将来にわたって設定していく、そういうような考え方方はございませんか。あるいはまたそういう考え方というものは、少し飛びはねた考え方でしょうか、どうでしよう。

○**亀岡国務大臣** 土地の制度並びに価格そのものに対する法律的な方向づけといふものは、実は今国会でしていただくな形になるわけでございまして、申すまでもございません。したがいまして、できるだけ安い価格で国民の要求する土地が入っていくという方向に持っていくなければならぬことは、申すまでもございません。したがいまして、今までのよくな土地の暴騰というよくなことは——今度の国土利用計画法によりまして、指定を受けた地域内においては、土地取引が許可制になってくるわけでございまして、一種のガラス張りという中で、土地の取引が行なわれるようになります。ということになつてまいろうかと思うわけでございます。

そういう中で、その実態というものを、全国一つの基準をもつて、できるだけ多くの地点を定めまして、その価格を公示できる体制を整備すると、いうことが大事なことであるわけでございました。

て、いま仰せられたようなことまでやる必要があるかということについては、はつきりと私の気持ちを考えるまでに、まだ勉強いたしております。○木原委員　これは、お互い政治の問題としまして、大事なことは、よく指摘をされておりますように、土地という問題についての理念といいましょうか、国民的なコンセンサスですね。イギリスには、土地は女王陛下のものだ、本来公共的なものだ、国土に付随したものなのだ、たまたま所自有権あるいは使用権というようなものが、かりに伝承その他によつて与えられているだけなのだ、こういう考え方があるわけなんですね。これだけ土地の問題が深刻になつてきておる状況の中では、政治の問題としては、土地問題に取り組んでいく、アプローチしていく原点といったようなものを明確にしておく必要があるのではないか。しばしば、土地は単なる商品ではないのですよというふうなことが、政府サイドからも言われるようになりました。しかし今日、たとえば宅地などでは、依然として市場の中の取引の対象として、つまり商品としての土地というものを否定することができない形で動いているわけですね。

しかし、それにもかかわらず、私どもが、これがだけ深刻な土地の問題にあらためて取り組んでいくのだということになれば、その理念といいものはお互いに明確にして、その合意を国民に求めて、その範囲の中で、国民の権利に対する必要な一部の制限も加えていかなければならぬのじやないか。つまり、公共優先ということはあるわけですが、それでも、その理念について明確にしていく努力が必要ではないか。土地というものについての大臣の考え方を明確にしてもらいたいと思いまさいます。ただし、社会公共のために、その一す。

○鷹岡国務大臣　御指摘のとおりでございます。土地は生産はできません。動かすこともできません。しかし、これは日本国憲法によって、私有財産であるというふうに立法化されておるわけでございます。ただし、社会公共のために、その一

部を制限されてもやむを得ない、こういうのが私の土地に対する基本的な考え方でございます。

したがいまして、実は政府におきましても、昨年国土総合開発法を国会に御提案申し上げます際にも、この点は非常に議論に議論を重ねた結果、思い切った私権制限という点に踏み切ったゆえん

も、そこにあるわけでござりまするし、しかも、あらための私権制限の線を出し、また今回、国会において四党間に於いてあのよろんな内容の議論がかわされておるわけでござりますけれども、これは国民の世論として、ほんとうに円滑に受け入れられておるというふうに考えておるわけでございまして、私としては、このよろんな、今まで申し上げたよろんな線で土地問題に対処していきたい、これが、特にお互いの政治家として大事なことだと思うのですけれども、いずれにいたしましても、こういう形で土地が暴騰を続けていて、それによって利得をあげられるということは、これはある意味では不効所得ですね。勤労の所得とは性格が違うよろんな感じがいたします。思いつかれた措置が将来ともとられなければ、新法だけでは十分な成果があげられるかどうか、多少の疑念を持つわけです。

しかし、いずれにいたしましても、土地の持つ

ておる公共的な性格というものを大きく打ち出していく、国民の理解を得ながら適切な施策を進めていく、こういう段階に来た、このことだけは、大臣と合意をしたということを表明しておきたいと思います。

たいへん時間を過ぎてしまして、もう終わらなければならぬことになりましたが、あと幾つか端的に伺つておきたいと思うのです。一つは、新しい法律が施行されます。そして、たとえば遊休地等について自治体が買い上げなくてはならないとか、つまり法律はできけれども、権限は知事に与えられたけれども、資金的な裏づけのよろんなものは、国は一つも考えていないじゃないか、すでにこういう心配や批判があがつてい

ると思うのです。いろいろな点の問題があろうかと思うのですが、この成立する予定の法律を、将来、適切に運営をしていくためには、自治体に対する

点について何か考え方をございますか。

○下河辺政府委員 国土利用計画法の第四十条に

おきまして、この法律を施行する場合に、必要な経費につきまして、国の予算の範囲内で政令で定めるところによつて国は経費の一部を補助すると

いうことが規定されましたので、私どもいたしましては、この政令で経費の補助として何を定め

るかということを、これから検討したいと思いま

す。昭和四十九年度につきましては、政府提案の国土総合開発法案におきましても、これと同様の

条文がございまして、そのために必要な経費を、若干四十九年度予算として組んでおりますので、昭和四十九年度につきましては、政府提案の

法に基づく國の補助体制を整えたいといふに

考えておりまして、特に、土地についての取得に

関しての補助をどうするかということは、検討さ

せていただきたいと思います。

○木原委員 これは、すでに指摘をされておりま

すように、富裕な県、それからゆとりのない県、いろいろあると思いますけれども、いずれにいたしましても、公共的な機関が、特に公共的な立場での土地取得を考えた場合に、裏づけがないので、は、ただ権限を振り回すだけのことになりまして、この法律の運用が失敗する非常に大きな裂け目になつてくると思います。これらの問題だと思ひますけれども、国として十分適切な補助なり、あるいは起債の方法なり何なりを考えてもいたい

と思います。それから、話がまた飛びますけれども、住宅を建設していく場合に、たとえば三大都市圏の周辺の、実際の需要の予想に対して対応する宅地、あるいは対応する宅地になり得る土地、そういうも

のは、いろんな調査や統計によりますと、所有の形態はいろいろですけれども、總量として見れば、大体間に合う程度の土地は現にある、こういうような調査なり報告なりを見聞することがあるわけ

なんですが、当局として、実際に手段を尽くしてやれば土地がないわけではない、土地はあると御

判断になつておるのですか、どうですか。

○大塙政府委員 特に住宅難の激しい三大都市圏等に例をとつてみましても、現在、市街化区域、調整区域という制度で都市計画区域を定めておりますけれども、その市街化区域を定めます場合に、将来の需要を予測いたしまして、大体ヘクターヘル当り六十人、七十人という基準で定めました

その積み上げの過程におきましても、いま先生の御指摘になりましたよろんな、物理的な面積として

は、それを十分こなすだけの量は確保されておる。さらに、市街化のスピードが進んでまいりますれば、調整区域を漸次市街化区域に編入していくこ

とも、三大都市圏のよろんな人口圧力の強いところでは必要にならうかと思ひます。これにつきましては、五年ごとに見直しをするという姿勢でおる

わけでござります。

○木原委員 住宅公団が特にこの一、二年、計画を持っておりながら、なかなか建設が進まない。

○木原委員 住宅公団が特にこの一、二年、計画を持っておりながら、なかなか建設が進まない。

聞くところによりますと、土地は持つておるのだと、しかし建物が建たない、こういう現象が起きて

ると聞いているわけなんですけれども、そういうことなんですか。また、その原因は何ですか。

○龜岡国務大臣 確かに、御指摘のそういう面もござります。しかし、そつばかりでない面もござります。土地があつても、なかなか建たないといいます。土地があつても、なかなか建たないといふ面は、各自治体、県が、これ以上県の人口をふやさないといふ氣分、と同時に、ベッドタウン式な住宅団地をつくりますと、そこに公共施設、学校、病院あるいは幼稚園、公民館、そういうものをつけなければならぬ。そうします

と、それが自治体の財政負担に非常に大きな圧力になつておるということで、なかなか自治体の協力が得られないというのが、四十七年の下半期か

ら四十八年にかけて、実ははつきりとあらわれておるわけでござります。したがいまして、その点を改善しない限り、三大都市圏においては、幾ら予算を組んでみても、住宅はなかなか建たない。

実は公営住宅に例をとりましても、東京都のごときは、一万九千戸お願いしても、三、四千戸しか消化していただけないという事態になつておるわけでござりますので、こついう点を十分改善しようということで、実は宅地開発公団に特別任務をつけまして、宅地造成をする際に、あるいはニュータウンをつくります際に、公共施設を建てておるべき土地を、あらかじめ十二分に取つてまいる。同時に、それに投じた経費は、市町村の財政に直接直ちに圧力になつていくことを除いて、十年間は無償でやつてまいる、その間の利子負担は公団が持つていうことを考えて、実は国会に提案を申し上げておる次第でござります。

したがいまして、いままでに住宅公団も宅地を造成していく、供給しなければならない任務は実はも満足に建て得ない、機構はますます膨大になります。たとえば埼玉にいたしましても、千葉にいたしましても、県の方針として、人口の社会増については、これを抑制するのだというこの中には、いま大臣がおつしやいました要素が確かにありますけれども、それだけじやないわけです。宅地になる可能性の土地は、まだ首都圏の中には、いま大臣がおつしやいました要素がで当然施すべき施策はできるだけのことをして、

自治体の負担にならないようという配慮は一つの解決策だと思うのです。それは私は否定しませんけれども、しかし、もっと大きな問題は、これ以上ふえたのでは、そういう問題を飛び越えちゃつて沙漠になってしまつという配慮から、人口抑制ということが、どこの県でも強調されるようになつた。あるいはまた市町村等におきましても、そういう考え方が濃厚になつてきつあるのですが、それらについては、それを乗り越えていく何かお考えの方はお持ちですか。

○鶴岡国務大臣 この点につきましては、やはり国土の均衡ある発展をはかりまして、三大都市圏

以外のそれぞれの県が、人口の減を来たさないよ

うな方向に持っていくという基本的な国策を打ち出さなければならぬわけでございまして、政府といたしましても、その方向にいつておることは、木原委員も御承知のとおりでございます。

と同時に、実は私、考えておりますことは、たとえば埼玉県に住宅を建てる、埼玉県といふところは、非常に大きな自然増があるわけでございま

す。その自然増の人口を収容するために、ある程度の住宅建設をしていかなければならぬことは、御承知のとおりでございます。したがいまして、

現在、住宅公団等で住宅団地を建設いたしました

際の入居者の方法でございますね、入居者の方法は、公募にしておつたわけでございますが、私も

就任以来、そういう面は自治体に協力するゆえんではない、千葉県なら千葉県、埼玉県なら埼玉県

に住んで、ある一定期間働いて、なおかつ住宅に困窮しておる人を優先して入れるような方策は考

えられないのかといふことで、この制度をきちんと

とまりますと、東京都における再開発といふ問題も、積極的に軌道に乗つてくるのではない

かといふ感じも持ちまして、そういう面での検討も、実はいまいたしておる次第でございます。

○木原委員 もうだいぶ時間を過ごしましたの

で、この辺でやめなければなりません。この問題をやりましたら、切りがございませんので、あと

は同僚に譲りたいと思いますが、最後に一つだけ。

○小坂国務大臣 国土総合開発庁の主要な任務は、当面、やはり地価の抑制にあるということは、

これは総務長官にお伺いしたはうがよろしいかと思つのですが、冒頭のこの設置法にかかるてくる

わけでございます。

どうしましても、私たちの立場から見まして、理念的にも、それから行政の方向としても、そぐ

わない要素が幾つか出てきております。それは冒

頭御説明ございましたように、いずれこの委員

会の適切な機関の中でお話し合いをするなり、修

正の措置をとるなり、動きが出てくるかと思いま

すが、一つだけお聞きをしておきたいのですが、

御承知のように、国土利用計画法案を作成するにあたりましては、いわゆる開発部門を分離する

こと、たとえば総理等のお考え方の中にも、開発と地価の抑制の問題は車の両輪のようなものだ、こ

ういうお考え方方も強く示されてまいしております。そして御承知のように、「列島改造論」こそそ

べてを解決する道だといふ考え方方は、なお総理

のお気持ちの中には強いものがあるような感じを

抱いておるわけなのです。しかし、すでに御承知

のように、地価が値上がりをする背景などを考

ましても、そこに開発をするという声がかかつた

だけがたいへんに暴騰してしまつ。総理が「列島

改造論」を主張されるというそれだけで、今度は

地方の都市の地価が暴騰するというような、これ

はもう現実の姿が相次いで出てきているわけです

わります。

○木原委員 どうもありがとうございました。終

おります。

○大原委員 どうもありがとうございました。終

おります。

○鶴岡国務大臣 お尋ねのとおりでございます。

私が先ほど来るる申し上げておるとおりでござい

ますが、同時に、やはり地方の振興あるいは過疎

いわゆる市中パレードといつものをやっておると

ころがあるのかないのかということでございます。

が、いまお話をございました第十三師団、これが

広島の県庁前で行なつております。それから西部

方面隊、これは熊本でございますが、これが健軍

駐屯地前で実施をしております。それから、あと

かないので、われわれは、やはり地価の抑制

ということをベースに考えるときに、たまたま今

回、国土利用計画がいい形でできているし、また

国土利用計画法の運用の中に、きわめて民主的な

ものを私は感じるわけでございます。そうしたこの計画法を中心いたしまして、現在あるいろいろな開発といふものも、もう一回見直していくこう

ということを、一つの基本的な方向として考えて

おります。

したがいまして、開発優先ということではもちろないので、むしろ利用計画法を中心的に運用し

て、そして開発を見直す、同時に、その見直

す一番基本は地価の抑制である、少なくともこれ

以上暴騰しないということを、ひとつ歯どめにし

ていきたいといふふうに考えております。

○山中国務大臣 どうもありがとうございました。終

おります。

○大原委員 この中央のパレードやあるいは各方

面隊のパレードで、特に第一方面隊などは、そ

ういう記念行事としてのパレードもやつてない。

こういうことなんですが、大臣、これは防衛省と

駐屯地前で実施をしております。それから、あと

から松山が、善通寺の場合には市内、それから松

山は市内の県庁前でございますが、ここで実施を

しております。

以上でございます。

○大原委員 この中央のパレードやあるいは各方

面隊のパレードで、特に第一方面隊などは、そ

ういう記念行事としてのパレードもやつてない。

こういうことなんですが、大臣、これは防衛省と

駐屯地前で実施をしております。それから、あと

から松山が、善通寺の場合には市内、それから松

山は市内の県庁前でございますが、ここで実施を

しております。

○山中国務大臣 一応中央の観閲式というもの

は、毎年行なつております。昨年朝霞でやりま

したが、それぞれの駐屯地の行事というものにつ

いては、大体その地区の責任者、基地司令なり師

団長なり方面総監なり、そういう者等が、交通事

情の問題、あるいはまた県当局や市当局等とのお

話しあいができるところは、そういうこともやり

ますが、できないところについては隊内でやる。

特別に統一しておるわけではございません。

○大原委員 隊内等で、自衛隊の実情について記

念行事としておやりになるというふうな場合は、

これは、いま私は一応論外といたします。

それで問題は、熊本、善通寺、松山というのが

ございましたが、しかし、かなりの大きな都市の

どまん中で、しかも街頭でやつているというふう

のは、私は広島だけではないかと思うんですね。

駐屯地前とかいろいろなことがありますけれど

も、あとは隊内でそれぞれ、中央の記念行事を含

めてやつておられると思うんですね。特に私は、

平和都市の広島で、しかも難民地で、かなりの大

きな反対運動等の中でこういふことを強行され  
る。そして戦車や装甲車が列を連ねてやる。しか  
も、現在のような石油問題その他の情勢があると  
きでございますが、これは去年は別にいたしまし  
ても、そういう自衛隊の考え方ですね。これにつ  
いて、私はかなり問題があるのではないかという  
ふうに思うわけですが、これは率直にひとつ長官、  
御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○山中國務大臣 油の問題は、これは去年起こり  
ました問題でございまして、来年度の予算で燃  
料費は、四十七年度の予算の数量である主燃料

私たちには、七十四万キロリットルを七十三万五千キロリットル  
に、ネット増がふえておるにもかかわらず抑え  
て、そういう努力をいたしておりますから、たと  
えば、すでに決定いたしました方針としては、こ  
とは観艦式はとりやめるというようなことを  
やつておりますので、今後は、石油事情というの  
は長期的に、高い対価を支払わないと、国家とし  
ても無限に、二億七千万キロリットルをこえて三  
億とか三億五千万キロリットルということは、国  
家経済指標からいってもなかなかむずかしい局面  
に立ち至つていると思ひますから、ことしからは、  
少しそれらの問題について検討を加えたい。

なお、姿勢の問題ですが、広島が原爆の被爆第  
一号都市であつて、世界にも類例のない悲惨な体  
験を持つ町であることは、十分承知しております。  
それだけに自衛隊というものがかつての軍隊とい  
うものとは違うということは、やはりわかつてほ  
しい気持ちもあるわけです。したがつて、一般の  
市民の皆さまが、ふだんそう隊内においてになつ  
てごらんくださることは少のうござりますから、  
そういう意味で、その機会に自衛隊に対する理解  
を持っていただければ、私どもの立場からいえば、  
幸いであるという気持ちもあるわけでござります  
が、こととは、全部含めて検討をし直したいと考  
えております。

○大原委員 これは、私も一々取り上げて議論を  
したくはないのですが、たとえば、最近師団長の  
発言として新聞報道がなされております。私も事

実を確かめてみました。たとえばこいつの発言が  
あるわけですね。やはりいまの社会は、個人の利害  
を中心にしてやつておるという傾向があるからこそ  
でございますが、私はさらに发展させる意思は  
あります。さらに進んで、石油危機に見られる  
ごとく、日本はたいへんな時期に来ておる、その  
ためにも国防力の強化が必要だ、こういう発言が  
あります。さらに、反対の意思表示について、警  
察が取り締まらぬのはけしからぬというような議  
論もついております。大々的に報道されておるわ  
けですね。これは最近、山中長官が四次防につい  
ても、私どものコンセンサスは得られないでしょ  
うけれども、そういう情勢を考えながら、やはり  
既定方針だからといって、予算は幾らオーバー  
してもやつていくんだということはしないという  
ことについて表明をされておると思います。私ど  
も、石油危機の問題を通じて、資源小国どころで  
はなしに、日本は無資源国なわけですね。だから  
いうことについて、だれでも私は常識だと思つ  
てはなりません。特に、山中長官はどこかで発言されて  
いる私思つてますが、アメリカと中ソとの関  
係、こういうものも、新しい情勢で、日本を取り  
巻く情勢は、緊張緩和の方向にある、こういう情  
勢についての認識も発表されたことがあると思う  
わけです。

私は、できるだけ時間をはしょりたいから申し  
上げるわけですが、そういう長官の最近の発言や  
そういう方針と、現地の第一線の師団長等の発言  
というものが、矛盾しているのではないか、そ  
ういう独走ということがあつてもいいのかどうか  
のを見と申しますか、談話と申しますか、そういうも  
のを見ておりませんから、ただいまの御質問の前  
提が、事実であるとしてお話をみたいと思うの  
ですけれども、愛国心というものを、自衛隊が國  
外的に最近の、たとえば住民運動等を指摘してお

民に向かつて呼びかける立場にはないと思うので  
す。これは国の政治の問題であり、あるいは教育  
の問題であり、一人一人のまた国民の自覚の問題  
である。しかしながら、自衛隊員に対して言う  
こととの基本的な疑問は、やはり愛国心その他  
の問題ではないかと思つ。これは一つあるいは國民全体の考え方の集結がどういう方向  
にいくかという問題である。國を愛しない者はい  
ないわけですから、愛し方の角度はいろいろある  
ということでしょう。

それから、石油危機に際して国防が重大である  
ということは、ちょっと私は、意味がよくわかり  
ませんが、石油危機に対し陸上自衛隊としては、  
非常に燃料節約その他で練度の維持に非常な苦労  
を、各種指示をいたしまして、維持につとめてお  
るわけですから、非常に窮屈になりつつある。  
かといって、国防と石油という問題は何だといえ  
ば、日本が中東から海上軍事力をもつて油を輸送  
していくのかといったところで、売るほうが売ら  
ないというものを買えるわけはないのですから、  
ましてや、日本の海上自衛隊がマラッカ海峡防衛  
論なんというものは、全くのナンセンスであり、  
航路帯をかりに設定しても、一船團を守る能力し  
かないということを考えた場合に、そちらのところ  
については、師団長クラスであれば、十分にそ  
ういう体制は知つておると思いますので、その發  
言は、ちょっとどうかなという気がしますけれど  
も、事実関係は、後ほど確かめでみます。対  
面するところでは、師団長クラスであります。  
だから私は指摘しておくのですが、これは  
冷静に議論をしたほうがいいと思うのですけれど  
も、これは隊内において、隊員は國家意識を持て  
おかなければなりません。それで、これは住  
民サイドに立つてやはり公害だつて何だつてやる  
ことと、それが市中のパレードに対する反対運動になつて  
いるのだといふやうな、そういう対外的な發言と  
單なる個人的な利害にくつづけて、國家意識を  
持つていなからけしからぬというふうな、その  
ことが市中のパレードに対する反対運動になつて  
いるのだといふやうな、そういう対外的な發言と  
單なる個人的な利害にくつづけて、國家意識を  
持つていなからけしからぬというふうな、その  
こともあり得るということは、何のためなのかと  
いうことの基本的な疑問は、やはり愛国心その他  
の問題ではないかと思つ。これは一つあるいは國民全体の考え方の集結がどういう方向  
にいくかという問題である。國を愛しない者はい  
ないわけですから、愛し方の角度はいろいろある  
ということでしょう。

だから私は、それはシビリアンコントロールの  
問題、あなたのコントロールの問題もあるけれど  
も、一応これは議論をしなければならぬというふ  
うに思つて議論をするわけです。こういう考え方  
で国民の合意を得るというふうなことは、およそ  
出でているのです。最近も出でているわけです。石油  
危機以後においても出でているわけです。

だから私は、それはシビリアンコントロールの  
問題、あなたのコントロールの問題もあるけれど  
も、一応これは議論をしなければならぬというふ  
うに思つて議論をするわけです。こういう考え方  
で国民の合意を得るというふうなことは、およそ  
出でているのです。最近も出でているわけです。石油  
危機以後においても出でているわけです。

たゞ、あとで長官、あげますよ。幾つかの新聞に  
いるのだといふやうな、そういう対外的な發言と  
單なる個人的な利害にくつづけて、國家意識を  
持つていなからけしからぬというふうな、その  
ことが市中のパレードに対する反対運動になつて  
いるのだといふやうな、そういう対外的な發言と  
單なる個人的な利害にくつづけて、國家意識を  
持つていなからけしからぬというふうな、その  
こともあり得るということは、何のためなのかと  
いうことの基本的な疑問は、やはり愛国心その他  
の問題ではないかと思つ。これは一つあるいは國民全体の考え方の集結がどういう方向  
にいくかという問題である。國を愛しない者はい  
ないわけですから、愛し方の角度はいろいろある  
ということでしょう。

たゞ、あとで長官、あげますよ。幾つかの新聞に  
いるのだといふやうな、そういう対外的な發言と  
單なる個人的な利害にくつづけて、國家意識を  
持つていなからけしからぬというふうな、その  
ことが市中のパレードに対する反対運動になつて  
いるのだといふやうな、そういう対外的な發言と  
單なる個人的な利害にくつづけて、國家意識を  
持つていなからけしからぬというふうな、その  
こともあり得るということは、何のためなのかと  
いうことの基本的な疑問は、やはり愛国心その他  
の問題ではないかと思つ。これは一つあるいは國民全体の考え方の集結がどういう方向  
にいくかという問題である。國を愛しない者はい  
ないわけですから、愛し方の角度はいろいろある  
ということでしょう。

みましたが、これは私は、明らかに出過ぎではないか、思い上がりではないかというふうに思いました。この点は事実を調べていただきまして、善処してもらいたいと思います。

○山中國務大臣 まあ、発言の場所、どういう環境でものを言つたのか、よくわかりませんから……。先ほど基本的には私が申しましたとおり、政治の分野の問題、国民の課題として国民自身の問題、あるいは石油危機の問題といつても、陸上自衛隊の師団長がそれに対処するよつた問題は、むしろ、いかにして燃料を節約して、練度を落とさないで本来の目的を維持できるかということのほうに、重点を置くべき時期に来ておるというところでありますから、これは事実関係を調べて、その師団長ばかりではなくて、全体について、わが国に置かれた資源の状態、ことに石油の状態等が、実感を持ってみんなわかっていますけれども、よくわかるように努力をしてみたいと思うので

○大原委員 これは政府委員でよろしいのですが、昨年のパレードには、私の手元にも、一千名ほど参加した、そして海上自衛隊も参加している。のほうへは一千名というようになりますが。

それからもう一つは、戦車や装甲車等は、やはり岡山県の日本原等から持ってきて、鉄道輸送いたしまして、県道、国道、市道等を通じましてやつてくるわけですね。

そこで、私は調べております。しかし記念行事の車両制限は「十トン以上」であります。しかし、これは建設省の省令で、自衛隊と協議をいたしまして例外措置を設けております。しかし記念行事の目的としてやるパレードは、「十トン以上」の場合、省令で自衛隊が通知をすればよいというだけで処理をする教育訓練、せいぜい広げて考えてみてもそ

ういう教育訓練、その範囲をやはり越えておるのでないか。そういう点については通知だけでいいのかどうか。がたがたがたがた猛烈な音響を立て

まして、調べてみますと三十トン以上の戦車、装甲車、自走の大砲、そういうものが運ばれておるわけですね。そういう観点の法律関係については、手続き上方遺憾なくやっておられるのかどうか。自

治体の承認を得ておるのかどうか。

○丸山政府委員 まず、参加人員千名でございまが、これは隸下の米子の普通科連隊、あるいは

善通寺、山口、海田市の各普通科連隊、その他海上自衛隊の地方隊、婦人自衛官、こういうものが入っております。約千名でございます。

それから二番目の問題の、自衛隊の車両の運送について、所要の手続きをちゃんととつておるかどうかということがあります。ただいま先生がおっしゃいましたように、車両制限令十四条によ

りまして、自衛隊の治安出動あるいは防衛出動には、これを適用しないということになつておるわけでございます。

そこで、問題の観閲式のときの車両の運搬が、この適用を受けるのかどうかということになるわけでございますが、この点につきましては、観閲式それ自体の性格から見まして、平生訓練をいたしましたその成果を観閲官が見るということが本

來の趣旨でございます。それにあわせまして、一般国民の方、住民の方々に訓練の成果を見ていただいて、自衛隊の実態というものの御認識をいたしました。そのことが観閲式の主たるねらいであるわ

けでございます。建設省とのお話し合いによりましたのも、観閲式に使用いたします車両の運搬につ

いては、教育訓練に含むという了解を得ております。各自治体の市町村の当局にも、そういうことで御連絡を申し上げてあるわけでございます。

そこで、私は調べております。しかし記念行事の車両制限は「十トン以上」であります。しかし、これは建設省の省令で、自衛隊と協議をいたしまして例外措置を設けております。しかし記念行事の

目的としてやるパレードは、「十トン以上」の場合、省令で自衛隊が通知をすればよいというだけで処

理をする教育訓練、せいぜい広げて考えてみてもそ

ういう教育訓練、その範囲をやはり越えておるのでないか。そういう点については通知だけでいいのかどうか。がたがたがたがた猛烈な音響を立て

まして、調べてみますと三十トン以上の戦車、装甲車、自走の大砲、そういうものが運ばれておるわけですね。そういう観点の法律関係については、手続き上方遺憾なくやっておられるのかどうか。自

治体の承認を得ておるのかどうか。

○大原委員 そこで、この問題につきましては、きょうだけで終わることにはいかぬと思ひます、が、きょうの質問の一応の締めくくりといった

時間はできるだけ急ぎますので、結論しまして、時間はできるだけ急ぎますので、結論

的に防衛府長官にお尋ねいたします。

私は、こういう問題を、いたげだかになつて意地を通すというふうな自衛隊の態度というものはいけないと思うのです。やはり時と場所を考えなければいけないと思う。それでひどいのは、警察

が取り締まるのはけしからぬというふうなことを言つてゐるんですね。これは自衛隊の師団長としては、非常に行動過ぎではないか。それから地元の、知事は今度新しくなつていますが、市長等も間に入つて、非常にしどもどろになつておるよ

うですかと言われたら、広島は——やはり原爆といふは、平和共存の基礎なんですから、これは議論をすれば、幾らもあるわけですが、原爆とい

うのは、平和の原点なんですから、現在の戦争か平和かのやはり原点ですから、そのことが平和共存の、米中や米ソの間における緊張緩和の原動力になつておるのですから、ましてや石油危機のと

きにおきましては、そういう原点を大切にしながら、平和共存の外交で日本の安全をはかつてしていく以外に大きな道としてはないのではないか。そういう

う点については、賢明な山中長官は理解ができるのではないか。

ですから、そういう点で、まつこうから感情をさせながらするような、市中において、しかも教育訓練の仕上げであるというふうなことで……。し

かし、これはこまかに議論すれば、そうなつておるかどうかわからぬけれども、記念行事という

のは、やはり理解と協力を求めるのだというPRにウエートがかなりあるわけですが、教育訓練だ

ということで、二十トン、三十トン、四十トンに近い、しかも騒音公害をまき散らして、無神経にガソリンを使って走るというようなつかつこつは、

官としては慎重に、行きがかりにとらわれないで、十分議論を消化していただいて、市民感情を

無視しないようつな質問を設置で、本年度の問題が集約をされる、收拾をされるということを、私は心から期待するわけです。それにつきまして、長官のまとめての御見解をお聞きいたしたい。

○山中國務大臣 国防の大前提是、平和外交であるということは、もう当然のことであります。平

和外交によつて、戦うといつも、あるいはその國が攻撃されるというような事態を回避するこ

とが、安全保障の最も初歩であり、基礎であると思つんですね。その点は私も同感です。

ことしは、油の問題が、先ほど申しましたように、去年から大きく登場してまいりましたから、

ふだんの燃料消費についても、非常な制約を加え

ておりますので、ことしの各種行事については、

ただいま決定したものは、観艦式を取りやめたと

いうことを申しましたとおり、石油事情に対応して、国民と同じ対応をする自衛隊、ますそれより

も率先して、自衛隊が全国の国民の消費量に圧力を加えないよう努力をしていくこと

やつておりますから、ことしの問題は、あらためてまた検討をしてみたいと思います。

○大原委員 しつこくは言わぬのですが、石油危機であるから国防力の強化と認識が大切だ、こう

いうふうな高飛車な議論が一つの新聞紙だけか

と思うと、かなり、三つも四つもあるわけですよ。

対外的に師団長が表明している、あるいは記者に語つているということがあるわけですね。ですか

ら、私はそういう点は、長官の考え方は、そういう発言も十分消化をして、それから地元の住民の

意思や自治体、知事や市長等の意見も十分聞いた上で、行きがかりにとらわれないで、この問題については、率直に言つて取りやめることを含めて

検討したい、こういうふうなお気持ちと理解をいたしたいと思います。よろしくごぞいますね。

○山中國務大臣 これは、中央観閲式の問題も同じであります。ことしは、石油の消費という問

題からいろいろと検討を加えていきたい。ですか

ら、非常にガソリンを消費するとかなんとかとい

うものは、なるべくそれを少なくする努力をした

いという前提でいま検討しておるわけでありますから、その一環として検討していきたいと思うのです。

いまの談話の問題は、ちょっとと事実関係はわからりませんが、石油危機というものは、売り手のほうが売らないと言つたために起つた問題でありますから、アメリカがソ連と並ぶ超軍事大国ですし、しかも中東依存度はわずか一一・一%ですが、それでも、アメリカにおいても、あのようマイカーまで規制するきびしい措置をとるわけですから、軍事力でこれは解決できるものではない。そこらのところの論法からいつても、事実であればおかしいということでありますから、その問題は事実関係を調べます。

○大原委員 それではこれで終わりますが、この問題は国会でも一応議論しておく必要がある、こういうことで、議論をいたしました。したがって、今までの経過にこだわらないで、十分実情を勘案して处置してもらいたい。私どもは、石油危機だけだというふうに言われるわけですが、それもわかるのです。あなたの立場はわかる。しかし真意はわからないけれども……。軍備とは何かといふことを、もう一回、国民の立場で考え直すべきではないか。ましてや原爆時代における平和共生、平和の原点の問題について、やはり自衛隊も根本的に考えてみると必要であるといふ私の主張、これは、さらに議論すれば切りがありませんけれども、そういう点を明確にしながら、今年は十分冷静に善処して取りやめでもらいたい。しかるべき方法は別に皆さん方でお考へになる、こういうことではないかというふうに思います。

以上申し上げておきました、私の質問を終わります。

○徳安委員長 この際、暫時休憩いたします。

本会議散会後委員会を開いたします。

午後一時二十二分休憩

午後二時三十一分開議

○徳安委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田法晴君。

○吉田委員 冒頭、山中長官に、この法案について再検討さるべきじやないかということについてお尋ねをいたします。

というのは、私は、田中内閣というのは、かつての鳩山内閣にたいへんよく似ておられると思つておる。それは、鳩山内閣が日ソ国交回復を実現された。それから日ソ国交回復をしたからというので、いわばタカ派に対する配慮であったのかどうか知りませんけれども、そのかわりであつたか

どうか知りませんけれども、憲法改正を言わたされた。それから、偶然の符合でございますかどうか知りませんけれども、小選挙区制も考えた。田中内閣が日中国交回復をして、それから、いわば対照的

法律をどんどんつくつておられるのは、私はよく似ておると思う。

ただ、ここで問題になります基地の問題については、態度が違っている。国民の意思は政治に反映をしたいという話でしたから、私は鳩山内閣が

できた当初、すぐに根本官房長官を通じて鳩山総理にお会いをして、当時問題になつております。

○山中國務大臣 たいへん高邁な議論の展開でございまして、総理が出席したときに、ひとつそ

うの立場から、この法律案について申し上げれば、先日も、たしか先生聞いておられたと思うの

ですが、現在の周辺整備法をつくりました際の論議、あるいは衆参両院の内閣委員会の附帯決議、

その後、行政を展開してまいりまするについて、やはり地域の住民あるいは公共団体等の種々の御要望等に現行法律ではなかなか沿いかねる、ある

いふことを申し上げた。朝鮮戦争をもつて、やんやろうというわけではあるまいし、朝鮮の金剛山の山岳戦で敗れたから、日本でもう一ぺん山

岳訓練をやる必要がどこにあろう、再検討願いたいと言いましたら、日米合同委員会で検討しま

が、あのニクソン・ドクトリンによる日米連合軍

事体制強化のために、在日米軍基地の合理化、統合をやつておる。それに、米軍との共同使用を前提にして、自衛隊基地の新設、確保を、日本国民の負担によつて強力に進めようというのが、この法案ではないかと私は思つてあります。

その道は、国際的には、少なくとも国際協力の進展、あるいは日中共同声明で平和五原則をうたわれた方向と違うと私は思つ。国際的に平和のために、あるいは緊張緩和のためにされる努力がどう評価されているか、これはアラントあるいはキッシンジャーの例を引くまでもなく、賢明な山中長官は御存じのことだと思います。閣内でも将来ある新進閣僚として、しばしば意見も述べられておるようですが、私は、政治の大まかな方向として、ここでは考えなければならぬ重大な点だと思いますだけに、鳩山内閣を引き合いに出して恐縮でしたけれども、山中長官として、あるいは田中内閣の有力な閣僚の一人として、これらの点から考え直される意思はないか、まず承りたい。

○山中國務大臣 たいへん高邁な議論の展開でございまして、総理が出席したときに、ひとつそ

うの立場から、この法律案について申し上げれば、先日も、たしか先生聞いておられたと思うのですが、現在の周辺整備法をつくりました際の論議、あるいは衆参両院の内閣委員会の附帯決議、

その後、行政を展開してまいりまするについて、やはり地域の住民あるいは公共団体等の種々の御要望等に現行法律ではなかなか沿いかねる、あるいは限界があるといふようなことから、この際新しい法律をつくろう。そして、基地がないほうがいいとおつしやる。基地がなければ影響も阻害もないとおつしやる。そのとおりであるけれども、私どもとしては、安保条約のもの米軍基地も含めて、あるいは自衛隊の、わが国の最小限の防衛兵力を持つという、國力国情に応じた整備をすることに伴つて、やはり基地というものはどうしても存在する、その現実はあるわけありますから、

したがつて、周辺の市町村長あるいは知事さん等の御意向でも、存在しておる限りは、それに対してもう少し地元周辺関係の要望、受けける影響に対する防衛府のもつ少し積極的な努力の要望等がございまして、この際、新しい法律をお願いしたいという気持ちになつたわけでありまして、特別に軍備強化とかなんとかという問題は、この法律では考えていなさいということございます。

○吉田委員 この法律によります障害の防止あるいは軽減によつて、基地の設置あるいは運営を可能にするよう、軍事基地の整理統合あるいは

軍備強化とかなんとかいうことは、この法律では考えていなさいということございます。

○吉田委員 この法律によります障害の防止あるいは軽減によつて、基地の設置あるいは運営を可能にするよう、軍事基地の整理統合あるいは

軍備強化とかなんとかいうことは、この法律では考えていなさいということございます。

私が関係をいたしました、いま申し上げた妙義の山岳訓練学校、それから二十八年に日米合同委員会で、砂川をはじめ全国十カ所で、當時B52の発着できる三千メートルの滑走路を持つ飛行場をつくりたい、こういうことで、われわれは、東京都下における原爆基地をつくらしてはならぬといふことを申し上げた。その後、千名のけが人が出た結果ではございますが、立川の拡張は取りやめになつた。あそこで原爆を搭載した飛行機が発着し得るようにはならないかつて、全国の関係者が集まりました。これは最後は、千名のけが人が出た結果ではございますが、立川の拡張は取りやめになつた。あそこで原爆を搭載した飛行機が発着し得るようにはならないかつて、全国の関係者が集まりました。これは最後は、千名のけが人が出た結果ではございますが、立川の拡張は取りやめになつた。あそこで原爆を

搭載した飛行機が発着し得るようにはならないかつて、全国の関係者が集まりました。これは最後は、千名のけが人が出た結果ではございますが、立川の拡張は取りやめになつた。あそこで原爆を搭載した飛行機が発着し得るようにはならないかつて、全国の関係者が集まりました。これは最後は、千名のけが人が出た結果ではございますが、立川の拡張は取りやめになつた。あそこで原爆を

搭載した飛行機が発着し得るようにはならないかつて、全国の関係者が集まりました。これは最後は、千名のけが人が出た結果ではございますが、立川の拡張は取りやめになつた。あそこで原爆を

搭載した飛行機が発着し得るようにはならないかつて、全国の関係者が集まりました。これは最後は、千名のけが人が出た結果ではございますが、立川の拡張は取りやめになつた。あそこで原爆を

はあそこで原爆基地をつくらせなかつたことが、砂川の人たちの、あるいは立川の市民のしあわせにつながつておるか、私はむしろ後者だと思います。それから板付、伊丹等についても、これは関係市を含んで、福岡には板付基地移転促進協議会という市議会を中心とした組織がござります。これは情勢の変化もございますが、板付、伊丹も、いまや空港都市、基地としての性格は薄らいでおる。再使用が全くないとは考えませんけれども、情勢のおもむくところは、それを不可能にしておると私は思います。

それだけに、現実と言われ、あるいはその現実

の上に障害の防止、軽減をすることが、そして基地の確保あるいは運営を可能にすることが、関係住民の生活の安定、福祉の向上になると、こう言わられるけれども、法律はそういうたてまえをとつておりますが、私は、自分の経験からするならば、そうではないと思う。それだけに、大きな平和の問題、あるいは緊張の緩和に努力するか、あるいは極東戦略に協力するかという問題もございます。それはどうお考えでしようか。

○山中国務大臣 第一条の目的で、しいて皆さまの立場から御議論があるとすれば、いままで運用のやり方、金は幾らかけてもかまわぬから目的を達する、あるいは基地の確保をやつしていく。その結果は、いま憲法なり、あるいは憲法のものにおける法制、民法なりあるいは自治法なり、いまの憲法体制下における法律的な原則というものを述べよう。この法律は、私ははして、自治省の政務次官にも法制局にも来ていただいているところであります。これまで運用だけでございましたから、その基準も、これまで運用だけではございません。すなわち、取得するためには、この法律をつくるのではなくして、いつかしなければならないという責任を、義務を果たさうとするものでありましたけれども、基地が存在すること自体、それが広大な面積である場合、市町村の行政区画の大半を占めておるようなところ等については、実際上その町村の発展計画も、あるいはまた地域の振興開発計画も、そこのところが空欄にならなければやつていけない。典型的なのは、沖縄だうと思います。そう

いうよつなことがありますから、基地があるということ自体が、やはり周辺の市町村に何がしかの、なればこゝいうことができたであらうという意味において、デメリットをとっているものである。だから、今回は設置ということと、そのこと 자체もとらえたいということで考えたわけでありまして、特別にこの新しい法律をつくるから、それによつて基地を拡大強化していくとか、そういう気持を持つてやつたものでは全くございません。

○吉田委員 その新しく獲得をしたいという点が、重點でないということはわかります。ただ、申し上げておるのは、関係住民の生活の安定と福祉の向上というものが、究極するこの法律の目的であるならば、それは、むしろ基地の確保あるいは強化ではなくて、再検討するほゞが住民のしあわせになるのではないかと言つて具体例をあげたのです。

もう一つ、心配をいたしますのは、この法律は、これは施政方針演説の中にも入つておつたからと、いうわけではございませんが、いかにも田中総理のやリ方、金は幾らかけてもかまわぬから目的を達する、あるいは基地の確保をやつていく。そのための憲法なり、あるいは憲法のものにおける法制、民法なりあるいは自治法なり、いまの憲法体制下における法律的な原則といふものではないかということだと思います。これはしかし、取得という意味ではございません。すなわち、取得するためには、この法律をつくるのではなくして、いつかしなければならないという責任を、義務を果たさうとするものでありましたけれども、基地の利用のしかた等によって影響を受ける人たちに対し、何かしなければならないという責任を、義務を果たさうとするものでありましたけれども、基地が存在すること自体、それが広大な面積である場合、市町村の行政区画の大半を占めておるようなところ等については、実際上その町村の発展計画も、あるいはまた地域の振興開発計画も、そこのところが空欄にならなければやつていけない。典型的なのは、沖縄だう思います。そう

いうよつなことはありますから、基地があると、そのために、憲法に地方自治という一章がうたつてあって、その地方自治の原則を守りたいあることは、憲法に地方自治といつたところも問題になつてゐる。これは自治省として、指導と助言、それから法律に基づいて、財源にしても、あるいは交付税交付金にしても交付しておるわけあります。

○吉田委員 その新しく獲得をしたいという点が、重點でないということはわかります。ただ、申し上げておるのは、関係住民の生活の安定と福祉の向上というものが、究極するこの法律の目的であるならば、それは、むしろ基地の確保あるいは強化ではなくて、再検討するほゞが住民のしあわせになるのではないかと言つて具体例をあげたのです。

もう一つ、心配をいたしますのは、この法律は、これは施政方針演説の中にも入つておつたからと、いうわけではございませんが、いかにも田中総理のやリ方、金は幾らかけてもかまわぬから目的を達する、あるいは基地の確保をやつしていく。そのための憲法なり、あるいは憲法のものにおける法制、民法なりあるいは自治法なり、いまの憲法体制下における法律的な原則といふものではないかということだと思います。これはしかし、取得するためには、この法律をつくるのではなくして、いつかしなければならないという責任を、義務を果たさうとするものでありましたけれども、基地の利用のしかた等によって影響を受ける人たちに対し、何かしなければならないという責任を、義務を果たさうとするものでありましたけれども、基地が存在すること自体、それが広大な面積である場合、市町村の行政区画の大半を占めておるようなところ等については、実際上その町村の発展計画も、あるいはまた地域の振興開発計画も、そこのところが空欄にならなければやつていけない。典型的なのは、沖縄だう思います。そう

いうよつなことがありますから、基地があると、そのために、憲法に地方自治という一章がうたつてあって、その地方自治の原則を守りたいあることは、憲法に地方自治といつたところも問題になつてゐる。これは自治省として、指導と助言、それから法律に基づいて、財源にしても、あるいは交付税交付金にても交付しておるわけあります。

○吉田委員 たゞいまの御質問でござりますが、自治省としましては、地方財政の強化、自主財源の強化、また地方行政におきます現実におけるふくそくしております社会需要に応じまして、地方自治団体がいろいろ仕事をされますにつきましては、法律に基づきまして、地方自治団体の自主性を十分尊重しながら、そつて地域住民

たてまえをとつておる。それがいまの憲法であり、あるいは憲法に従う行政法にしても、大体そいつであるたまえをとつておると思ひます。

ところが、この法律には、あまりに政令委任が多い過ぎる。それから、その政令委任をして権限を行使するには、当事者である防衛施設庁がきめる。算定方法も、あるいは規則も、省令は、おそらく施設庁長官がきめるのだと思ひます。そして計算それ自身もする、こういうことになりましたら、チェック・アンド・バランスがどこにある、この法律が通つてしまつたら。

この間から防衛庁長官は、基地の周辺市町村について、革新あらうと保守あらうと、革新だから押える、あるいは保守だから優遇するということは、できもしれないし、いたしません、こういう話だつた。ところが、この法律をよく読んでみると、そういうチェックの方法がない。そして法律が通つて、防衛施設庁がつくった規則に従つておそらくこいつのことになるだろ。そういう事態が起つりまして陳情しましたら、協力をしてくれる町村と協力をしてくれぬ町村との間に違いがあるのは、あたりまえだといふ話になると私は思ふ。それがないよう保証をするということを、防衛庁長官は言われましたけれども、その言明を保証する制度がなければならぬ。それは、少なくとも自治法や、あるいは関係の法律の上では、ちゃんととられております。それがとられないで、地方自治の精神は、あくまで貫きたい。これは自治省に相談することになつていれば、いいですが、なつていない。関係行政の長が云々という点がありますが、これは、あとで審議しなければならないところです。が、聞きますと、それは通産省であつたり、あるいは農林省であつたり、それも自治省と協議をしないでやるのです。そういうのを、自治省として許されるかどうか。せつかく自治を守るために、一つ一つの自治体に対し指導をし、あるいは助言をしたりしてやつておられますか。それが、この法律ではなくすれやしませんかといふ

のですが、どうですか。

○古屋政府委員 ただいまのお話でございますが、政令を閣議で決定する場合には、御承知のように、各省事務段階で一応相談をいたしております。自治省も相談を受け、自治省といたしましては、地方自治の観点から行き過ぎがないといふように、その間に入りまして、十分チェックしてまいる所存でござりますから、そういう御心配はないと思つております。

○田代政府委員 施設庁長官の立場で申し上げますが、この法案には政令が多いという御指摘でござりますが、政令は現実に閣議できめるわけでございませんので、ただいま自治政務次官がおっしゃつたようなことで、自治省と当然そこで相談されるという問題が一つござります。

それから、第九条の特定防衛施設の関係で関係大臣と協議するということと、公用の施設整備に関連のある大臣に相談する、こういうことを私、一昨日答弁したことがござりますけれども、当然、ございますので、当然、自治大臣にも御相談申し上げますけれども、それは通常の話であつて、通つてしまつたら、やはりこれだけ政令が多くて、防衛施設庁の長官の権限が強ければ、民主的な運営にかかる、それから九条の指定の場合についても、各省相談をするということですが、問題は、いま、政令をつくるときには各省相談をして開議にかかる。それから九条の指定の場合についても、各省相談をするということですが、問題は、

これは建設省とかあるいは農林省とかいう各省も入りますけれども、それ以外に、何と申しましても、地方自治体の行なう公用の施設の整備でございますので、当然、自治大臣にも御相談申し上げる、こういうことになろうかと思ひます。

○吉田委員 私が申し上げるまでもなく、憲法の地方自治の最後の条文は九十五条、「一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。」これは「一の地方公共團體」ですから、一つの地方公共團體。私は記憶しておりますが、憲法ができまして間もなくの頃、神に従つて、ほんとうに住民の福祉といふことで選択がなされるならば、いま読み上げました憲法の条章のよう、住民の意思に従つて選択をされなるならば、言うところはありません。言うところがその方向として、権利義務にも若干の関係が

あつたかもしれないと思ひますが、平和都市宣言をするのにさえ住民投票が行なわれた。この条文は実は最近は死んでいます。あまり運用されていない。しかし、基地を許すかどうか、あるいは米軍から返ってきた基地を自衛隊が使いたい、それを許すかどうかということで町をあげて争いになりますが、それで市町村長の選挙が行なわれていてことは、御存じのはずあります。ですから、これはたいへん大事な問題であります。したがつて、この法律で、いわば金の大判か小判か知りませんが、ほつべたをたたきながら、どうですか、どうですかといふなり方としては間違いだと思うのです。

いま、政令をつくるときには各省相談をして開議にかかる。それから九条の指定の場合についても、各省相談をするということですが、問題は、いま、政令をつくるときには各省相談をして開議にかかる。それから九条の指定の場合についても、各省相談をするということですが、問題は、

このためには、自治省は苦心をしておられる。だから、税源、税収による財源それから交付税、特交その他、とにかくいろいろ自治体を育てるに横から相談を受けるだけで、基地のあるところについては、誤りをなからしめるためには、住民の福祉のためには、自治省は苦心をしておられる。

ところが、それと関係があるかも知れぬけれども、横から相談を受けるだけで、基地のあるところについては、特別施設の指定をしたら、ほとんどの公共施設については十割、十分の十です。それから、そのほかにも、今までの基地交付金のほかに新しく交付税をやろうといつ。その交付税とその他の交付税との関係等は、たてまえからいうならば、純然たるプラスになることかもしれませんけれども、金額が多くなりまして、ことしの予算是五億が計上されているようですが、おそらくだんだんふえてまいります。

問題は、論理とそれから法律なり憲法なりの精神に従つて、ほんとうに住民の福祉といふことで選択がなされるならば、いま読み上げました憲法の条章のよう、住民の意思に従つて選択をされなるならば、言うところはありません。言うところはあります、住民の意思の表現と、それから、いわば政府からばたもちでほつべたをたたいてのやり方との間には、私は矛盾が出てくると思う。まあ、そうはしませんと、こう言われるけれども、政令案を私どもも拝見いたしましたけれども、政令が閣議にかかる、あるいは九条指定の際に、閣議の決定だから、自治省にも相談をするということでは、やはり私としては安心ができない。それが、政令になるのかあるは何になるのか知らぬけれども、制度としてこういたしますということでは、やはり私といたしましては安心ができない。それが、政令になるのかあるは何になるのか知らぬけれども、制度としてこういたしますということでは、やはり私といたしましては安心ができない。それが、政令になるのかあるは何になるのか知らぬけれども、制度としてこういたしますということでは、やはり私といたしましては安心ができない。

○古屋政府委員 自治省といたしましては、ただいま申し上げましたように、地元の意向を十分尊重して、この運用をはかつていく。それについて、明瞭にお示しを願いたいと思います。

○吉田委員 地方自治といたしましては、ただいま申し上げましたように、地元の意向を十分尊重して、この運用をはかつていく。それについて、指定の際の協議を受け、あるいは政令を出す場合、いま先生のお話は、具体的になにがなければ、ほたもちでほつべたをたたきようだというような御質問でございますが、私どもとしましては、この指定の際の協議を受け、あるいは政令を出す場合に、自治大臣とも十分協議をいたしまして、地方に、自治の本旨をゆがめないようにいたしていきたいと考えておるのでござります。

具体的にどうするというお話でござりますが、ここでは抽象的に、十分地元の意向を尊重しながら、自治省としては、防衛庁と話し合いを進めていく。自治の本旨をゆがめないようにいたしていきたいと考えておるのでござります。

まのお話と直接関係はございませんが、基地交付金の問題にいたしましても、あるいは自治省がやくというようになりますが、これまでの基地交付の状況というものを、地方自治というものを考えて措置をしておるわけでございますので、お話を聞く点では、政令にまかされる点が非常に多いから御心配ということでございますが、この点は、自治省としては、その最後的決定の前に、指定の場

合あるいは政令の場合に、十分地方の立場というものの、地方自治といいうものを阻害しないように措置をしていくということが、自治省としての根本的立場でございまして、そういう点を御心配のないように、私どもとしては措置をしてまいりたいと思つております。

○吉田委員 この法律の主務官庁というのは、自治省ではなくて、これは防衛省、防衛施設庁ですね。ですから、政務次官がそこで幾ら言われたって、そのとおりにやられるかどうかは、法上の保証がなければ、政令が何かなければ、あるいは両大臣の協議がなければ、そのとおりにななりません。そのことを言つて、具体的にどうされますか。だから、これはむしろ、自治省のほうから聞いたつてしまつがないので、防衛施設庁のほうから承りたいと思います。

○田代政府委員 吉田先生の御意見ですと、制度的な保証ということをしきりにおっしゃつておられると思うのですけれども、政令によつて云々と

いうことを書きますと、当然それは自治省、大臣に關係する問題でござりますから、制度的に

は一応できているわけでござります。それからも

いるということだと思います。

したがいまして、先ほどから私が答弁いたして

おりますように、制度的にも自治省あるいは自

大臣の御意見を十分に参照してこのことを申

し上げますと、やはり、そこは制度としてできてい

るというふうに理解を申しますが、制度的な体

制はできていると私は考えております。

なお、非常にこまかいことを申して恐縮でござ

りますけれども、この法律の中に、今般、公用飛行場に関連いたしまして、全く同じような施策

といたしまして一種、二種、三種地区といふものができます。これは、防衛施設長官が定めると

いうことに現実になると思いますが、それにつきましても、実態につきましては、あらかじめ自治省と十分相談をする、あるいは個々の基地ごとに

ありますから、お尋ねをいたしたいと思いますが、その問題からまずお尋ねします。

○味村政府委員 確かに、先生がおっしゃいましたように、環境長官と協議をしなければならない

といふ条文が入っている法律があつたと存じます。ただ、私も現段階での法律であつたかとい

うことは、ちょっと想い出せませんので残念でございます。

その点については、法制局、いま来てもらつて

おりますから、お尋ねをいたしたいと思いますが、

○吉田委員 ちよと法律の名前は忘れました

が、ことしか去年かできました法律で、環境庁長官の意見を聞かなければならぬという法律がありまし

たね、ちょっといま思ひ出しませんが。政令

だから、それは閣議にかかる、だから自治省が関

与する、あるいは指定をするときには、関係各省と  
いうことで自治省が出てくる、それだけでは、

これは、やはり法上の保証があるとはいへぬと私は思つた

は思つ。なぜ、環境庁なら環境長官が同意を与える

えなければならないというか、あるいは、これは漸

戸内海の法律でしたか、とにかく環境関係に、環

境長官が閣議の席上で言われて案文が入つたの

だとも思うのですが、そういうものが少なくとも

は自衛省、自治大臣が入りますということを申し上げますと、やはり、そこは制度としてできてい

るということだと思います。

法制局にお尋ねをしますが、いま憲法体制と

いいますか、憲法の原則、それから民法――これ

は補償が入りますから、民法が入り民事私法が入

ります。それから自治法等で、先ほど私が申し上げ

たところですが、民主主義の原則として

いるといふことではなかろうと存するわけでござ

ります。

ただいま先生のおっしゃいましたように、国民

主権という立場からいたしますと、これは政令に

委任するということは必要がないのに、むみに

やたらと政令に委任するということは、もとより

やるべきことはなからうと存するわけでござ

りますが、ただいま問題になつております防衛施設

委任するというふうな対象にして、これだけの法のたてまえが

なつている以上は、自治省については、自治大臣

においては、やはり協議をするということですが、法

文上どこかで明らかになる程度の保証がなければ、いわば相談をするといふか、チェックをする

といふことでは困難ではないかと私は考へるので

ます。

ただいま先生のおっしゃいましたように、国民

主権という立場からいたしますと、これは政令に

委任するということは必要がないのに、むみに

やたらと政令に委任するということは、もとより

やるべきことはなからうと存するわけでござ

ります。

ただいま先生のおっしゃいましたように、国民

主権という立場からいたしますと

昭和四九年五月九日

るということは、数としては多くはなつてゐるかと存じますけれども、これは、いずれも政令に委任するということを必要とするという範囲のものであらうかと存じます。

○吉田委員 おそらく、そつ答弁しなさるだらうと思つておりますが、それは前にも現行法が止法ですか、長い名前ですか、フルネームは言ひませんけれども、その制度がとられておる云々といふことですが、しかし現行法の基地周辺整備法の審議は、私は関係しませんでした。関係しませんでしたが、長い名前ですか、フルネームは言ひませんでしたが、しかし、この法律を読んでみて、いかにもその後の最近の傾向といいますか、政令委任があまりにも多くなり過ぎて、そして最初のチエック・アンド・バランスか、この法上にはほとんど考えられない。時代の変化とともに憲法の精神が、民主主義の制度がくずれつづあるというのに、若干驚いておるとあります。

一つの例をあげましょ。たとえば「著しい影響の基準」、その「音響の強度及びひん度が、防衛施設庁長官の定める限度をこえる場合に」、こう書かれてやめることを求める。犯人とまでは言ひませんけれども、責任者の当事者が自分で基準をきいている。著しい音響の基準、その基準そのものも防衛施設庁がきめる。いわば当事者が、それに對してやめることを求める。法的とまでは言ひませんけれども、責任者の当事者が自分で基準をきめて、それに合うか合わぬか、適合するかどうかの判断も長官がやるわけです。こういう制度が許されるだろうか。それに不服な場合は、訴訟をやればいいとどこかに書いてあつたと思いますけれども、それならば、初めからこんな法律は要らないでしよう。

もう一つは、この法律によつて、障害に対する補償も規定されている。しかし、この法律のねらつておるところは、その損失の補償じゃなくて、暗債法ではなくて、その障害を防ぐための、あるいは減すための防衛施設周辺の生活環境の整備のための法律です。その整備といふことについては、市町村からの希望に応じて防衛施設庁が当たる。その希望をどれだけ取り上げるかということにつ

いては、これは恣意と言つたらおかしいけれども、政令はある、あるいは省令はありますけれども、それをチエックする機関はない。

それからもう一つ問題なのは、これは、どういう法理なのか知りませんけれども、従来は相当因果関係が必要だといわれておつたが、この法律では因果関係は必要ではないといわれる。その辺が私もよくわかりませんが、そうすると、因果関係も必要としないということになりますと、行政庁の

いま日本の法律の上では、この差しとめ権、インジアンクションというものは、認められてはおりません。少なくとも、これを制度的に、環境の整備ということで、障害を防ぐあるいは障害を減すという方法がとられておるならば、基本的には、法的的に考へると、インジアンクションというものが法的的には確立されておらぬけれども、あるのが判例は確立されておらぬけれども、この法律によつてこれをつくる、「こういふことになるでしょ。そうすると、そこにはいまの法律で、憲法なり民法なりあるいは自治法なり、そこからで働く制度が許される制度といつもののが、法理といつもののが働かなければならぬと思うのです。この法律による独特の法理、これは外国にもない、日本にもない防衛施設庁がきめる。いわば当事者が、それに對してやめることを求める。法的とまでは言ひませんけれども、責任者の当事者が自分で基準をきめて、それに合うか合わぬか、適合するかどうかの判断も長官がやるわけです。こういう制度が許されるだろうか。それに不服な場合は、訴訟をやればいいとどこかに書いてあつたと思いますけれども、それならば、初めからこんな法律は要らないでしよう。

さまで、この法律によつて、障害に対する補償も規定されている。しかし、この法律のねらつておるところは、その損失の補償じゃなくて、暗債法ではなくて、その障害を防ぐための、あるいは減すための防衛施設周辺の生活環境の整備のための法律です。その整備といふことについては、市町村からの希望に応じて防衛施設庁が当たる。その希望をどれだけ取り上げるかということにつ

るという、現在の民法体系によつて認められております権利につきまして、それを変容するといふことはないわけでございまして、それを前

提として申しますが、それは外に置きましたのであらうかと存するわけでござります。そこで、このよつた対策を講じよう、こういうもの上でこのよつた対策を講じよう、こういうものでありますから、法理的にいうと、広義の差しとめ権に基づいて差しとめさせる、それを裁判によってやるというになりますと、行政庁の

いま日本の法律の上では、この差しとめ権、インジアンクションといつものには、認められてはおりません。少なくとも、これを制度的に、環境の整備ということで、障害を防ぐあるいは障害を減すという方法がとられておるならば、基本的には、法的的に考へると、インジアンクションといつもののが法的的には確立されておらぬけれども、あるのが判例は確立されておらぬけれども、この法律によつてこれをつくる、「こういふことになるでしょ。そうすると、そこにはいまの法律で、憲法なり民法なりあるいは自治法なり、そこからで働く制度を、基準をきめるといつような形で制度的な保

障を行なつておるわけでござります。○吉田委員 私の尋ねたところにはお答えがなくて、法のたてまえを説明されましたが、法のたてまえの説明は、幾らか資料をいただいておりますから私どももわかります。

差しとめ請求権、あるいはインジアンクションと申し上げたのは、こういう障害——法律の一条の後段に「自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより」と書いてあります。だから、損失補償もやはりあるわけです。日本の場合には、こつやつて法律で根拠をつくる以外に、正直申し上げまして、判例で積み重ねるということを補償することによります。だから、損失補償もやはりあるわけです。日本の場合には、人事委員会の話をしてました。あるいは行政委員会の問題につきましても、公務員制度は民主的な公務員制度、その民主的な公務員制度についても、昔と違つて人事院といつものをつくつたり、あるいは人事権なら人事権の行使についても、救済措置は講じております。公平委員会といつものがある。今まででは、大都市についていえば人事委員会があります。そういう制度が、この法律の中にはないではありませんか。そういうと、それはどうして救済をしますか、こう聞いて

います。これは、行政法で広義の防止措置を講ずる。それが公共事業の援助であろうが何であろうが、障害の防止の措置を講ずるのです。これは広義の差しとめ請求なり、あるいは差しとめ請求権に基づいて、私法上保障されておる請求権に基づいて、インジアンクションを働かせる、差しとめを請求するというのではない、それはわかる。しかし、行政法なら行政法で障害を防止しようといつことに間違いないじゃないですか。そうしたら、他の行政法にある組織、チエック・アンド・バランスの組織といつものが考え方でございませんけれども、金錢による補償ではございませんけれども、金錢による補償ではございませんけれども、防止措置といつことで、あ

ないか。不服のある者は、訴訟でやつたらいいと  
いうことで済まぬのじやないかということを、法  
制局には申し上げておるわけです。その具体的な  
方法を講じないで、いや、恣意にはまかせません  
と、防衛庁長官は胸をたたかれるけれども、幾ら  
胸をたたいてみたって、制度上それが保障されな  
ければいかねじやないかということを申し上げて  
おるが、法制局はどうですか。

○味村政府委員 あるいは私の先ほどの答弁が、  
舌足らずであったのかと存じますが、民法上の差  
しとめ請求権は、民法七百九条に、不法行為に基  
づく損害賠償の規定がございます。それから最近  
は、人格権といったようなものに基づきまして、  
差しとめ請求ができるという解釈論があるわけで  
ござります。そういつた民法上の問題と、この法  
律で考えておりますものとは別だということでござ  
いまして、先ほど御指摘になりました一条の後  
段の損失の補償と申しますのも、民法上は、違法  
行為による損害賠償が民法に規定されているわ  
けでござります。しかし、ここに規定してござ  
いますのは、適法な行為によつて損失を受けた人に  
対して、その損失を補償しようといふことでござ  
いまして、制度的に違つておるわけでござ  
ります。したがいまして、この十三条の二項におきま  
すが、「前項の規定は、他の法律により、国が損  
害賠償又は損失補償の責めに任すべき損失につい  
ては、適用しない。」、損害賠償と申しますのは、  
民法の損害賠償なり、あるいは国家賠償法の規定  
であるかと思いますが、そういう場合には、適用  
しないのだということを規定してあるわけでござ  
ります。

○吉田委員 あまりここは議論をする場所ではな  
いと思いますけれども、民法上の損害賠償は七百  
九条、それは不法行為による損害賠償と言われま  
すけれども、いま世間でいわてております損害賠  
償なり、あるいは公害の補償にしましても、こう  
いうあれにしても、民法の不法行為による損害賠  
償だけですか。そつじやないでしょ。民法で済

んでおるだけならば、あるいは外国のよう、民  
事上の裁判からだんだん发展をしていくつて、それ  
を制度化するという方法ならば、それでやつてお  
ります。いまやつておるのは、たとえば、これも  
えは、適法行為であるか違法行為であるかといふ  
ことは、公害の補償については問題じやないので  
はないですか。それは、資本主義のもとでは認め  
られておる営業をやつて公害を出して、それで人  
畜に被害があつたら、あるいは財産に被害があつ  
たら、それをやはり補償するのが、いまの補償の  
実態で、公害問題の実態で、法制局の部長でそん  
なことを言つておるよつては話が通じませんよ。  
問題は、これが行政法によつて、法律によつて  
不法行為が適法行為かと、適法行為かもし  
れません。適法行為かもしれませんけれども、そ  
の適法行為によつて障害が出る場合には、そして  
それが多くの周辺の人たちによつて指摘をされ  
おり、また現実に被害を及ぼしており、眠れない、  
やらせるというのでしよう。それを市町村がやる  
あるいは卵も産まぬ、牛乳も減つた、こういうも  
のに対し、その損害も補償しましょ。が、それ  
をやめるためには、法律上に義務づけて  
やらせるといふのでしよう。それは政令でやる  
のは政令に書いてあるところでは、ある  
いは政令に書いてあるところでは、大部分を防衛  
施設庁長官がきめる。そしてその額も、補助のし  
たも、あるいは特別地区的指定も、これは閣議に  
かかるにしても、防衛施設庁がやはりきめる。そ  
れに対して、もし不服があつたらば、あるいは  
妥当さを争うということになつたら、訴訟をやり  
ますか。そのことは、法律で書くか、あるいは政  
令で書くか知りませんけれども、書く必要があり

はしませんかと言つておる。そういうことを、私  
の言つたよつては法制局は認めなきらない。それに  
は答えていない。ですから、だれか、関係者の中  
で言うことがわかるのなら、補足してもらつて  
もけつこうです。

○田代政府委員 私は、法律の専門家ではござ  
いませんけれども、やはり主管の長でござります  
ので、私から申し上げたいと思います。  
いろいろ聞いておりますと、私ども、昭和四十  
一年法も同じスタンスでござりますから、今回の  
法律も同じスタンスだと考えていいと思います  
が、ものの考え方は、先ほど法制局から話がござ  
いましたように、一般の民事法規というものの底  
に流れておる、それを全然否定するわけではござ  
いません、御存じのとおり。その上に、たとえば  
自衛隊の行為とかあるいは防衛施設の設置もしく  
は運用ということに伴う障害に対する、一体どう  
いうぐあいに考えるかということを目して、この  
法律ができるわけでござります。

そこで、まず一段がまえの方方法といたしまして  
は、いろいろな障害が出る、その障害を防止、軽  
減するという方法があるかどうか、こういうとら  
え方をしているわけです。したがつて、たとえば  
学校部門の場合をとらえますと、これは、まさに  
障害の防止また軽減というために、當々として過  
去何年間か防音工事を続けておるわけです。それ  
からまた、たとえば一般的演習場があるといなし  
ます。演習場を使用いたしますと、若干荒廃現象  
が起つるかもしれない。そついたしますと、やはり  
地元の皆さんに非常に御迷惑をかけちゃいけませんので、その防止  
工事をいたす、こういった形でとらえているのが、  
障害の防止、軽減といふ考え方でござります。

そこで、まずやつてみまして、それでも現在の  
技術その他の水準から申しまして防止、軽減は完  
全にはできない。障害の影響は地元に残つておる、  
そこで、何がしかのことを地元の皆さん方にしな  
ければいかぬという問題がござります。これが新  
法の八条を流れている民生安定施設、これの助成  
の問題でござります。

それで、なつかつ問題が残ります場合は、これ  
は十三条以下にございますが、損失補償という問  
題がござります。たとえば演習場がある。演習場  
で若干の荒廃をいたしまして、水の流れが少し早  
くなる、そこで地元で牧草地が枯れてくるとかい  
う現象が起つるといつしますと、これは適法行為  
ではござりますけれども、やはりそのままほつて  
おいてはいけないということで、損失補償という  
問題がある。そういうことで、この法律は、いろ  
いろな自衛隊等の行為または防衛施設の設置、運  
用ということに関連いたしまして起つた事象を  
とらえて、その対策をこの法規で掲げているわけ  
でござります。

それから、主務官庁である防衛庁あるいはまた  
防衛施設庁が非常に独走で、チェック・アンド・  
バランスがきかないじやないかというお話をござ  
いますけれども、これは、先ほどから何回も申し  
ておりますように、重要な問題について骨格が法  
律にござります。さらに、それを受けました基準  
の大臣の御了承をいたくということが前提にな  
ります。さらにまた九条で申しましたように、関係各省  
について、先ほど申しましたように、関係大臣に  
協議するということに相なつております。したが  
いまして、そついたワク組みの中で防衛庁なり  
ます。法律には必ず主務省がございまして、どこ  
かの省が実施するのは当然でござりますが、わが  
防衛施設庁が、この法律を運用するわけでござ  
ります。法律には必ず主務省がございまして、どこ  
かの省が実施するのは当然でござりますが、わが  
防衛施設庁が実施するにいたしましても、そつ  
いたいろいろな制約の中——制約と言つては、  
たいへん失礼でござりますけれども、いろいろな  
ワク組みの制約の中で法律の執行が行なわれる  
いうことでござりますので、独走体制とかいうお  
話がございましたけれども、そういうことは當た  
らぬのじやないか、こう考えております。

○吉田委員 自治政務次官、お立ちをいたく前  
にちよと済みません……。

まあ、心配は通じたようです。あとは、このや  
りとりにも出ましたように、自治大臣と防衛庁長  
官の間で協議をしていただい、そうして政府の  
機関の中で、メモということもないかと思ひます  
けれども、私が心配をいたします点は、法律がで  
きますとやはりひとり歩きをいたします。それだけ  
に、ぜひ何らかの機会に両大臣の間で、ちゃんと  
としたメモの取りかわしをお願いをしたいと思う  
のですが、いかがでしょうか。

○山中國務大臣 大臣は、私がいまおりますので。  
そういうお考えもごもつともかと存じますけれ  
ども、しかし四十八年度までは、自治省が交付し  
ております基地交付金あるいは国有財産以外の米  
ドル資産交付金、こういうものがありまして、自  
治省と最初相談をしたときは、これは防衛庁の  
ほうで引き取らうかという話もしたのですけれど  
も、これはやはり一般財源ということで交付して  
おりますし、したがって、総額の二五%について  
は、自治省が防衛庁と協議して、それのまとまつ  
たものを二五%は、傾斜配分と申しますか、基地  
の態様その他のを考えて配分するような制度になっ  
ていたわけです。

今度、四十九年度予算の編成にあたりまして、  
特定基地の交付金五億円でございますが、その性  
格というものを考えますときに、これはやはりつ  
くべきではない、それは、やはり自治省の分野である  
と、これを設けるに際しましては、よく相談をいたしまして、  
自治省のほうに、現在防衛庁の発言権と申します  
が、調整の分野としておりました二五%、金額は  
たしか、大体十八億程度の金額であります、そ  
ういうものは、こちらのほうは今度はしないで  
すから、自治省で自分たちだけで御配分なさって  
けつこうである。これは固定資産税割りその他で  
おやりになるでしょうが、そういうことでけつこ  
うであるということと、こちらのほうは、今度は、  
自治省の今まで相談しております分野から手  
を引いたわけであります。

そしてそのかわり、また自治省のほうは、今回

この新しい法律によつて地元負担というものが出来  
ます場合におけるそれは、過疎事業として起債を  
認めよう。当初、元償還その他のこともいろいろ  
考えたのですが、これは、過疎その他等とともに性  
格は違いますし、そこまではなかなか無理である  
ことですので、自治省側のお考えになりました案  
である率のものについては、補助残の二分の一、  
定額補助のものについては、その定額補助額の二  
分の一というものを、当該年度の特別交付税で見  
よう、こういう非常に円満に話し合ひをして、組  
み合わされてこれができておりまして、もちろん  
運用についても十分、これは結果的に地方自治体  
の工事であり、財政負担であり、起債であり、交付  
税であり、ずっと貫して結びついておりますか  
とあると思います。

○吉田委員 法制局も、防衛施設庁長官も、一般  
私法の原則とそれから行政法の原則とは、基本的に  
に違つよくなお考えのようです。私は、それは違  
うと思います。法律的な関係というものが私法か  
公法か、これは国家権力の関係が入るかどうかと  
いうこともありますが、権利それが自身が実行され  
ないときには、差し押え、強制執行の形をとります。  
これがほんとうの権利の姿、ですから、本質的に  
私法と公法との間に違つはないと思います。少な  
くとも、こういう補償とかあるいは障害、損害を  
起こさないようにするという点からいくと、民法  
上の差しとめ請求権、それから公法上の差しとめ  
権といふものも、本質的に違つはないと思つ  
のです。——それはいいですよ。ここまで争おう  
とは思いません。

そこで、お尋ねをいたしますが、それは特別施  
設の指定があつて、一種、二種、三種というよう  
な区別ができます。こまかいことは、あとで尋ね  
ますが、防音装置を講じます。これは一種地域で  
すけれども、一種地域の防音施設のあれをするの  
は、二種も三種もかるるわけですから、二種、三  
種の地域は、その防音工事や、一種地域にプラス  
されて施策が強化される、こういうことになると  
私は思つのですが、聞きますと、従来航空機が、  
騒音防止法でそつたつておるからということで、  
音装置を講じておりますけれども、温度が上がつ  
てしまつて、それがどうしてないか。それは政府がしてくれませんか  
ますと、いまのところ百万円限度以内。その一室  
であります。この意味も、これは明らかでございません。  
そこで、私は、伊丹の空港の近くのアパートにて  
住んでおる、三DKのアパートというものを考  
えます、ですが、一室といつても部屋は二つあります。  
そうすると、居間にするのか座敷にするのか。あ  
るいは一部屋だけだということになりますと、隣  
に便所がありふろ場があり、一部屋だけ防音をし  
ても音は入つてきます。ですから、これは現物賠償  
ではございませんが、実際に騒音を——これは現  
物賠償といったような言い方をすると、それは民  
法上の考え方とこれとは違いますと言われるから、  
見解の相違がありますから、そこはやめますが、  
防音といいますか、騒音を防ぐということ、障害  
の防止ということについては、いいかげんでいい  
じゃないか、あるいは予算の関係があるから百万  
円程度以内ということでは、ほんとうのこの法の  
目的にはならぬのじやなかろうか。

賠償について、賠償は完全賠償でなければなら  
ぬ。人の命は、だんだん高くなつてしまりますが、  
まだ国際的な水準までまいりません。それはござ  
いますが、少なくとも賠償は、完全でなきやなら  
ぬ。それから、もとに戻すという話になれば、そ  
れは完全でなければならぬと思つ。少なくとも、  
この法律だからといふことで、政府がやることだ  
から、政府が援助することだから、それはいいか  
げんないといふことにはならぬと思う。予算の  
関係で百万円まで切るということは許されない  
問題です。法理としては、それは一部分でいい、  
三つ部屋があるのに、一室いいといふことには  
ならないと思う。

それからもう一つは、騒音のために防音壁をつ  
くけれども、それは温度が上がりでも、それか  
ら先は知らぬ。百万円限度で、百万円かけてやる  
と申しますか、さらにこういう助成なり補助なり



トエンジンを有するものが発着をするということになると、ほとんどその大部分になるわけになります。ここにあげてあります十七、あとでどこかがつけ加わっておりますから十八か十九ですね、いかがでしよう。

○平井(警)政府委員 新法案の第九条の特定防衛施設という名称と、現行法の第五条にあります特定飛行場といふ名称とが、同じような特定といふことはがついておりますために、まざらわしくなっておりますが、ものの考え方方は、全然別の考え方で構成されております。現行法五条におきます特定飛行場と申しますのは、これは、その飛行場の周辺におきまして、家屋等の移転措置を行なうための基準といったしまして、どういう飛行場をおありますところの特定防衛施設と申しますのは、飛び、その飛行場の周辺のどの範囲を対象区域に選び、その飛行場の周辺のどの範囲を対象区域に選ぶかという基準を、法律及び政令、告示等で設けていける次第でございます。新法案九条に述べておりますところの特定防衛施設と申しますのは、飛行場に限らず、演習場、射撃場、港湾、その他政令で指定する施設等につきまして、そういう特定の防衛施設が、たとえば広大な面積を有しているとか、あるいは砲撃音、飛行騒音等の障害音を発することによって、そういう施設の設置または運用によって、周辺の地域社会に対する種々の影響を及ぼしている。そういう影響を考慮して、そういった施設を特定の防衛施設として、一定の客観的基準をもつて指定するということに考えておるわけでござります。

したがつて、新法案第九条に申しますところの特定防衛施設を指定し、特定防衛施設周辺の市町村を指定するにあたりましての指定の基準というものは、現行法五条の角度とは異なるものになろうかと思います。しかし現行法第五条に掲げられておりますところのターボジェットエンジンを有する飛行機が離着する飛行場と申しますのは、やはりそれに広大な面積も持つておりますし、また、航空機騒音等も相当発しておる現状から、新法案の九条の特定防衛施設の一応対象として考えられる範疇に入るような飛行場にならう

かとは思います。ものの考え方方が、全然別の考え方立つてゐるというわけでござります。

○吉田委員 別の考え方、別の基準だけども、それが告示であげられておる十数つの飛行場は、その広さ、それかなつておりますが、私のにはよくわかりませんこと

九条にいう特定飛行場、それが告示であげられておる十数つの飛行場は、その広さ、それかなつておりますが、私のにはよくわかりませんことは、「ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される」という点は、いまの答弁でわかりましたが、その次の、「砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場」、それから三、四に「港湾」と「その他政令で定める施設」と書いてありますけれども、その二の、「航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場」の中に入ることは間違いない。それから、いまの「ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場」という表現がございまます。そういう意味において、「次に掲げる防衛施設」を、その条項のあとのは

うで、「一二一、四と列挙しております第一に、足らずでございましたかもわかりませんが、新法案の第九条におきまして、「次に掲げる防衛施設」ということばが冒頭にござります。そして、その「次に掲げる防衛施設」を、その条項のあとのは

かとのは思ひます。ものの考え方方が、全然別の考え方立つてゐるというわけでござります。

○吉田委員 私の表現が、あるいは古事記でございましたかもわかりませんが、新法

足らずでございましたかもわかりませんが、新法の九条にいう特定防衛施設になるだろうというこ

とですが、もう一ぺん、では……。  
○吉田委員 私の表現が、あるいは古事記でございましたかもわかりませんが、新法の九条にいう特定防衛施設になるだろうというこ

とですが、もう一ぺん、では……。

○吉田(警)政府委員 私の表現が、あるいは古事記でございましたかもわかりませんが、新法の九条にいう特定防衛施設になるだろうというこ

とですが、もう一ぺん、では……。  
○吉田委員 その次は、具体例でありますけれども、山田弾薬庫という北九州、西日本で最大の火薬庫ですが、いまは使われておりません。米軍から返還されて、大蔵省所管の一般財産として管理しておられます。これは地元の市議会で何べんも説明でありますと、関係の町村といいますか、市町村あるいは住民の人口云々という点がございますが、しかしそれが、それらの点についていいまと入ることは間違いない。それから、いまの「ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場」という表現がございまます。そういう意味において、「次に掲げる防衛施設」と書いてありますけれども、その二の、「航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場」の中に入ることは間違いない。それから、いまの「ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場」という表現がございまます。そういう意味において、「次に掲げる防衛施設」を、その条項のあとのは

うで、「一二一、四と列挙しております第一に、足らずでございましたかもわかりませんが、新法案の第九条におきまして、「次に掲げる防衛施設」ということばが冒頭にござります。そして、その「次に掲げる防衛施設」を、その条項のあとのは

かとのは思ひます。ものの考え方方が、全然別の考え方立つてゐるというわけでござります。

○吉田委員 もう一つ、これは防衛庁長官にお尋ねをいたしますが、岡垣の射撃場は、この間お尋ねをいたしましたが、これは再使用をされるにあら、これが特定防衛施設になるかということは、これからきめしていく問題になるわけでござります。

○山中国務大臣 WECPNLというのは、国際的な航空機騒音についての環境基準の指針でありまして、加重等価継続感覚騒音基準というややこしい日本語になるわけですねけれども、それは、日本の環境庁の定めた航空機騒音にかかる環境基準、こういったものを尊重しておりますし、運輸省の、民間飛行場の採用しております基準どおりで

本の環境庁の定めた航空機騒音にかかる環境基準、こういったものを尊重しておりますし、運輸省の、民間飛行場の採用しております基準どおりでありますから、この間においては何ら相違はないわけですね。  
○吉田代政府委員 山田弾薬庫は、御案内のとおり、米軍から返還になりましたけれども、現在、普通財産として大蔵省が所管している財産になつておられます。われわれがこの法律で考えておりますのは、防衛施設の中でかくかくしかじかということになります。われわれがこの法律で考えておりますのは、防衛施設の中でかくかくしかじかということになります。われわれがこの法律で考えておりますのは、防衛施設の中でかくかくしかじかということになります。われわれがこの法律で考えておりますのは、防衛施設の中でかくかくしかじかということになります。われわれがこの法律で考えておりますのは、防衛施設の中でかくかくしかじかということになります。われわれがこの法律で考えておりますのは、防衛施設の中でかくかくしかじかということになります。われわれがこの法律で考えておりますのは、防衛施設の中でかくかくしかじかということになります。われわれがこの法律で考えておりますのは、防衛施設の中でかくかくしかじか

ことがありますので、あと残りの期間だけを指定す

ることができますのかどうか、現在のところは、まだ作業を進めておりませんが、あと何年たてば、恒久的なと申しますか、特定防衛施設として指定するのにはどうであろうかという感じもいたします。目下検討中というところであります。

○吉田委員 その次は、具体例でありますけれども、山田弾薬庫という北九州、西日本で最大の火薬庫ですが、いまは使われておりません。米軍から返還されて、大蔵省所管の一般財産として管理しておられます。これは地元の市議会で何べんも説明でありますと、関係の町村といいますか、市町村あるいは住民の人口云々という点がございますが、しかしそれが、それらの点についていいまと入ることは間違いない。それから、いまの「ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場」という表現がございまます。そういう意味において、「次に掲げる防衛施設」と書いてありますけれども、その二の、「航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場」の中に入ることは間違いない。それから、いまの「ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場」という表現がございまます。そういう意味において、「次に掲げる防衛施設」を、その条項のあとのは

かとのは思ひます。ものの考え方方が、全然別の考え方立つてゐるというわけでござります。

運用によって、その周辺の住民の生活または事業活動が阻害されると認められる場合は、具体的にはどういうことをいうのか。いわば逐条解説の資料をいただいておりませんから、承りたいと思います。

それから、「生活環境施設」この生活環境施設というのには、これは第一条にもござりますから、生活環境というのはわかります、事業経営の安定に寄与する施設、こういうのがあります、事業経営の安定に寄与する施設」というのは、どういうのをいうのか。それと、いわば施設の設置、運用と事業経営の安定に支障があるような事態といふのは、どういうことをいうのか。これは法文の解説、具体的ですが、具体的に御説明願いたい。

○平井(警)政府委員 御質問は、第八条の点を指摘されているわけでございますが、「防衛施設の設置又は運用」の設置と申しますのは、防衛施設が現にそこに存置されておること、また防衛施設を新たに設置すること、この二つの意味が含まれるわけであります。そして従来 防衛施設の運用を行なつておることは、防衛施設を新たに設置すること、この二つの意味が含まれるわけであります。そして従来 防衛施設の運用を行なつておることは、防衛施設を新たに設置すること、この二つの意味が含まれるわけであります。そして従来 防衛施設の運用を行なつておることは、防衛施設を新たに設置すること、この二つの意味が含まれるわけであります。

それから、住民の「生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する」ということでござりますが、事業経営と申しますのは、具体的には、政令等に掲げておりますが、現行法におきます施設等でも、ごらんいただきますとおわかりになると思ひます。が、たとえば有線ラジオ放送施設をつくるとか、あるいは水道法にいう水道を施設としてつくるとか、屎尿処理施設、消防施設あるいは農林漁業用の施設、そういったものが、すべて住民の生活環境施設であるとともに、また事業活動の施設の面にもつながっている、そういうふうに御理解いただければと思います。

○吉田委員 大体わかりましたが、その中で、事業経営に影響があるというのには、どういうことですかといふ質問に対しても答えがありませんでした。つくるほうは、農業関係あるいは林業関係、漁業用施設云々と、こう法案にあげてあります

が……。というのは、これは、あなたたちのようになりますという考え方なら別問題ですが、それからまた、何かしてやれば、設置確保が容易になりますという考え方なら別問題です。それは、損害がある、あるいは被害がある、あるいは障害がある、それをかわりをつくるのだ、生活保障をするのだ、それは当然のこと、権利はないと言わされましたけれども、私どもはあると思う。また、それが許されなくなってきたというところに、この法律があると考えるのですから、その原因は何なのか。もし、たとえば基地があつて、固定資産税が入らぬだろうから、固定資産税のかわりにやろうというなら、それもまた別問題です。しかし一応、基地交付金とは別ものだといわれますだけに、やはり原因があるだろう、その原因は何ですか、こういうお尋ねをしておるわけであります。生産活動についての障害といふのは、具体的にはどういうことですか。

○平井(警)政府委員 新法案第八条、これは現行法の第四条と考え方においては、ほとんど一緒に申します。同じく表現として使われておりますが、事業活動、その事業活動が阻害されるということは、具体的には、一番番近い例で申しますと、たとえば演習場周辺等におきます農林業活動、あるいは対地射撃場周辺におきます漁業活動、そういうたった事業活動が阻害されていく。しかも、その阻害の原因と申しますのは、そついう防衛施設が設置されてあるということ、あるいはそこにおいて何らかの防衛施設の機能を發揮するような運用、活動が行なわれるということ、これが原因にあります。

物見やぐらがあつたという話であります。それで、圃場の整備のときは、生産力が落ちたりから損害を補償する、失われた生産力を回復するためには圃場整備をするというのですか。それとも、そういうことは直接関係はなしに、迷惑をかけているから迷惑的にやるのか。いまの説明がわかりませんでしたから、十分納得がいきません。そのため、それではその農業の事業経営が阻害されている状態を緩和するために、事業活動を安定の方向に持っていく、そのためには、その周辺におきまして地方公共団体が圃場の整備を行なうとか、あるいは畜産經營の近代化をはかるとか、そういうたった施策を考えられた場合に、それに対しても補助を行なつていく、そういうのがこの八条の考え方でございます。

○吉田委員 半分わかつたようなわからぬようなことですが、具体例をあげます。

さつき岡垣の例をあげましたが、松原を切りました。松原を切つたために、農産物に被害が起こりました。これはもう十年以上になりますが、補償をもらつておる。これは実損に対する補償で、これは完全補償をおたくのほうでもすべきだということです。

これが別問題です。完全補償しているかどうかといふことは別問題です。たまえとしては、完全補償をするように努力してこられたと思うのです。

ところが、いま聞きますと、農林関係あるいは漁業活動に阻害を来たしている。これは、演習をしますと魚は逃げます。だから、近海では魚はとれぬ。だから、それにどれだけの補償をするかといふことも、これもまた一つの問題でしよう。しかし、それだけじゃなくて、施設があるということ、そしてまた、そこで活動があるということで、事業活動に障害があるということで、圃場を整備するとか、それから林業関係について云々という趣旨でございます。

この第八条に申しますところの対策事業と申しますのは、そういう损失補償とは別個の観点から、その防衛施設の設置または運用によつて生じますのは、先ほど法制局のほうから御答弁がありましたように、たしか昭和二十九年に成立しております特別損失補償法といふべきであります。そこには、その基づきまして損失を補償するわけでありまして、その損失補償のたてまえは、先ほど法制局のほうから御答弁がありました趣旨でございます。

この第八条に申しますところの対策事業と申しますのは、そういう损失補償とは別個の観点から、その防衛施設の設置または運用によつて生じますのは、先ほど法制局のほうから御答弁がありましたように、たしか昭和二十九年に成立しております特別損失補償法といふべきであります。そこには、その基づきまして損失を補償するわけでありまして、その損失補償のたてまえは、先ほど法制局のほうから御答弁がありました趣旨でございます。

これがござりますが、たとえば、今までの例でいいますと、農業用の施設という点からいようと、うん機等買つてやる。くわが入るのかどうかは考

障害があつた場合に、それを圃場整備という施策で選択されるか、あるいは畜産といつことでカバーしていかれるか、そことのところの施策の選択というものは、まず地方公共団体のほうで考えられるわけです。

そこで、そういう施策について、障害の実態と周辺地域社会の産業構造その他の事情等とあわせまして、そういう選択をされた事業が、この八条の趣旨に合つかどうかということをお互いに検討した上で事業を採択していく、そういう性質のものになるわけでございます。

○吉田委員 大体考えはわかりましたが、その整備調整交付金も、そういう意味で、自治体がこういうことをやりたいという、いわば自治体の出するメニューに従つて補助をする、援助をする、こういうことだと思いますが、しかしそれには防衛施設の指導というものが入るのではないか。

これは私の言うような、賠償なりあるいは補償なりあるいは原状復旧的な考え方でやられるならば、それは当然の権利としてあれますけれども、そうではなくて、いわば権利はないけれども、あるいは義務はないけれども、してやられるのだということになると、選択の自由が出てくるのではないか、そういうことを考えておるわけであります。これが、この法律に関連をして書いております。「通常の行政で処理すべき問題を基地の特性に着目して処理しようとするもので、現行法以上に軍事都市育成法としての性格を濃くしていくとか、特定防衛施設関連市町村に対する指定権により革新自治体の締め出しを図るのではないか」云々という文面を出されておつたりしますが、これは整備交付金なりそれから助成の法的な性格にも関連をしてくると思いますけれども、そういうメニュー方式といいますか、市町村が出してくる方策について、選択なりあるいは指導なりあるいは恣意が加わるのではないかという心配に対してもう一度具体的に、算定方法なりあるいは規則その他について基準があるならば、説明をしてもらいたい。

○田代政府委員 第九条の特定防衛施設周辺整備調整交付金の問題かと思いますが、これは先ほど施設部長がお話しいたしましたように、まず特定防衛施設あるいは特定防衛施設関連市町村といつものにつきましては、そういう客観的な基準に基づいて指定する。指定にあたりましては、先ほどから何回も申しておりますように、内閣であらかじめ関係行政機関の長と相談する、こういうことになつておるわけでございます。また、その具体的な配分の問題といったしましては、第二項に書いてござりますように、「政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため」一定の基準に従いまして配分するということに相当なわけであります。

その場合に、配分するに際しましても、やはり客観的な基準に従いまして配分するということになりますが、これは普通の補助金と違いまして、やつてほしいという話があつて、よろしいといふことで金額がそこで最後にきまつてくるということになると、選択の自由が出てくるのではないか、それが、この法律に関連をして書いております。「通常の行政で処理すべき問題を基地の特性に着目して処理しようとするもので、現行法以上に軍事都市育成法としての性格を濃くしていくとか、特定防衛施設関連市町村に対する指定権により革新自治体の締め出しを図るのではないか」云々といふことになります。その算式が出てまいりますと、その中でメニューを、これは、また別に政令で定めるわけござりますけれども、メニューの中からどれを選びますかということで、このメニューを選択いたします」ということ初めて、わかりました。では、そういうことにお使いください」ということで一千万なり一千二百万なりを交付いたします、

○上原委員 ちよつと恐縮ですが、関連で、一点点お尋ねをさせていただきたいと思つのです。

実は、基地周辺の生活環境の整備という法案を議題にいま審査が進められているわけですが、残念ながら基地が存在するがゆえに、いろんな不幸な事件なり地域住民に大きな被害を与えてきているのが偽らない現状であります。昨晩からけさにかけて、沖縄でまたいへんけしからぬ米軍の犯罪行為が起きたという報告を先ほど受けましたので、この件について緊急にお尋ねをさせていただきます。

時間の関係もありますので、まだ事件の全貌は明らかにされておりませんが、私のほうでかいづらに申し上げますと、私の受けた報告では、昨日午後八時半から八時四十分ごろ、金武村金武の農道を歩いておった十七歳の少女と十四歳の男子子、十四歳の子は、この少女のおじに当たるようですが、農道を歩いていると三人組の米兵が、大体十八歳から二十歳程度の米兵だと聞いておりますが、その十四歳の少年に暴行を加えて意識不明にした上で、少女を裸にして車に押し入れて、読谷あるいは金武などを逃げ回つて、その間四回にわたって暴行を加えた。輪姦といいますか、強姦的な行為をやつているという事件が起きたということなんですね。

これに対しても、警察署あるいは外務省はその報告を受けているのか。もし受けているとすると、どういう対処をやろうとしておられるか。アメリカ側にきびしく抗議を申し入れる必要があると思ふし、当然だと思うのですが、その件について知られておられるのか、見解を承りたいと思います。

○佐々木説明員 お答えをいたします。

事実関係につきましては、ただいま先生おっしゃつたとおりのように承っております。

ただ、おじの年齢でございますが、私どもの報告を受けたところによりますと、二十四歳という名前につきましては、その二名を間違いないといたので、その現場でもつて、十八歳になる少年の白人を面識させましたところが、三人のうちの二名に間違いないということを言つてくれましたので、その現場でもつて、十八歳になる少年の兵隊一名を緊急逮捕いたしまして、石川署へ連行していま取り調べ中でございます。なお、他の二名につきましても、現在捜査中でございます。

○上原委員 昨年も、戦車による撃殺事件が、同じ金武であったし、その前にはキャンプ・ハンセンでの射殺事件などもあつたわけですし、そのつど政府のこの種の事件に対する姿勢について、きびしく追及をし、また、きびしい態度で米側に臨むべきであるということを要求をしてまいりましたが、相次いでこの種の事件が起きていた。これは基地の存在するがゆえの事件であるし、そういう意味で、私たちは、基地の存在そのものに問題があるということを、今日まで主張してきているわけですが、そちらの点については、後日またお尋ねをさせていただくとして……。

ござります。

ございます。

ございます。

ござります。

ござります。

先ほど、私も十四歳というのちよつと疑問でした。二十四歳に訂正をいたします。

きょうの午前二時十五分ころ、少女は石川市東恩納で車からおろされて、実に六時間半から七時間にわたって拉致をされ、三人の米兵に車で連行されておったという。しかも、この三人の米兵はその後、けさの午前六時過ぎころですか、北中城村の島袋付近で、ある民家に押入りて五千三百円の現金を強奪した。その被害者の訴えで、緊急手配をして警察につかまつた。いずれもキヤンブ・ハンセンの米兵であるといふことが確認をされていいるということですね。このあと金銭の強奪事件については、警察は御存じなのかといふこと。

時間がありませんから続けます。そういたしますと、二人は逮捕され、いま一人はまだ逮捕されていないということになりますと、基地に逃げ込んでいるとすると、当然逮捕権の問題が出る。また裁判権の問題というのもからんでくるのじやないかという感じがします。明らかにこれは公務外の行為だと、私たちとしては、全容はわかりませんが思うのですが、これに対する政府はどういう处置をして、処置というより、アメリカ側と話し合っていくのか。この種の行為に対しても、未成年の少女を、しかもこのようにはすかしめるということは、實に野蛮なまる行為であると言つて過言ではないわけですね。全くけしからぬ。占領意識で、日本国民を何と思っているのか。これに対しては、きびしく米側に抗議すべきであると思うのです。外務省としてあるいは警察署としているので、いま私が申し上げた若干の問題はいかないと思うのです。政府全体として、この種の問題については、きびしい態度で臨むべきだと思いますので、いま私が申し上げた方向でやつていただきたいと、過去の経緯からして、えてしてうやむにされる、あるいは中途で政府がへつり腰になつてしまつて、被害者に対するますます大きな被害を加えているという結果になつてゐるわけですから、そこは、ぜひ踏まえていただいて対処していただきたい。

○大河原(良)政府委員 昨晩起きました事件につきまして、ただいま警察当局から御説明があつたとおりでございまして、関係当局から事実關係を伺つたわけでございます。直ちに米側に対しまして、この点につきまして照会いたしました。

して、米側といたしましても、事実關係を至急調べておられる限りにおきましては、まことにけしからぬ行為だと思います。つきましては、直ちに米側に對しまして、日本側の調査ではしかじかこうしたことありますので、嚴重に抗議を申し込んでおいたわけでござります。

なお、先ほどの警察の御説明にございますように、三人の被疑者のうちの二人は、すでに逮捕されていますけれども、残りの一名の被疑者がなれども、これまでに逮捕され、規定に従つ適正な措置がとられることを希望する次第であります。

○上原委員 昨晩からけさにかけた事件で、全貌がまだ十分つかめておりませんので、近々もつと明らかになると思うのですが、こういうことが起きるということ自体が、いかに米軍の占領意識といいますか、あるいはペトナム帰りの兵隊の本質といふものを、まさまで見つけられたようなことなんですが、政府としてはいま抗議をなさることなんですが、政府とともに相談し、やはりこういうことが起ころないよにしてもらわないと、私ども日本政府としても、日本における駐留米軍のあり方による基本的な問題を投げかけるおそれがある。いまおつしやるとおりでありますから、不祥事が起きた段階で求めておきたいと思います。

○吉田委員 いかに私たちが法律をこしらえて、基地周辺の生息環境の整備についてみたところで、基地の存在そのものが元凶なんですから、その事件に対しても、単に警察署や外務省にまかせるというわけにはいかないと思うのです。政府全体として、この問題に対する、長官の見解を求めておきたいと思います。

○山中國務大臣 まあ、全員が善人であつてほしいと願うのは、これは国籍を問わずそうだと思う思います。御見解あれば聞かせていただきたいとおりでございます。

○上原委員 昨晩からけさにかけた事件で、全貌がまだ十分つかめておりませんので、近々もつと明らかになると思うのですが、こういうことが起きるということ自体が、いかに米軍の占領意識といいますか、あるいはペトナム帰りの兵隊の本質といふものを、まさまで見つけられたようなことなんですが、政府としてはいま抗議をなさることなんですが、政府とともに相談し、やはりこういうことが起ころないよにしてもらわないと、私ども日本政府としても、日本における駐留米軍のあり方による基本的な問題を投げかけるおそれがある。いま山中長官もお聞きになつたと思うのですが、いかに私たちが法律をこしらえて、基地周辺の生息環境の整備についてみたところで、基地の存在そのものが元凶なんですから、その事件に対しても、単に警察署や外務省にまかせるというわけにはいかないと思うのです。政府全体として、この問題に対する、長官の見解を求めておきたいと思つてます。御見解あれば聞かせていただきたいと思います。

○上原委員 いま抗議をする、あるいは非公務であるので、裁判権の問題も含めて、日本側の法律をもつて対処していくという御答弁もありました。私は、これは政府全体として、当然そういう方向でやつていただきたいと、過去の経緯からして、えてしてうやむにされる、あるいは中途で政府がへつり腰になつてしまつて、被害者に対するますます大きな被害を加えているという結果になつてゐるわけですから、そこは、ぜひ踏まえていただいて対処していただきたい。

○佐々木説明員 私どもも、そういうふうに理解いたします。御見解あれば聞かせていただきたいと思います。

○吉田委員 これで終わりますが、政令案の案といたかねども、中には、そういうまことにけしからぬ者があるということが事実でありますし、これが終わります。

○鬼木委員 時間がおそくなつてお疲れでしょうが、しばらくご shinpo いただきたいと思います。

前回、防衛庁職員の給与の問題で、私質問を残しておりました。長官ともはつきりお約束しておりますので、この次にすることのございますので、給与関係の方にお尋ねします。

そこで、予備自衛官の問題でちょっとお尋ねしたいのですが、現在三万九千六百名と聞いておりますが、陸上が三万九千人、海上が六百人、空はない。ところが、これは山中長官ではないけれども、たしか中曾根案であったと思いますが、将来九万人にしたいというお話を聞いておりますが、山中長官はどういうお考えを持っていらっしゃるか。なあまた、予備自衛官が現在三万九千六百名ということには間違いないのか。その点からお尋ねをしたいと思いますが、長官でなくともどなたでもけつこうです。

○山中國務大臣 世に中曾根構想といわれる一連のものは、前期、後期十カ年の防衛力整備計画その他も含めて、全部なかつたことになつております。したがつて、その構想にとらわれて何かをやらお尋ねをしたいと思いますが、長官でなくともどなたでもけつこうです。

○久保政府委員 四十九年度末で、陸上自衛隊が三万九千、海上自衛隊が六百、合計二万九千六百、お話しのとおりであります。

いま、九万人と抑せになりましたが、事実関係だけで申し上げますと、四次防原案といわれた当時のお定された数字は、六万人であります。

○鬼木委員 いまの長官のお話で、いわゆる世にいう中曾根案はもうないものだというお話をございましたので、私も了承いたします。まことにけつこころうで、これから山中案ということできりますから、中曾根案はもうなくなつたものだ。本人はすこぶる元気だけれども、案はなくなつたということはわかりました。

そこで、給与法第二十四条の一ですか、それに、

予備自衛官に手当を支給する、手当の月額は一千

円とする、こういうふうに載つておりますが、物価は日に日に高騰しておりますし、ほかのほうもみな上がりつておりますし、公務員の給与も上がっておられるし、一切がつさいみな上昇しております。そのため二十四条の二に出でておる二千円というのはいつできたか、また二千円の今までいつまで行かれるのか。これは月給じゃないでしようが、全然そういふことはお考へないのか。それから演習は一週間ですが、旅費とか、宿泊料は隊に泊まれば要らぬと思いますが、旅費、日当というようなものは実費弁償だろうと思いますが、そういう点はどういふふうになつておるのであります。

私が調べた範囲では、間違つておるかもしませんけれども、昭和二十九年に法第百六十五号で月額千円であったのが、昭和四十二年に改定になつて月額五千五百円、四十七年に百二十四号で月額二千円になつた。そうすると、二十四条の二といふのは、四十七年の百二十四号で増額になつておる。四十七年といいますと、もう二年も三年もたつておるわけです。これは、むろん月給じゃないでしよう。予備自衛官の一つの拘束料といつことで二千円になつてゐるんだろうと思ひますが、その辺のところは、どういふうに長官は考へておられますか。

○高瀬(忠)政府委員 予備自衛官の手当は、いま先生がおつしやいますよつて、予備自衛官といふのは、一般社会で職業を持つて生活しておる者を任用していくわけございまして、したがいまして、生活維持、いわゆるサラリーメンタルな配慮を含まないものでござります。いまおつしやいましたように、予備自衛官手当というものは、訓練招集に応する義務がございますが、その義務と、それから防衛招集に応する義務を負うことになつております。

○鬼木委員 大体わかりましたが、これはお互いまづですかね。三百七十五円というよつなお金を今日もつらつて、子供でも喜びませんよ、三百七十五円では。どうですか長官、あなたは。しかも、あなた、地方で有力な、生活もりつぱに立つてゐる人たちが訓練招集で来られるのでしよう。三百七十五円やつて、今度は帰りには、あるいは、おいつだ、これで終わつたんだ、ひとつみんな同じで一緒に一ぱいやろうじゃないかといふのに、あなたが訓練招集で来られるのでしよう。三百七十五円じや、一ぱいどころか、これはあなたがおしまいだ。冗談もほどほどにしてもらわぬとね、ほんとうですよ長官。こういうことは、もう少しやはりお考へになつたほうがいいのじやないで、あなたが訓練招集に応する義務を負うことになつていていいじやないか。こうおつしやなら来なくなつていいじやないか。こうおつしやるかもしないけれども、ほんとうに国民に親しまれた自衛隊と言つておきながら、そんな冷たいことでは、私は、これはほんとうに、こういふことでは不徹底だと思つてます。

で、数年に一回といいますか、そういうた間隔で改定をいたしております。

それで、御指摘のように、昭和二十九年度に千円といふことで設定されました。それから昭和四十二年に千五百円といふことでございました。それから、昭和四十七年に現在の二千円といふことに改定になつたのです。

それから、次に実費弁償の関係でございますが、予備自衛官が訓練招集を受けた場合には、訓練招集手当といふことで日額三百七十五円が支給されることになつています。これは、予備自衛官が訓練招集に応じました場合に、雑費といふことに充てるものとして支給されるものであります。他の一般的の職員が出現して、昼めしが支給される場合に支給される旅費の中の日當と同趣旨のものであります。

予備自衛官の一つの拘束料といつことで二千円の半日當といふことであります。それから、ございまして、この場合におきましては、昼食が支給される場合には、いわば半日當が支給される

のほかに、往復に要する旅費の実費が支給されます。それから宿舎、それから食事、それからけがをしたという場合におきましては、この訓練招集の手当のほかに、往復に要する旅費の実費が支給されます。それから宿舎、それから食事、それからけがをしたという場合におきましては、この訓練招集の手当のほかに、往復に要する旅費の実費が支給されます。

これが、まあ予備自衛官手当、訓練招集時における招集手当並びに実費弁償等の経緯でござります。

○鬼木委員 大体わかりましたが、これはお互いまづですかね。三百七十五円といふよつなお金を今日もつらつて、子供でも喜びませんよ、三百七十五円では。どうですか長官、あなたは。しかも、あなた、地方で有力な、生活もりつぱに立つてゐる人たちが訓練招集で来られるのでしよう。三百七十五円やつて、今度は帰りには、あるいは、おいつだ、これで終わつたんだ、ひとつみんな同じで一緒に一ぱいやろうじゃないかといふのに、あなたが訓練招集で来られるのでしよう。三百七十五円じや、一ぱいどころか、これはあなたがおしまいだ。冗談もほどほどにしてもらわぬとね、ほんとうですよ長官。こういうことは、もう少しやはりお考へになつたほうがいいのじやないで、あなたが訓練招集に応する義務を負うことになつていていいじやないか。こうおつしやなら来なくなつていいじやないか。こうおつしやるかもしないけれども、ほんとうに国民に親しまれた自衛隊と言つておきながら、そんな冷たいことでは、私は、これはほんとうに、こういふことでは不徹底だと思つてます。

で、もうおしまいだ。冗談もほどほどにしてもらわぬとね、ほんとうですよ長官。こういうことは、もう少しやはりお考へになつたほうがいいのじやないで、あなたが訓練招集に応する義務を負うことになつていていいじやないか。こうおつしやるかもしないけれども、ほんとうに国民に親しまれた自衛隊と言つておきながら、そんな冷たいことでは、私は、これはほんとうに、こういふことでは不徹底だと思つてます。

で、数年に一回といいますか、そういうた間隔で改定をいたしております。

それから、昭和二十九年に現在の二千円といふことに改定になつたのです。

それから、次に実費弁償の関係でございますが、予備自衛官が訓練招集を受けた場合には、訓練招集手当といふことで日額三百七十五円が支給されることになつています。これは、予備自衛官が訓練招集に応じました場合に、雑費といふことに充てるものとして支給されるものであります。他の一般的の職員が出現して、昼めしが支給される場合に支給される旅費の中の日當と同趣旨のものであります。

予備自衛官の一つの拘束料といつことで二千円になつてゐるんだろうと思ひますが、その辺のところは、どういふうに長官は考へておられました。

これが、まあ予備自衛官手当、訓練招集時における招集手当並びに実費弁償等の経緯でござります。

○鬼木委員 大体わかりましたが、これはお互いまづですかね。三百七十五円といふよつなお金を今日もつらつて、子供でも喜びませんよ、三百七十五円では。どうですか長官、あなたは。しかも、あなた、地方で有力な、生活もりつぱに立つてゐる人たちが訓練招集で来られるのでしよう。三百七十五円やつて、今度は帰りには、あるいは、おいつだ、これで終わつたんだ、ひとつみんな同じで一緒に一ぱいやろうじゃないかといふのに、あなたが訓練招集で来られるのでしよう。三百七十五円じや、一ぱいどころか、これはあなたがおしまいだ。冗談もほどほどにしてもらわぬとね、ほんとうですよ長官。こういうことは、もう少しやはりお考へになつたほうがいいのじやないで、あなたが訓練招集に応する義務を負うことになつていていいじやないか。こうおつしやなら来なくなつていいじやないか。こうおつしやるかもしないけれども、ほんとうに国民に親しまれた自衛隊と言つておきながら、そんな冷たいことでは、私は、これはほんとうに、こういふことでは不徹底だと思つてます。

見ような内容のものにすべきだらうと思います。私たちも、自分できめるというのでは、やはり自己査定みたいなことになりますので、どこまでが許されるかわかりませんが、一応給与制度調査会というものを、学識経験者もいろいろ含めて、国会で通していただきましたものができておりますので、これらの方々に、いまこのような問題を含めてお願いしております。答申は、来年度予算編成までに、一応当面の問題としての答申はいただけると思いますので、何らかの学識経験者を含む五名の答申を受けて、ただいまのよくなおしかりを受けるよくな、まことに人をばかにしたような話ではないかと思われるよくなものは、現実的に国民から許容される範囲内で、御苦労さんといふだけの程度の金額にはしたい。まあ千円札以下というのは、まずいですね、そういう意味では。いまのは、私の金額に対する感想です。

い。隊員そのものには何にも罪はないのだ。ですから、私はそういう主張なんですよ。もう十年このかた、私は、隊員の優遇ということに対しても全力をあげて、今日まで長官にも御相談しておるわけなんです。ですから、そういう点をひとつ丁解していただきたいと思います。これは、いまの長官のお話で、まあそういう意味においてはかかるところだ。それで、おことばをいただければ、私は、もうこれだけつこうでございます。そういうお気持ちがあれば、さすがに温情をもって鳴る山中長官だと、大いに敬意を表します。

そこで、先ほど中曾根案はもう抹殺だ、それで了承します。ところが、将来は六万人にしようとしたいうようなお話をされました。内容はまだはっきり聞いておらぬが、陸海空をどういうふうに充足していくかれるか。どういうふうにされるのか。空はいまだ全然ありませんですね。陸上と海上はありますけれども、空はない。将来も空はないのか。いわゆる空であるのか。どういうふうに六万人を充足していかれるのか。

それから、中曾根構想は、もう消えてなくなつておるのだということですから、それにはこだわりませんけれども、予備自衛官を設置するという根本的目的、方針ですが、警備連隊——また中曾根さんと言つては、はなはだ相済まんけれども、これは消えてなくなつたものだから、まことに恐縮だけれども、中曾根さんの言つたような警備連隊というふうなものを、将来つくるというふうな意味ですか。それとも、旧在郷軍人的な性格を持つたものであるのか。それとも、これは陸上だけですけれども、二万五、六千人も足りない。だから、そういう場合の補充の意味でとつておくのだといふような意味で、いわゆる在郷軍人的に縛りつけておくとというのか。そういうふうな目的を、もう少しはつきりしてもらいたいと思いますね。でないと、われわれも協力のしようがないのです。最終的目的がわからなければ、一体おれはどこに行くのだろうかではちょっと困る。そういう点を、中曾根じやなくして、山中長官のひとつ構想

○山中國務大臣　いわゆる六万人というのが、中曾根構想だったわけですね。それが、もつまはないわけです。でありますけれども、やはり空は文字どおり空にしておくのかじやなくて、空も予備自衛官の本來の要請される目的、すなわち、最も緊要な場合としては防衛出動、そういう場合の後方から逐次空埋めして支援していくという役目を持つものでありますから、将来は、これはやはり法律事項でござりますので、国会に御提案を申し上げて、ふやすときには御承認をいただかなければなりません。ことはそれを、俗に言う防衛二法という形を出さなかつた。一年休みにしたということであります。来年は出すつもりであります。したがつて、来年は空にも、お許しを得られる範囲内と思われる新設というものをいたしまして、陸海空の予備自衛官を整えておかなければいかぬだらうと思います。

予備自衛官は何のためにあるかという問題は、もう先ほど申し上げたとおりであります。不断に練度を保持してもらわないと、かつて在隊時に操作に完熟しておつた兵器等が、陳腐になつて廢棄されたり、新しい訓練方法なりあるいは戦闘活動等の手段が近代化したり、兵器が更新して新しいものになつたりなどいたしますから、そういうものにも絶えず、いつでも充當できて職務につけるような、そういう完熟、練度維持というようなものの目的のために訓練招集をやつておるわけです。

それで、いま私、問題に考えておりますのは、退官時の階級のまま、ずっと予備自衛官を何年やつても同じ階級なんですね。これではやはり励みがなかろう。三曹で退官して、予備自衛官を十年やつて訓練招集を何回受けても、いざ自衛隊の招集があつて組み込まれた場合には、また何年前の三曹の地位につくというのもどうか。したがつて、そういう逐次階級も昇進させていいよつな教育などもしながら、予備自衛官を、たとえば五年なら五年訓練招集を欠けることなくつとめ

て、一般社会においても、職場等においてきわめて優秀な評価を受けておるというようないろんな条件がありましようが、そういう者は、予備自衛官の間においても昇任させようとということないことのも、いま検討しておるわけであります。それをおまり安易にやりますと、その任に耐えざる者が、階級だけ予備自衛官で上がってしていくという問題等もござりますし、また、予備自衛官で准尉から尉官にどのようにして昇進せしめるかの問題等もまだ未解決でございますので、いまそぞういうことを含めて、予備自衛官になつた者が予備自衛官の使命を自覚して、日常一般国民生活にいそしみながらも、いざというときに目的どおり役に立つていただけるような、そういう励みを片面において持てるようなものにしたいと、いろいろいま検討中でございます。

○鬼木委員 予備自衛官の身分について昇進の道をわれわれは考えておる、こういう長官のお話です。それはけつこうだと思いますが、自衛隊法施行規則の三十四条、三十五条に、訓練期間中に非常に成績優秀である者は、これを昇進させることができる、こういう条文があるようです。この関連といまのお考えは全然別のものですか。三十四条で「予備自衛官が自衛官を退職した後において高度の技術及び知識を修得している場合には、その者が自衛官を退職する時に有していた階級より上位の階級を指定することができる。」それから三十五条は「予備自衛官が長官の定める回数及び期間訓練を受け、且つ、優秀な成績を収めたとき、又は高度の技術及び知識を習得したとき、その者を現に指定されている自衛官の階級より一階級上の階級を指定して昇進させることができる。」こういうことがありますね。これは特定な技術を修得するとか、特に優秀な成績であるとか、高度の技術ということがあるのであるのですが、いまの長官のお話では任期の問題で、いわゆる五年あるいは十年と長く予備自衛官を勤務した者は、昇進の道を開こうというように考えておる、こういうお話をですが、この三十四条、三十五条になお上のせして

そういうことを考へる、こういう意味と解釈してよござりますか。

○山中國務大臣 私も、全部この法律を讀んでいる

のですけれども、三十四条と三十五条の適用——先ほど私が三曹の例をとつたのがいけなかつたので、士及び曹については、この規定に照らして一

定の基準を設けて昇進をすることができるようになります。幹部にもなり得るような教養、統率、訓練、そういうよつたなものをして、そして幹部昇進への道も開こうということを言つたわけありますけれども、おつしやるとおり、曹、士の階級においては、三十四条、三十五条においてその道があるし、実行しておるといふことです。

○鬼木委員 そうしますと、この予備自衛官といふものは曹と士に限られておるのですか。これは尉官だってみな予備自衛官があるわけでしょう。

○鬼木委員 そうしますと、この予備自衛官といふものは曹と士に限られておるのですか。これは

尉官だつてみな予備自衛官があるわけでありょつと長官の言わることは、ばく頭にびんとこぬが、少し不勉強じやないですか、長官は、私は、もう全部山中案だと思つていま聞いているの

だが、中曾根案なんかどうでもいいんだが、これを、まず私お尋ねしたいのですが、高度な技術を修得した者とか、訓練期間中に優秀な成績をおさめたとき、これは大体わかるんですけど、非常に抽象的だが、次に、「高度の技術及び知識を修得したとき」——こう書いてある。高度の技術、高度の知識を修得するというの、一体だれが判定するのですか。高度な技術を修得するといふことを認められる、その者自体が高度の技術を知らぬのだ。され

がこれは一体やるので、それを認定する者は、それを認定する高度の知識を修得した者の、これ

は何か審議会があるいはそつう昇進委員会とかなんとかあるわけです。長官は、むろん最終的に判をはんと押されるだらうけれども、これは、どうせめくら判だらうが、一体これはどういう機構、組織になつてゐるか、これに対する細則といふか、施行規則といつよつたものはないんですよ。法的がない。その点を御説明願いたい。

○山中國務大臣 防衛府訓令第一号として、昭和三十七年にそのことに関連して出してあります。

「二等陸曹、二等海曹又は二等空曹以下」、これはいま空は予備自衛官はないわけですから、

一応そう書いてございまして、「以下の階級を指定された予備自衛官で、当該指定階級において二回以上訓練招集に応じ、通算して十五日以上訓練を受け、かつ、「このところがだれか」という問題ですが、「かつ、各幕僚長の定める基礎以上の成績を収めたもの並びに別に定める高度の技術及び知識を得たものは、一階級昇進させることができます。」

又は「一等空曹以上の階級を指定された予備自衛官の昇進に関しては、別に定める」となつております。

以上訓練招集に応じ、通算して十五日以上訓練を受けて、かつ、「このところがだれか」という問題ですが、「かつ、各幕僚長の定める基礎以上の成績を収めたもの並びに別に定める高度の技術及び知識を得たものは、一階級昇進させることができます。」

受け、かつ、「このところがだれか」という問題ですが、「かつ、各幕僚長の定める基礎以上の成績を収めたもの並びに別に定める高度の技術及び知識を得たものは、一階級昇進させることができます。」

以上訓練招集に応じ、通算して十五日以上訓練を受けて、かつ、「このところがだれか」という問題ですが、「かつ、各幕僚長の定める基礎以上の成績を収めたもの並びに別に定める高度の技術及び知識を得たものは、一階級昇進させることができます。」

幹部の中におけるところの昇進ということとは、まだ規定が整備されておりませんので、ございませんが、過去におきまして昇進しました者の数を申しあげたいと思いますが、これは陸上自衛隊の予備自衛官につきまして申し上げますか、四十五年で一曹、二曹、三曹、士長へということで昇任しました者は、合計が千二百七十五名、四十六年が一千四百六十五名、四十七年が一千二百九十七名、四十八年が一千二百七十九名という数字でございました。海上自衛隊の予備自衛官制度は、四十五年度に発足いたしましたので、日も浅いので、海上自衛隊の予備自衛官につきましては、いまだ昇進者数は出でおりませんが、本年度におきまして若干年やつても十年やつても、その人は、応招した場合にはまた准尉であるということでございますか

ただいま申し上げました数は、いずれもいま御勤務成績優秀である者が准尉になる。その先のこ

とが実はないわけなんですね。ですから、准尉を五年やつても十年やつても、その人は、応招した場合にはまた准尉であるということでございますか

ただいま申し上げました数は、いずれもいま御勤務成績優秀である者が准尉になる。その先のこ

とが実はないわけなんですね。だから、これがそういう内容は、私は少しおかしいので、ただ単に三十五条は、これは法文を美麗化したにすぎないのであって、わずかな一週間か十日訓練練習にやつてきた、そうして高度の技術を修得する。一体だれがそれじゃ高度の技術の訓練をするのですか。こういうのは、あまりいかげんなことを言うて——これは予備自衛官をつるのじやないですか、こんなことを言つて。もう少し検討する必要があると思いますね。

長官、從来、幹部の昇進のあれも検討中だとおしゃるが、これをよく検討してもらいたいと思うのです。事実、高度の技術修得した者は一人もないという。あるわけないでしょう。どうです、

長官、できですか、そんなことが。一週間や十日で高度の技術を修得したといって——それは訓練練習のわざか、週間か一週間にとくに高度に來なくて、在野で、野にあつて修得した人なんですね。訓練のわざか、週間か一週間にとくに高度の技術を修得した、よつてこれを表彰する、一階級なんて、そんなちやんちやらおかしい、そんなことは。だれがそれじゃ訓練するのかというのでいたしております。

それで、実は高度の技術を修得した者と云うのは、予備自衛官である者が一般の社会の中で、自分の職業としてといいますか、あるいは自分で独力で勉強してといいますか、いろいろな資格を得たりなんかした場合に、これを特に優遇しようつといたしております。

それで、実は高度の技術を修得した者と云うのは、予備自衛官である者が一般の社会の中で、自分の職業としてといいますか、あるいは自分で独力で勉強してといいますか、いろいろな資格を得たりなんかした場合に、これを特に優遇しようつといたしておられます。

それで、実は高度の技術を修得するような、そんな大家が修得した人であつて、だから、私はこの法文を

見て非常に疑惑を持つたのです。これは、予備自衛官をこんなこと申し上げてはなはだ相違ませんけれども、いかにしてこういう技術を判定するかと

す。だれが教育するのか。それだけの一週間か十日で高度の技術を修得するような、そんな大家が修得した人であつて、だから、私はこの法文を

見て非常に疑惑を持つたのです。これは、予備自衛官をこんなこと申し上げてはなはだ相違ません

けれども、これは私がそう考えたのです。どうで

す。だれが教育するのか。それだけの一週間か十日で高度の技術を修得するような、そんな大家が修得した人であつて、だから、私はこの法文を

見て非常に疑惑を持つたのです。これは、予備自衛官をこんなこと申し上げてはなはだ相違ません

けれども、

○高瀬(忠)政府委員 過去における昇進の状況を申し上げます。

昇進は、いま大臣からお話をございましたよ

うに、准尉まではよろしいのですが、准尉から幹部、

があつた場合に、それは、たいへんよろしいとい

うことで規定しているだけです。

○鬼木委員 しかし、これはあなたを責めるのじやないけれども、そういう答弁はなきらないがいい。ここにはつきり条文に出てるでしょ。

よろしくうござりますか。「予備自衛官が長官の定める回数及び期間訓練を受け」ですよ、招集され「且つ、優秀な成績を収めたとき、又は高度の技術及び知識を得ましたとき」と書いてあるのだから、これははつきり訓練期間中じやないですか。在野におけるときの修得というような意味は何もない。それはあなた方が非常に善意に解釈しておられるんですね。——善意じやないね。牽強付会の辞というのだな。へ理屈という。これは、もうだれが法を解釈したって、全然そんな解釈は出来たじやない。だから、これは高瀬局長、あなたをどうこう言うのじやない。あなたに言うたつてしようがない。あなたをきよつやかましく言いに来たのじやない。これは長官、よくお考えいただきたくと思う。そつせぬと、予備自衛官をうまくこと言うてつているのじやないかという疑問が起ころんでよ、私が考えたら、そんなできませぬことで。だから、事実一人もそんな者はいない

といふ。そんな高度の技術を修得して、昇進したとか表彰を受けた者は一人もいない。空文にひとしいということを申し上げている。文句言つてゐるじやありませんよ。この法文を私はやかましく言つてゐるのです。

○山中國務大臣 その三十四条のほうで、「但し、当該予備自衛官が自衛官を退職した後において高度の技術及び知識を修得している場合」というの局長が申しましたように、三十五条の「高度の技術及び知識を習得したとき」というのは、この三十四条规定から、これは何も訓練によつて修得したものと書いてないわけです。したがつて、いま高瀬

はつきり違つ。三十四条は退職後です。それからはつきり違つ。三十四条と三十五条は、内容はちつと違つたけれども、法文的に誤りではないと思うのです。

○鬼木委員 誤りです。三十四条と三十五条は

民間において修得した者とはつきり書いてある。

そういう者は退職しても昇進させる。こちらは、期間中で、まだ退職していないのです。現職なんですね。予備自衛官としての現職です。そして訓練期間中に高度の技術を云々とこうなつてある。これは全然違います。だったら、三十四条と三十五条

条が別々にある必要がない。それは、長官が鬼木とは見解の相違だとおっしゃるかもしだめ。まさ

に見解の相違。私は、それは承服できない。

○山中國務大臣 別段おしかりを受けることじやもなうだれが法を解釈したって、全然そんな解釈は出來てこない。だから、これは高瀬局長、あなたをどうこう言うのじやない。あなたに言うたつてしようがない。あなたをきよつやかましく言いに来たのじやない。これは長官、よくお考えいただきたくと思う。そつせぬと、予備自衛官をうまくこと言うてつているのじやないかという疑問が起ころんでよ、私が考えたら、そんなできませぬことで。だから、事実一人もそんな者はいない

といふ。そんな高度の技術を修得して、昇進したとか表彰を受けた者は一人もいない。空文にひとしいということを申し上げている。文句言つてゐるじやありませんよ。この法文を私はやかましく言つてゐるのです。

○鬼木委員 まあ見解の相違だな。現実問題としてはこれは美文にすぎない。現実問題として該當者がいないじやないか。いいですか、長官、優秀な成績の者が、いまおつしやるよう四十五年、四十六年、四十七年、四十八年と千人以上もおるん

でしょ。だからこれは空文にひとしい、單なる法令を美文化したものだ、実際的にはこれは適用がありますから、これは何も訓練によつて修得しないことは書いてないわけです。したがつて、いま高瀬

はつきり違つ。三十四条は退職後です。それからはつきり違つたけれども、法文的に誤りではないと思うのです。

○鬼木委員 誤りです。三十四条と三十五条は、内容はちつと違つたけれども、法文的に誤りではないと思うのです。

いるんですよ。——それじやそれでいいですよ。

長官も黙つてしまつて黙して語らずだが、全然鬼木の言うことは相手にならぬということじや困る。

ないと思つんですがね。該當者がない点は、確かに問題があると思いますが、三十四条は階級の指

定ですから、これは予備自衛官に対して書いてあ

るのであって、自衛官を退職して予備自衛官となつた者が、退職したそのあとにおいて、高度の技術及び知識を修得している場合、より上位の階級を指定することができるという階級の指定であつて、その次の昇進の場合も、訓練によって優秀な成績をおさめたということと、高度の技術及び知識を本人が修得しておるということと、これらは、やはり同じことではないかと思うんですけれども、

それがりつぱに役に立つというようなことがあります

いうほどのものではないので、今まで該當者がなかつた点が、私のちょっとつらいところなんですけれども、そういうものが、将来、該當者があ

る余地は残しておいたほうがいいのじやないだろ

うか、こう思うのです。黙り込んでしまつたわけじやないんですよ。

〔加藤(陽)委員長代理退席、委員長着席〕

○鬼木委員 私も、それをいま削除せよとか、取つてしまふということを言つてゐるのじやないんで

すよ。こういう文文があるのに該當者は一人もな

いといふような点について、皆さんお考えになら

る必要はないかというふうな疑惑が

出てくる。これは單なる抽象的な美文であつて、

この昇進のさせ方にについて、自分自身で少し取り組んでみます。そして、そういう該當者があつて、それを発見する努力をしていないのか、努力をしてても該當者がなかつたのか、こちらの点を、もう少し私自身も解明してみまして、そして一考を要いたしますと答弁しておきます。

○鬼木委員 まことにけつこう。

では、その次に自衛官の勤務時間の問題について、ちょっとお尋ねしたいのですが、これは訓令に載つてあるんですね。一般の自衛隊員は、第四条に従つて朝の八時が出勤時間です。開始時間が八時。ところが第五条によると、「幕僚監部及び統合幕僚会議事務局に勤務する自衛官の通常の日課は、次とおりとする」、月曜日から金曜日まで、

課業開始は八時三十分である。同じ自衛隊員で三十分のズレがある。もちろんこれは最後に合わせてある。合わせてあるが、朝三十分のズレを、どう

いうわけでこんな時差がつけてあるのか。これは私は非常に不適切な気持ちですが、どういうわけですか。

○高瀬(忠)政府委員 幕僚監部の日課は、平日に

おきましては八時三十分から十七時まで、それから土曜日が八時三〇分から十二時三十分まで。そ

してその間に休憩時間があります。平日の場合十二時十五分から四十五分まで三十分間が休憩時間です。この場合の一日の実働時間は、平日八時

間です。この場合の一日の実働時間は、平日八時間、土曜日が四時間で、週の実働時間は四十四時間です。現地部隊の日課は、いま御説明のよう

ございますので、隊員の健康維持、それから、あるいは先生御承認のように、午前の日課と午後の

現地部隊の日課というのは、訓練やその他の勤務

の場合におきまして、非常に肉体上の疲労が多く

出でます。これは单なる抽象的な美文であつて、

法令を美文化したものであつて、実際には適用ができないんじゃないですか、これは予備自衛官を集め

り上げて八時としているわけであります。終了時は幕僚監部と同じでござります。したがつて、この場合の一週間の実勤時間は幕僚監部と同様で、それぞれ八時間、土曜日四時間、四十四時間ということになつております。

要するに、繰り返しますが、趣旨は、非常に肉体労働が伴うので休憩時間もよけいにとろう。それからもう一つは、教育訓練の上からいって、午前の部と午後の部をはつきり区別する、そいつた点を勘案いたしまして、休憩時間を一時間どるために三十分繰り上げたということでございま

令に詳しくずっと載つておるんですよ。ズレと、それから休憩時間を長く見る。片方は八時が始まり、片方は八時半。それはみな詳しく載つておりますが、あなたのおっしゃったのは、載つておりますが、部隊勤務の自衛隊員は八時、幕僚監部や事務局の連中は八時半だ。そういうことが私は根本的に考え方がおかしいと思うんですよ。

では、その八時から八時半までの間にもしますか。そうするとあなたたちは、そういう場合にはこの限りにあらず、必ずそう言われると思う。それは、「業務に支障がある場合においては、この限りではない。」ちゃんとここに書いてある。それは、もう言わぬでもわかっておる。あなたたちは、きっとそういうふうに説明されるだろうから、その前にはくは言つておくけれどもね。そういうただし書きがあるけれども、大体八時と八時半にするということが、同じ自衛官でありながら、そういう差別をするというのがおかしい。では、公務員だって、同じ公務員でも忙いところと忙しくないところで、朝の出勤を変えるなんということはとんでもない。これは時差出勤で、ほかの理由による事はありますよ。それはあります。だけれども、幕僚と一般自衛隊員と——疲れるからだとか、とんでもない。あまりふざけたことを言うんじゃない。何のために三十分のズレをや

るか。それは、一般の自衛隊勤務も部隊勤務も八時半にするのなわけこうだ。両方とも八時半ならいいです。鬼木がやかましく言ったから八時半が八時になつて、おれたち三十分損したなんといふとんでもないやつ、やつと言つてはあれだから皆さんがいらっしゃるかもしれない。だから、ぼくはそうじやなくして、だつたらみんな八時半にしてもいい。引き上げて八時に合わせろとは言いませんよ。こういうことが、すでに自衛隊の精神の弛緩だ。精神がゆるんでいる。長官、いかがですか。

○高瀬(忠)政府委員　これは、いまおっしゃいましたように、通常の場合の勤務時間を定めたものでありますて、その根底には、実働四十四時間というような点を基礎にいたしまして、そして時間をはじくわけです。そうしました場合に、先ほど申しましたように、幕僚監部以外の部隊等におきましては、教育訓練というものが非常に大事な毎日の仕事でござります。そういうった場合に、幕僚監部等の場合におきましては、十二時十五分から十二時四十五分までの三十分というのが休憩時間ですね。それじや休憩時間としては非常に短いので、やはりそこはある程度くつをいたしまして、たっぷり休みはとる。そして午前の部の教育訓練と午後の部の教育訓練は画然と分けて、気分の十分な転換をして教育効果もあげる、そして疲労も回復しそうというふうのあらわれが、一方を八時にし、一方は八時半にしたということをございまして、これは通常の場合でございます。ですから、いざという場合には、幕僚監部も部隊も全くないというのは、おかしいぢやないかといふことはあるかもしれません、そういうった場合には、ちゃんと宿直なり日直なりが厳然としておりまして、通信網は十分果たしておりますから、実

際の支障のない運営ができるということとございまして、これは、あくまでも精神論ではありますんで、実働四十四時間というのをもとにいたしまして、その教育訓練の効果その他を考えると、こういうのが一番いい時間の組み方ではないかとうふうに私どもは考えておるわけであります。  
○鬼木委員　あんまりばくはやかましく言いたくないけれども、そんな説明はもうよしなさいよ。これは、あくまで通常の規定でございます、それは、もうもちろんそうですよ。自衛隊、何だつてみんな通常です。一朝まさかの場合には夜を徹りますよ。当然、じや、一般公務員だつてそうですよ。これは夕方五時までなら五時までときまつていますけれども、幾ら国会の職員であろうが一般公務員であろうが、まさかの場合には夜を徹してもやることは、それはありますよ。あくまでもこれは通常の場合のことであつて、それを言つてゐるんですよ。だから、そういうわかり切った説明では納得できませんよ、そういうことは。そもそも自衛隊 자체を、これは仕事の重要度だとが疲労するからとか、そういうことを言つたら自衛隊員はみんなおこりますよ。日本の、わが国の自衛隊が、幕僚やら統幕の部員だけが自衛隊員か。そんな言い方しちゃいけませんよ。もう自衛隊員は、全員國土を守るという重責をになつてゐる人であつて、軽重はない。断じて軽重はない。あるわけがない。だから、そういうことで勤務時間が始まりをどうするというよつたなこと自体が、私はよくないと思うんですよ。だったら、ほかの公務員だって、全部これは段階をつけなければいかぬ。特に忙しいところは、まあどこということは言いませんけれども、朝十時でいいぞ、どことどことは朝九時でいいぞ、そういうふうにやられたんじや、私は最もよろしくないと思う、こういうやり方は。また、自衛隊の性質からしましても、こういうことじや精神が地緩しますよ。長官やあるいは防衛局長、みなひとつはつきりその見解を言ってください。私、それじや納得できませんかね。

○山中國務大臣 これは、第一線と言つたら麥で  
すけれども、実際の各駐屯地、基地等の実動部  
隊、そういうものは何も出勤時間に差はないわけ  
ですね。

ただここで、私もどうしてこうなったか制定の  
経過はよく知りませんが、結果的に見れば、幕僚  
監部及び統合幕僚会議事務局に勤務する自衛官だけ  
でござりますから、あるいは一般官庁の出勤時  
間並みにしてあるのかもしれないと思います、そ  
の性格上。したがつて、地方において師団長は三  
十分おくれてもいいとか、連隊長は三十分おくれ  
てもいいとかいうことにはなつてないわけであ  
りますから、中央官庁並みに扱つたのではなかろ  
うか。これは志賀健次郎官の時代ですから、昭  
和三十七年にきまつておるようであります、そ  
ういうことではなかろうかとしか、いまになつて  
私としては考えられません。

○鬼木委員 防衛局長……。一へんも二へんも言  
わすな。長官の次に防衛局長と言つたじゃないか。  
○久保政府委員 所管に応じて答弁すべきだと思  
いますけれども、御指名がありましたので答弁い  
たします。

先生の御趣旨によりますと、幕僚監部と同様に  
勤務すべきであるということであれば、部隊は八  
時半から勤務することになります。そうしますと、  
いま人事教育局長の説明によりますと、昼の休み  
が三十分ということになります。

ところで、私は軍隊にいたことがありますけれ  
ども、最も楽しいのは、めしを食うこと、寝ること  
と、休むことがあります。訓練をきびしくすれば  
するほど、やはり休憩をし、めしを食うこと、そ  
ういうものには非常に快適な環境を与えることが  
部隊を使つゆえんであろうと、私は自分の経験で  
も思います。そうすれば、部隊というものは、教  
育訓練が主でありますので、幕僚監部は中央官庁  
並みに行政組織としての機能を果たす、それに合  
う範囲の勤務時間を定めれば、部隊といふものは、教  
育訓練が主でありますので、幕僚監部は中央官庁  
部隊としてのありよつであろうと私は思います。

○鬼木委員 食事のときが楽しいなんというのは、自衛隊に限らず、だれでも食事のときは楽しむ。自衛隊だけが食事のときが楽しいなんて、ふさけたことを言うな。全国人民はみんな、家族が寄つて御飯を食べるときが一番楽しいときだ。そんなことを言つてはいるんじゃない。朝の出勤時間をそういう八時と八時半にするという、そんな考え方は根本的な間違いである。長官は、志賀健次郎さんか健太郎さんか、あの防衛廳長官の時代のことだと、自分もようこれは研究していないといふようなお話をあつたが、これは私は絶対納得できませんね。同じ自衛隊でありながら、片方はのんべんだらりと八時半ころぶらんとやつてくる。部隊勤務は八時からせっせとやつてはいる。これは、もう自衛隊全体の士氣に関する。私は、こういうことは絶対賛成できない。あなた方、あくまでそれをこれで通されるということだつたら、私も、あくまでこれはがんばりますよ。オール自衛隊員のために遺憾です、こういうことは。長官、いかがですか。もし、まだお考えが出ないというのなら、この問題は保留いたします。またやります、何らか皆さんの統一見解が出るまでは。

○山中國務大臣 まあ、私の考えですが、これは幕僚監部及び統合幕僚會議の事務局の自衛官のみでありますから、要するに、防衛本庁に勤務する者だけであります。でありますので、一般的内局、せびろの諸君は、これは公務員の規定どおり八時半に登場してまいりますから、そうすると、松町の防衛本庁の中で、幕僚監部及び統合幕僚會議の事務局の自衛官のみが、三十分早く本庁において出勤するという、またおかしなことも起つりますね。

だから、おつしやるよつに、三十分のズレに事が起つたらどうするのだということは問題があると思う、最高の指揮官がみんな三十分おくればから。ただ、実際の部隊においては同じにしてありますから、そこらの点は問題はないと思いま

すが、制服を着ているものは全部同じ出勤時間、退序時間であつてよろしいということにいたしますと、今度は内局がございますし、その他にも施設の他せびろ組がござりますから、その中で、三十分だけ幕僚監部と統幕の事務局の者たちだけが、その中で自衛官だけが三十分早く登場するということになりまして、防衛本庁の中の姿としては、ちょっとまたおかしくなることもあるんじゃないかと思うのです。

○鬼木委員 いま、いろいろあなたが解明されたとおりですよ。そういう息が合わない、自衛隊全体の息が合わない。リズムがずれている。波長が合わない。これでは、ほんとの防衛行政とは言えないので、私はそれはあなた、それでよい。本庁のえらい連中は三十分おくれ、ぶらんぶらんして、散歩でもするよつなかつこうでやつてこられたのでは、われわれは迷惑するんですよ。そういう自衛隊はもう認めない。ほんとうに精神が弛緩している。だから、全部八時半ならけつこうでですよ。それに私は文句言つてはいるのじやない。差別するから、私は、そんな足並みのそろわぬようなそういうことは……。大体、私の気持ちは長官のわかりでしよう。どうぞ防衛本庁の幹部諸君、何か反論があつたら、あとでぐすぐず言つたつてしまふが、この問題は保留在いたします。

○山中國務大臣 まあ、私の考えですが、これは幕僚監部及び統合幕僚會議の事務局の自衛官のみでありますから、要するに、防衛本庁に勤務する者だけであります。でありますので、一般的内局、せびろの諸君は、これは公務員の規定どおり八時半に登場してまいりますから、そうすると、松町の防衛本庁の中で、幕僚監部及び統合幕僚會議の事務局の自衛官のみが、三十分早く本庁において出勤するという、またおかしなことも起つりますね。

だから、おつしやるよつに、三十分のズレに事が起つたらどうするのだということは問題があると思う、最高の指揮官がみんな三十分おくればから。ただ、実際の部隊においては同じにしてありますから、そこらの点は問題はないと思いま

すが、制服を着ているものは全部同じ出勤時間、退序時間であつてよろしいということにいたしますと、今度は内局がござりますし、その他にも施設の他せびろ組がござりますから、その中で、三十分だけ幕僚監部と統幕の事務局の者たちだけが、その中で自衛官だけが三十分早く登場するということになりまして、防衛本庁の中の姿としては、ちょっとまたおかしくなることもあることがあります。つまり、もう一度申し上げますと、教育訓練と生活の場というものを同時に部隊では持つておきます。それに対しまして中央では、生活の場を除いて仕事だけがあるということで、その点が非常に状況が違つております。

したがいまして、部隊と中央との時間のギャップをどうするかという問題でございますが、たとえば師団司令部とかあるいは方面総監部といふのは、部隊の系列で八時になりますので、その限りにおいては矛盾はございません。あとは、中央と方面総監部との関係でございますが、これは当直等を立てるということによって、食い違いを避けるということはできると思います。

以上のように考えます。

○鬼木委員 何もたいたきめ手にはならぬね。同じことを言うだけのこと、ことばの表現が少し変わつただけで、同じことは一つことです。だから、実際部隊においてのあれは支障はない。本庁のほうでそういう問題が、ズレが起つてくる。だから、これが私は一番よくないと思うんですよ。全国の自衛隊の給たばねをするところの本庁において、特別待遇みたいな、八時半ころぶらんとしてやつてくるなんというの。みな様に八時半ならいいですよ。実際部隊においては八時半にあっても八時からびしやつとやる。だから、それが八時に合わせること無理であれば八時半に合わせなさい、こうほくは言つてはいる。だから、お昼休みの弁当を食べるのがどうだとか、楽しい時間が短くなるとかならぬとか、そういう操作はどんなにでもできる。御飯を食べる二十分、三十分の操作は、くふうすればどんなにでもできる。

○山中國務大臣 おつしやる趣旨は、私もよくわかります。要するに、上正しからさればといふことを引かなくても、上がむしろ先に立つべきであるということが効率的である。特に航空部隊等におきましては、早朝訓練等もございますので、八時半からやるということは必ずしも適当でございません。つまり、もう一度申し上げますと、教育訓練と生活の場というものを同時に部隊では持つておきます。それに対しまして中央では、生活の場を除いて仕事だけがあるということで、その点が非常に状況が違つております。

したがいまして、部隊と中央との時間のギャップをどうするかという問題でございますが、たとえば師団司令部とかあるいは方面総監部といふのは、部隊の系列で八時になりますので、その限りにおいては矛盾はございません。あとは、中央と方面総監部との関係でございますが、これは当直等を立てるということによって、食い違いを避けるということはできると思います。

○鬼木委員 何もたいたきめ手にはならぬね。同じことを言うだけのこと、ことばの表現が少し変わつただけで、同じことは一つことです。だから、実際部隊においてのあれは支障はない。本庁のほうでそういう問題が、ズレが起つてくる。だから、これが私は一番よくないと思うんですよ。全国の自衛隊の給たばねをするところの本庁において、特別待遇みたいな、八時半ころぶらんとしてやつてくるなんというの。みな様に八時半ならいいですよ。実際部隊においては八時半にあっても八時からびしやつとやる。だから、それが八時に合わせること無理であれば八時半に合わせなさい、こうほくは言つてはいる。だから、お昼休みの弁当を食べるのがどうだとか、楽しい時間が短くなるとかならぬとか、そういう操作はどんなにでもできる。御飯を食べる二十分、三十分の操作は、くふうすればどんなにでもできる。

○山中國務大臣 おつしやる趣旨は、私もよくわかります。要するに、上正しからさればといふこと

が少しずれる。それはそれでいいと思うのですが。だから、両方とも八時になると、いままで八時半であったものが八時というと不平が出るかもしれないけれども、全部一緒に八時半に並べたら同じでしよう。だから、戦時中だとなんとかいうてやっているときは、それは昼も晩もないかもしれぬけれども、先ほど人事局長が言われたように、通常の問題なんですからね。平時の問題なんだから、朝合わせたって何も変わらない。これは当然合わすべきですよ。そして、その内容は変わつてもいいと思うんです。御飯を食べる時間が、こつち側よりもあつちが短いとか長いとか、そういうことは操作はどうでもいいと思う。

いつも言うように、大幹部はます隊員や一般の人を先に楽しませて、いわゆる先発後楽だ。本省において自分たちはふんぞり返つて、朝八時半ころゆつくりやつてくるほかはみなどんどん一生懸命やつている。そのころぶらんぶらん八時半ころ来る、大体、ようもそんなことをやつてきたものだと思うんだな。八時半ころぶらぶら来るのは、背広組じやないんだろう。制服組だろう、みんな。局長さん、そうじゃないか。八時半ころぶらんぶらんやつてくるのは制服組だろう。背広組じやならないだろう。

○高瀬忠政府委員 背広組も八時半に参ります。一緒に参ります。

○鬼木委員 ぶらぶら来ておらぬだらうけれども、ぶらぶら来ておるよう見えんんだ。本人たちは、ぶらぶら来ておらぬと言つけれども、ぼくは言う、これは全部ぶらぶらして來おる。八時三十分、山の上の景色でもながめながら。とんでない。全自衛隊の士氣に關する。これは、ぜひひとつ一考も二考もしていただきたい。

オール自衛隊のために、そういうことはよろしくない。

○山中國務大臣　あくまでも防衛本庁の中の問題としてとらえる場合は、たとえば部隊も一緒に八時半にすらせ、本庁のほうの背広組と一緒にいてないとかしいというなら、部隊のほうも八時半に延ばせ、それならよろしい、こういうことですね。そうすると今度は、訓練にいそしんでいる連中ですから、昼食時間は最低一時間はとつてやらなければいけないと思つんでですよ。そうすると、防衛本庁に勤務する者は、やはり部隊と一緒に八時半にそこの点は並びますね。そうなると、休憩時間をやはり隊と一緒にとらなければなりません。そうすると今度は、休憩時間を、幕と統幕の事務局の者だけが、自衛官だけが一般のほかの制服の内局、施設部と比べて二倍となるということになつて、そして退院時間が三十分そこだけおくれるといふことになりますね。そのところは、部隊にずっと居住しておる者、そういう者は連隊長から方面総監全部そろつておるわけですから、松町におる連中の問題だけだということになりますね。しかし、おる連中といつても、それは陸海空の責任者ばかりで、その事務局あるいは幕僚監部の高級な諸君ばかりです。それが三十分朝寝をするといふとらえ方のみで言われますと——私もやはりまず責任者がしつとした態度で處するということが、曹士の諸君まで足並みをそろえていくほんとうの姿だと思います。したがつて、それにそろえると、今度は防衛本庁の中において、統幕の事務局と幕僚監部の自衛官のみが勤務時間が食い違つてくる。

間、退庁時間になる。これはいまは市ヶ谷分とん地から桜町の駅とん地に変わりましたけれども、ここだけが奇妙な現象が起こるということもあると思うのです。これは一筋の場所に勤務しておるものですからね。幕僚監部といつても、背広の者もおりますしね。その中で、自衛官だけが違った勤務時間というのもどうだろうか。もう少し研究させてください。

○鬼木委員 内容は非常に複雑でしょう。そう一律に簡単にはいかぬと思います。いかぬと思いますけれども、問題は、自衛隊全体の士氣に関することですからね。私はその点を憂うるのであって、だから、これは時間を与えてくれ、考えるからといふ長官のお話ですから、十分衆知を集めて、ぜひひ考えていただきたいと思うのです。まだあと基調辺の問題があるから、あまりこればかりやつても話にならぬ。

もう一つ、ちょっとお尋ねしたいのですが、婦人自衛官の問題で、これは最初婦人自衛官は昭和二十七年ですか、看護婦として採用されておつた。それが今日だんだん多くなつて、現在約千二百人ばかりおるとかいう話ですが、あとでまた違つておつたら……。

昨年の十月末ですか、陸上自衛隊朝霞駐とん地の観閲式で、雨の降りしきる中に婦人自衛官が、全身しとどにぬれながら勇気りんりん行進を続けた。これに田中さんが非常に感激をされて、どうだ山中君、ひとつこれ少しふやさぬか。山中長官最も大いに意を強うして、やりましようというよくなわけで、大々的に募集するというよくな話を聞いておりますが、現在は千二百名程度だ。今度どのくらい募集をされる考え方であるか。過去においては、たいへん応募者が多くて、競争率も四倍もあつたというふうなお話もありましたが、私は婦人自衛官を何もいかぬと言つのじやない。(まことにけつこうだと思います。隊の中でもきれいなお嬢さん方がいらっしゃるというと、何となくやわらいでくる。しかも諸外国にも、そういう例はたくさんある。米国、ソ連、英國、スウェーデン、

隣の韓国、イスラエル、スイス、これは、みな婦人自衛官を置いておるんですからね。私は、これに対する異論を差しはさむものではない。けつこうだと思うのです。けつこうだと思いませんが、これは自衛隊が二万五千人足らぬ、この肩がわりをするのだ、そのためには婦人自衛官を採用することは大いによろしい、かつて島田事務次官がそういうことを発表しておられたのですが、しかし第一線に活躍しておるところの自衛隊諸君の肩がわりが婦人自衛官ができるかというだな。私はしようとだけれども、私はできないと思うんですよ。婦人自衛官は船にも乗せない、あるいは管制上の点にも携わることはできないようにしてあるとか、いろいろそういう制約があるらしい。そうすると、直ちに陸上自衛隊が二万五千人足らぬからその肩がわりするんだといふような、安易な考え方にはたしてできるのかどうか。あるいはまた、予算面においても、男子の自衛隊員と婦人自衛官ということになると、経費の問題もたいへんなことだろうと思ひます。これは風紀上の問題からいたしましても、婦人自衛官だったら別棟ですね。別に婦人自衛官だけ宿泊するような宿泊施設もつくらなければならぬ。風紀上の問題もある。婦人自衛官は労働基準法の適用を受けない、だから、深夜勤務でもやらせるから都合がいいじゃないか、そういう考え方は、私はもつてのほかだと思う。労働基準法の適用を受けないから、深夜勤務にさせるのに女でもまわぬ、冗談じやない。婦人自衛官であればこそなおさら、深夜勤務なんかは、私は遠慮してもらわなければ困る。そういうふうなことを新聞でちらちら言つておられるようだが、感覺がだいぶ私の考え方とずれておるようだが、婦人自衛官そのものに對して、私は異論を差しはさんでおるのじやない。それはけつこうだ。どういう考え方で、またどのくらい募集されるのが、将来どういうふうにやられるのか、予算の問題あるいは婦人の活躍する部面、そういう範囲の問題とか、そういう点について承りたいと思つ。

○鷲瀬(忠)政府委員 婦人自衛官の現在の人員、それから募集の問題につきまして、申し上げたいと思います。

婦人自衛官には、実は一種類ございまして、一つは、一般の婦人自衛官と、看護婦ですか、看護の仕事をする、いわゆるナースと言つております

が、その婦人自衛官と両方あります。一般のほうは現在官、曹、士合わせまして、三月末で千百九十七名、看護婦の自衛官は、ちょうど四百人おります。それから看護婦の卵、看護婦の学生を教育しておりますが、これが二百六十名ばかりおりま

す。  
本年度の募集関係ですが、実は曹、士で約四百五十二名、それから海空新たに募集いたします。海が幹部七名、曹十六名、計二十三名、空が幹部八名、曹二十三名、計三十二名。全部合計しまして、四十九年度の一般の関係でございますが、募集計画は五百六名になつております。それから看護婦の関係は、毎年、大体同じ程度で募集はする。

それで、募集が困難だから婦人自衛官で代替するというお話がございましたけれども、婦人自衛官の発足の趣旨というのは、婦人にも直接防衛の仕事を与える。それから婦人に対しまして、現実的面で防衛の理解といいますか、協力をさせる。

それから自衛隊の中にも、いろいろいろお話をございましたが、婦人に適する職種があります。た

めに管理の面では、男子の居住区と区別しなければなりません。御指摘のように、特別な建物をつくるなければなりません。そういうようなことで、少數の者のために特別な建物をつくりますから、当面は男子隊員よりは金がかかるとい

うことは、言つまでもないことがあります。

○兎木委員 つまり、自衛官が二万六千人も足らないというので、WACにかわってもらおうといふことは、確かに私は無理があると思うんですね。そのままにWACに肩がわりをさせるということは、私はできないと思う。仕事の内容も、いまおっしゃったように、管制には加えない

うようなことは、確かに私は無理があると思うんですね。そのままにWACに肩がわりをさせるということは、私はできないと思う。仕事の内容も、いまおっしゃったように、管制には加えない

ことか、あるいは船には乗せないととか、だから、第一線部隊で働いているところの自衛官と同じようなことを、だれが言つたのか、たしかさつき島田とおっしゃつたのですが……(鬼木委員「島田次官がはつきり言つています」と呼ぶ)ところが、そういうことは全然考えておりません。また十八万体制といふものは、十八万名の編成、装備といふもののもとにおかれているわけでありま

す。ただ、婦人自衛官、WACの中には、私たちも普通の曹、士と同じような訓練も受けさせて、それを女性でもつて肩がわりさせる分野は、先ほどからお話をあるように、おのずと限定され

ます。ただ、婦人自衛官、WACの中には、私たちも普通の曹、士と同じような訓練も受けさせて、それを女性でもつて肩がわりさせる分野は、先ほどからお話をあるように、おのずと限定され

ます。ただ、婦人自衛官、WACの中には、私たちも普通の曹、士と同じような訓練も受けさせて、それを女性でもつて肩がわりさせる分野は、先ほどからお話をあるように、おのずと限定され

ます。ただ、婦人自衛官、WACの中には、私たちも普通の曹、士と同じような訓練も受けさせて、それを女性でもつて肩がわりさせる分野は、先ほどからお話をあるように、おのずと限定され

ます。ただ、おのずから仕事の内容も違うし、いわゆる男

けではありません。

それから、予算その他につきましては、あとで他の担当者からお答えいただいたらしいと思いま

すが、確かに管理の面では、男子の居住区と区別

しなければなりません。御指摘のように、特別な建物をつくるなければなりません。そういうよ

うな趣旨で、婦人自衛官制度を採用しているわ

けではありません。

深夜でも使いやすいから婦人自衛官を使うという

おきます。先ほど申されたような意味で、非常に深いです。

○山中国務大臣 まず、初めにお断わりいたしておきますが、主として陸上を中心とするやや恒常的な勤務をさせてもらいたいと思つたとき

に、おおむね三ヶ月間は、主として陸上を中心とするやや恒常的な勤務をさせてもらいたいと思つたとき

に、おおむね三ヶ月間は、主として陸上を中心する

おおむね三ヶ月間は、主として陸上を中心する

強化、固定化、永続化ということにつながるんじやないかという、こうした疑問があるんですね。基地を縮少しよう、あるいは撤去しよう、それにはどうすればいいかというような、それを出発とした法案ならば、私は、大いに歓迎だが、これは、そうじやなくして、基地を固定化しようという。これは米軍あるいは日本の自衛隊両方ともですが、いずれも基地の存在によって生じてくる周辺の市町村とのトラブルあるいは市町村の損害とかいうような、そういう問題を緩和する、そして基地を永続化していく、固定化していくというような法案ではないか。

これは、山中長官も御承知ですか。御承知どころか、あなたが一番立て役者だった、沖縄返還の場合の沖縄の山中か山中の沖縄かというように、あなたが一生懸命、獅子奮迅の御努力をなさった。基地は縮小するように、撤去するように、これは超党派で国会で決議をしておる。だから、その決議を受けて、こういうふうにするための法案だと、あなたは話は別です。ところがどういってください。そういうところに、どうもこの法案に対する私は根本的に疑問を持つ。その点、まず冒頭にひとつ長官に……。

○山中國務大臣 これは、二つの面に分けて考えてもらいたいと思うのです。

一つは、これは各党の合意を得られないのは残念であります。わが国が憲法の中で許容されると思われる範囲内のもの、そしてわが国に対する急迫不正の侵害を、わが国自体で日本に手を出すことをちゅうちょせしめるぐらいの、そういうことのないような力というものを持つ、これを独立国として国際通念上の自衛権も持ち、そして、その自衛権の姿として自衛隊があるわけですから、その基地は、やはりこれは整理縮小の方

向で一緒に議論すべきものではないと私たちは考えております。

しかし一方において、安保条約を締結したものにおいて、アメリカの基地が日本に存在する。これにはまた提供する義務があります。しかしながら、月日が非常に流れておりますし、國際情勢、極東の情勢等も、軍事的な情勢は変わりつつありますから、またアメリカ等は、ニクソン・ドクトリン等を打ち出しておりますし、そういうことの変化に伴って、われわれとしても、核のかさを中心とするアメリカの抑止力のもとに、われわれの自衛隊の存在の目的が初めてあるわけであって、そのためには、基地を全部なくすることはできないと思

うのです。私たちは、そういう立場であります。しかしながら、例を沖縄にとられましたように、あまりにも日本の本土と違う状態の環境の中で、詳しく述べませんが、広大な面積を、しかも最も

いい場所を占領されて基地ができるおそれがあります。私たちは、たてまえとして、鬼木先生のおっしゃるとおり、これは本土の全部の責任で

沖縄の人々のおもしりを取り除いてあげる努力をしなければならないと考えておりますし、逐次その努力も実つてきつありますし、今後もその努力を進めてまいります。

○鬼木委員 いま長官のおっしゃるとおりです。それは私、よく承知しております。第一条にもちやんと説明が書いてありますよ。「自衛隊の施設又は

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定と、

いま長官が御説明になつたとおり。この意味におけるところの本法案ですから、それはよく承知いたしております。おっしゃるとおり、これを全部

なくしてしまえと言っているのじゃありません。ただ、私が言いますのは、その基地をだんだん

縮小していき、だんだんこれを返還していく、それが二二%ぐらい返還を同意せしめたわけ

です。本土においても関東計画なり、あるいは横浜海浜住宅の移転なり、横田集約とかその他いろいろあります。その基地といふものは、これは恒久化

いるありますが、そういう方向は出でているわけであります。

○山中國務大臣 でありますから、自衛隊の基地は何も恒久化とか固定化とかということではなくて、独立国家であ

れば私たちは必要であると思つ。そのためには、

域、第二種区域、第三種区域といふようになつて

基地があるためにいろいろの面で御迷惑をおかけしているであります。いままでは、基地を使うことによつて与える御迷惑について配慮しようとした

法律であつたけれども、内閣委員会のその際の附帯決議あるいはその後、行政の運用をやつてみま

して、周辺地域の住民や市町村の皆さんから、こ

の法律のままでは対応できない、御希望に對してお

りましたので、そういう意味で、われわれの基地を許容してくださる周辺に対しても、私どもがおこ

たえできる道は何かということで、新しい周辺の生活環境に関する法律をお願いしているわけであ

ります。

米基地については、たてまえとして、鬼木先生のおっしゃるとおり、これは本土の全部の責任で

沖縄の人々のおもしりを取り除いてあげる努力をしなければならないと考えておりますし、逐次その努

力も実つてきつありますし、今後もその努力を進めてまいります。

○鬼木委員 いま長官のおっしゃるとおりです。それは私、よく承知しております。第一條にもちやんと説明が書いてありますよ。「自衛隊の施設又は

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安

全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定と、

いま長官が御説明になつたとおり。この意味にお

けるところの本法案ですから、それはよく承知いたしております。おっしゃるとおり、これを全部

なくしてしまえと言っているのじゃありません。

ただ、私が言いますのは、その基地をだんだん

縮小していき、だんだんこれを返還していく、そ

の対策の法案ならば、すぐさまのままのめるけれども、これでは、そういう点があるのじゃないか。

いわゆる特色として、今まで市町村対象を今まで

は県にまで広げて、しかも迷惑料といふことで出

すのだ、それはよくわかつています。それはよくわかつていますが、重要基地を対象として特定防

衛施設という指定制度を設ける。そして第一種区

がござります。これは特に第三条、いわゆる障害

おりますが、指定区域をどのようにしておきめに

なつておるのか。大体きまっておるのか。茨城県の百里あるいは静岡の浜松、石川県の小松等、全

国十八カ所といふようなことも書いてあるようですが、大体予想を立てて、それに対する予算とい

うような点もお考えになつておるのかどうか。こ

れは一條から十三条まであるようですが、九条ま

で私は逐条お尋ねしたいと思うが、これは、どう

いうふうになつておりますかね。

予算書もいただいておるから、私ここへ持つて

きておりますが、内容は、補助率が今まで十分の六・五から今度は十分の八にする。それから補

助の対象も広げると、各条にずつと説明してある

ようですが、それに對する予算措置は、どのよう

に考えられておるのか。いわば基地に協力をして

おる県や市町村に對してはよけい出す、非協力的

なところはあまり指定しないとか出さないとかい

うよう差別があるのじゃないか。長官、おわかれ

りますが、革新団体なんかだったらあるいは協力

しませんよ。そうすると、非協力的と協力してい

るところに對しての予算措置といふようなもので

すな。今度第一條から第九条までの予算措置

を——予算書もここにあります。どういうことで

予算を組まれたのか。それもあとで、また一々条

を追つてお尋ねしますが、まず、たてまえの根本

をひとつお尋ねねたいと思つ。長官でなくて、ど

なたでもけつこうです。

○徳安委員長 ちょっと速記を待つて。

〔速記中止〕

○徳安委員長 速記を始めます。

○田代政府委員 お答えいたします。

先生の御質問は、おそらく現行法と今度の新法

との相違点という形でお話し申し上げたほうがよ

ろしいのじゃないかと思いますので、まず、そ

う角度で申し上げまして、あと予算の關係を申

し上げたいと思います。

御存じのとおり、一つのカテゴリーいたしま

して、施策の拡大をはかつたものというグループ

がござります。これは特に第三条、いわゆる障害

防止関係でございますが、その中の防音工事につきましては、対象施設を拡大いたしまして、診療所とか助産所を追加する。それから第八条、これは旧第四条でございますが、民生安定施設の助成、これにつきましては、強力的な運用をはかるといふことで、先ほど話がありましたかと思いますが、「運用」のほかに「設置」という障害の対象を加えましたし、それから「著しく阻害」ということばを、「著しく」を削りまして「阻害」ということばにするとか、あるいは事業主体を、先ほど御指摘のように、「市町村」から「地方公共団体」といふように広げるということにいたしてございました。

そこで、第二のカテゴリーといたしまして申し上げたい点は、新規の施策という観点で申しますと、これは新法の四条、五条、それから六条、七

条という個条がございます。これは運輸省関係の公共用飛行場関係と相関連いたしまして、飛行場等の周辺を第一種、第二種、第三種というあい

に区分けいたします。そこで第一種の地域につきましては、新たに個人の住宅防音というものをこ

こで考える。それから第二種につきまして、移転補償、また移転をしていただく移転先につきまし

ては、公用施設の整備等につとめる。それから第三種につきましては、これは飛行場に非常に近いスペースでございますが、緑地帯その他の緩衝

地帯を整備する、こういうしがけにしてござります。これが今回の新法の非常に大きな問題かと思

います。

それから、もう一つの大きな問題といたしまし

て、先ほど御指摘のとおり、特定防衛施設調整交付金を支給するというのを入れました。これが新

しい問題の第一でございます。

そういうことで、今回の法律関係で、この法律に關係いたしました総予算是、四十九年度予算で

見ますと四百十四億になります。

三条文別に申しますと、第二条関係でそのうち二

百五十五億、それから第四条の住宅防音関係で一億、第五条の移転関係でもつて四十二億、それから第

六条の緑地帯の整備等でもつて、これはわずかで

すが千二百億、第八条の民生安定施設の整備といふことで百十四億、第九条の調整交付金が五億と

いうことになつておるわけでございます。

そこで、これは全体の金額で申し上げたわけでございますが、新法の制定によって新しく計上し

た経費は、いかがかということに相なりますと、先ほどお話しいたしましたように、個人防音に関

連いたしました一億円、それから調整交付金の五億円、いうことに相なろうかと思いますが、この

ほかに、従来予算措置でごく一部やつております

たのを、今回法律でござることにいたしまして、そ

れに関連いたしまして、たとえば第五条関係の公

共施設の助成の問題、それから第六条の第二種区域内緑地帯の整備の問題、あるいは第八条を拡大

いたしたということも関連いたしまして、これは從来の市町村から地方公共団体ということに拡大

したという経費が、大体七億五千万ばかりでござ

ります。しながらまして、先ほど申しました六億

と七億五千万を足しますと十三億五千万というこ

とになるわけでござりますが、それ以外に、実は

予算が、これから実施計画を組まないと、まだつきりわからぬという要素もございます。

それは、たとえば第八条でございまして、先ほど申し上げましたのは、事務実施主体を、「市町村」

を「地方公共団体」に改めるということだけを申

し上げたわけでございますが、それ以外に、今回

の改正では、「運用」のほかに「設置」ということを入れてござります。それから「著しく阻害」と

いふことは、「阻害」ということに直してござい

ます。それによりまして、採択の範囲が広がるといふ要素がござりますが、これは今後、実施計画

を組まないと、この金額がいかほどのなるかとい

うことです、いまの段階では申し上げかねます。

○鬼木委員 所要経費について、いまあなたの御

説明で四百十四億五百四十二万円というお話を聞

いたのですが、第三条から、四条、五条、六条、八条、九条、十三条とこうあるのに、これは事前

調査をされて、この予算ははつきり組まれたので

すか。そうしますと、この予算というものは、すこぶるあいまいになるんですね。どういう意味でこんなこと書いてあるのか。ことに、「予算の範

域内において、なんて書いてあるんだ。予算の範囲内に合わせていく、だったら、事実はもつと

あってもできないということになるんですね。しかも、その費用の全部または一部を補助する、ど

ういう意味か。これは非常に流動的な言い方なんですがね。

いま、あなたの御説明のようすに、第四条なんかは、わずかに一億ですね。第九条もわずかに五億。

だから、整備交付金を五億と組んでは、ど

ことどことどことどで、どうしてこうなるのだ。

住宅の防音工事も、一戸百万ぐらいな程度で、百戸分組んである。だったら、防音装置をする、実

際には被害をこうむつておる住宅が百戸あるのを、

予備調査、実地調査をやられたのかどうか。こう

いう点がすこぶるあいまいで、これは各条全部そ

のとおりのことを言われるんですよ。これは事

前調査をして、そして、ここことこことこことこう

あるから、一戸百万ずつでこれは百戸あるからこ

うだ、あるいは整備資金はこうだ、調整交付金は

指定地域がここことこことここで、これでこ

うなる、これは全額補助あるいは一部補助といふ

ことの積算ができる、それでこういう予算ができ

ておるのか。

だったら、この予算の範囲内においてどうだこ

うだ、というようなことを言わなくたって、はつき

り実態に沿うた予算を組んであるならば、これは

きちっと説明できるはずです。これでは、そこぶ

るあるいはよいもこです。私は、こんな予算の組

み方は、どうしてもわからぬ。どうですか、これ

は。まだ全部逐条やりますけれども、根本的な問

題だ。

○田代政府委員 お答えいたします。

予算をどうしてこう組んだかということでござ

りますが、先生これは、おわかりと思いますが、

防衛施設庁といたしましては、昨年の概算要求に

あたりまして、新しい法律をつくるという前提の

もとで概算要求いたしたわけでござります。ただ

いまお手元でごらん願つてある法案は、できまし

まろ、それから若干の変更を受けて政府案として

固まつたものが国会に提案されおるわけでござ

りますけれども、施設庁といたしましては、概算

の段階から新法をつくるという前提のもとに概算

要求をいたしたわけでござります。そこで、そ

うしかけが一つあるということです。何も無縫

で予算ができるのじやないということを申し上げておきます。

そこで、個々に申しますと、たとえば障害防止

とか、あるいはまた移転の補償とか、土地の買い

入れとか、移転先地の公共施設の整備とか、緑地

帯の整備、それから大部分の民生安定施設の整備

等につきましては、当時概算要求いたしております

したと並行して、法律案をつくって一緒に並行し

て審議している途中で、財政当局として異

存がないというようなことで、こういう積算つき

で、きわめて精細な積算がついたところで予算が

きつたわけでござりますけれども、新法の全く

新しい施設としての個人住宅の防音の問題でござ

りますとか、先ほど御指摘の第九条の調整交付金

の問題、これは予算の最後まで非常にもめた問題

でござりますが、個人の住宅防音の問題から先に

申しますと、これはさつき私、申し上げたかと思

いますが、個人住宅防音をいたしますのは、第一

種地域ということになります。一種、二種、三種

と申しますのは、これは先生御案内のとおり、昨

年末に環境庁からいろいろ勧告のごいました環

境基準、このものになつております考え方がJC

Aの勧告に従つたいわゆるWECPNLという

方式でござります。この方式に従いまして、正確

に各飛行場等について計測をいたしまして、そこ

でこれは、このゾーンは八十五以上、九十以上あ

るは九十五以上ということを正確に測定いたし

まして、それで初めてコンターというものが引け

るわけでござります。そのコンターをもとにいた

して、それが指定になるわけでござります。

したがいまして、住宅の防音工事を始めるわけでござりますけれども、そういったコンターを引くという作業が別個並行的に進んでおります。これは四十八年度中に、大体三ヵ所ぐらいテストでやっているわけでございますが、四十九年、五十年にかけまして、かれこれ二十ばかりの地区についてやりたいと思つております。そいつた時間が、ちょっとかかるという問題がございまして、それからまた個人住宅の防音は、全く新しい、新規の問題であるといふこともございまして、とりあえず初年度は、試験的にと言つてはいいへん語弊がござりますけれども、一億円でますやつてみる。二年度以降は、そういったセンターの引き方という作業と並行いたしまして、相当飛躍的にこれを伸ばす、こういう考え方のもとに今度の予算ができるおわけでござります。

それから、第九条の調整交付金の問題でございま

ますが、これも実を申しますと、防衛施設庁とし

て当初考えていたのと若干予想が変わつて結論を得たということになつておるわけでございま

すが、その間におきまして、いろいろな議論がございまして、初年度でござりますから、この際、五億円程度でスタートしてはどうかということで、

予算的には最終的にセットされた問題でございま

す。しかしそれも、これは先生おられなかつたの

ですけれども、一昨日も、それがらきょうの午後

の吉田先生の場合にも、何回も御説明いたしまし

たけれども、やはり第九条の一項、二項というこ

とで、指定にあたつても相当客観的なデータをも

とにしてやりたい、また配分するにいたしまして

も、客観的なデータをもとにしてやりたい、こう

いう気持ちでござります。

○鬼木委員 だから、私が聞いておるのは、あなたが、概算要求でやつたのだから、これはあるい

たが、概算要求でやつたのだから、これはあるい

たが、概算要求でやつたのだから、これはあるい

たが、概算要求でやつたのだから、これはあるい

たが、概算要求でやつたのだから、これはあるい

たが、概算要求をするのだから、まだ、この新法が通つてもいないので予算だけは組んであるのだから、

でござりますけれども、そのままでござります。それでやりたいと思つております。そいつた時間が、ちよつとかかるという問題がございまして、それからまた個人住宅の防音は、全く新しい、新規の問題であるといふこともございまして、とりあえず初年度は、試験的にと言つてはいいへん語弊がござりますけれども、一億円でますやつてみる。二年度以降は、そういったセンターの引き方という作業と並行いたしまして、相当飛躍的にこれを伸ばす、こういう考え方のもとに今度の予算ができるおわけでござります。

それから、第九条の調整交付金の問題でございま

ますが、これも実を申しますと、防衛施設庁とし

て当初考えていたのと若干予想が変わつて結論を得たということになつておるわけでございま

すが、その間におきまして、いろいろな議論がございまして、初年度でござりますから、この際、五

億円程度でスタートしてはどうかということで、

予算的には最終的にセットされた問題でございま

す。しかしそれも、これは先生おられなかつたの

ですけれども、一昨日も、それがらきょうの午後

の吉田先生の場合にも、何回も御説明いたしまし

たけれども、やはり第九条の一項、二項というこ

とで、指定にあたつても相当客観的なデータをも

とにしてやりたい、また配分するにいたしまして

も、客観的なデータをもとにしてやりたい、こう

いう気持ちでござります。

○鬼木委員 だから、私が聞いておるのは、あなたが、概算要求でやつたのだから、これはあるい

たが、概算要求でやつたのだから、これはあるい

たが、概算要求でやつたのだから、これはあるい

たが、概算要求でやつたのだから、これはあるい

たが、概算要求でやつたのだから、これはあるい

たが、概算要求をするのだから、まだ、この新法が通つてもいないので予算だけは組んであるのだから、

だから、事前調査をして、ある程度の根拠があつて——ですから、この第一種の個人の住宅の補助

ということは、防音工事をやるのだと、うことは、もうわかつてあります。あるいは第二種は移転補償

だ、第三種は緑地帯その他緩衝地帯をやるのだ、そして、それは、もうおっしゃらぬでもわかつて

いるわけでござります。先生の御趣旨で申します

と、全国津々浦々まで全部測定しないと、予算要

求するのはおかしいじやないかという議論になる

と思うのですけれども、事柄はなかなかそつはい

かない。こういった個人防音は、最近の基地周辺

の問題から申しまして、やはり早くからなければいけないということもござりますので、やはり

そのため、新たに測定と並行しながらこの予算措置を考えたのです。

○徳安委員長 次回は、明日金曜日、午前十時

より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十三分散会

○田代政府委員 特に、個人住宅防音とか特定施設調整交付金の根拠の問題かと思ひますけれども、個人住宅の防音につきましては、これは運輸省とわが防衛施設庁でもつて、数年かかりでいろいろなテストをやつてきているわけです。たとえば入間基地におきまして、六つばかりの住宅を、たとえばRCの構造だと木造だと、いろいろな種類で六種ばかりの住宅をつくりまして、そこ

でテストをやりながら、どれだけの建設費がかかりますかといふような形でもつてきたわけでございま

す。

そこで百戸というのは一体何ことだと、こうい

うお話しやないかと思うのですけれども、この百戸につきましては、残念ながら——まだ新しい、

WECPNLという概念自身が、昨年の末の環境